

ことと調和するという。Ekelöf, IV s. 250 not 5, Norstedts, 3 s. 41: 6. なお, 23章15条参照。

第2条 証拠の保全を求めようとする当事者は, 裁判所にこれに関する申請をしなければならない。

申請書 (ansokan) * には申請人が証拠によって立証しようとする事実, 証拠の性質および申請人がこの証拠の取調べを支持するために援用する理由, ならびに可能であればその権利がこの証拠の取調べに依存しうる者** を示さなければならない。

* 申請は書面でしなければならない。Norstedts, 3 s. 41: 8.

** この者は一般に将来の訴訟における相手方当事者となるであろう者である。Norstedts, 3 s. 41: 8.

第3条 証拠保全については本口頭弁論外の訴訟手続における証拠の取調べについて定めるところが準用される; 申請人以外の他の者の権利が証拠の取調べに依存しうるとき, 彼の呼出しは必要とされない; ただし, 特段の理由が存するときはこの限りでない。何人も証人または鑑定人として彼が住所を有する地の下級裁判所以外の裁判所に出頭する義務を負わない。

第4条 証拠保全の実施の費用は, 申請人が支払わなければならない。*

その権利が証拠調べに依存しうる者が呼出しにより証拠調べに出頭したときは, 彼は申請人から必要な旅費および滞在費ならびに裁判所が合理的と判断するところに従い時間の消費のための補償を受けることができる。

* 訴訟が係属したときは, 申請人が相手方当事者から, その証拠の取調べが起因した費用の償還を受けられることができるか否か, 受訴裁判所が判断する。Norstedts, 3 s. 41: 10.

しない。したがって、彼は鑑定人として裁判所に呼出しを受ける。当事者鑑定人は証人に関する36章24条の規定により補償を受ける権利を有するが、その内容には鑑定人の仕事の対価は含まれていない。これについては彼に鑑定を依頼した当事者との合意で決まることになる。そして当事者は勝訴した場合は、鑑定人に支払った全額を訴訟費用に関する規定に従い—すなわち彼の権利を擁護するために合理的に必要なであった限りで、かつ審理の終結前に償還を申し立てることによって—、相手方当事者から償還を受けることができる。Norstedts, 3 s. 40: 27.

第20条 法律または命令において鑑定人の尋問に関する定めが存するとき、それが適用される。*

- * とりわけ、裁判精神医学的検査に関する法律（1991：1137）、刑事事件における特別の人的調査に関する法律（1991：2041）および血液検査に関する法律（1958：642）が重要である。

第41章 証拠保全について*

- * 証拠保全は非訟(frivillig rättsvård)の一形態とされるが、裁判所案件の取扱いに関する法律 (lag (1946: 807) om handläggning av domstolsärenden) —非訟事件手続法—ではなく、訴訟手続法の規定が適用される。理由書によれば、訴訟手続を避けることも証拠保全の目的の1つとされている（このことは特に遺言の効力の争いに関する証拠保全としての遺言証人の尋問について妥当する）。また、いわゆる模索的証明は許されていない。Ekelöf, IV s. 247-8, Norstedts, 3 s. 41: 4-5, 8.

第1条 ある者の権利にとって有意義な事実に関する証拠が将来失われるか、またはそれを取り調べるのが著しく困難になる危険が存在し、かつこの権利について訴訟手続がまだ係属しないときは、下級裁判所において証拠保全として証人、鑑定人、検証または文書証拠の取調べを行うことができる。* ただし、犯罪に関する調査の目的で本章の規定による証拠調べを行うことはできない。**

- * 証拠保全は本条に列挙する証拠調べに限られる。したがって、当事者尋問はすることができない。Norstedts, 3 s. 41: 6.
- ** 犯罪に関する調査の目的で証拠保全ができないことの理由の1つとして、エーケレーヴは、無実である旨の消極的確認の訴えを提起することができない

のために要した費用ならびに裁判所が合理的と判断するところに従い仕事および時間の消費に対する補償を受ける権利を有する。*

補償は、本案がそれについて和解が許容されるようなものであるとき、または公訴のもとに属しない犯罪についての責任に関するものであるときは、当事者双方が連帯して支払い、鑑定人の利用が当事者の一方のみによって求められたときは、その当事者が単独で支払わなければならない。その他の場合には、補償は公費から支払われなければならない。

* 例えば当該公的機関の規則の定めるところによる。鑑定人とその雇用主との補償の面における関係は本条の規整するところではない。Norstedts, 3 s. 40: 23.

** 1項2文の規定は私的裁判所鑑定人に関する。Norstedts, 3 s. 40: 23.

第18条 鑑定人は、裁判所が合理的と判断するところに従いその補償の前払を受ける権利を有する。前払は第17条により鑑定人に対する補償を支払うべき者が支払わなければならない。

前払に関する細則は政府が発する。*

* この細則としては、裁判所等のもとの訴訟または案件における補償の支払に関する政令 (1973: 261) 9条および法律扶助令39条が存する。

第19条 * 裁判所によって任命されない者を当事者が鑑定人として援用するときは、このような鑑定人については第7条および第8条に定めるところの適用できる部分が適用される。

この鑑定人が口頭で尋問されるときは、その他に証人について定めるところが適用されなければならない；ただし裁判所が適切と認めるときは、鑑定意見書の全部または一部を朗読させることができる。*

* 本条は当事者鑑定人に関する規定である。前述したように、実際には当事者鑑定人のほうが裁判所鑑定人よりも遙かに多く用いられる。当事者鑑定人を許容する要件は裁判所鑑定人の任命の場合よりも緩やかである。その代わりに35章7条による却下が問題になりうる。Norstedts, 3 s. 40: 25.

** 証人に関する規定の準用は当事者鑑定人が証人の性質を有することを意味

第12条 鑑定を引き受けた者が正当な理由なく所定の期間内に鑑定意見書の提出を怠るときは、裁判所は彼に過料の制裁付きで鑑定意見書の提出を命ずることができる。*

* 本条は私的裁判所鑑定人に対する過料の制裁に関する規定である。しかし通例は、他の鑑定人に代えるほうがベターだとされる。なお、鑑定人が期間の延長を求めるときは、32章3条が適用される。Norstedts, 3 s. 40: 20-21.

第13条 (削除)

第14条 鑑定人が正当な理由なく宣誓をすること、鑑定供述をすること、または発問に答えることを拒むときは、裁判所は彼に過料の制裁付きでその義務を履行すべき旨命ずる。*

* 本条は裁判所鑑定人に対する過料の制裁に関する規定であるが、その適用は例外的にのみ現実化する。裁判所鑑定人に対する勾引の問題は生じない。Norstedts, 3 s. 40: 21.

第15条 (削除)

第16条 * 鑑定人が第12条または第14条に関わる過怠もしくは不遵守の責めを負い、または尋問に呼出しを受けた鑑定人が出頭せず、かつこれによって当事者のいずれかに訴訟費用を生じさせるときは、裁判所は当事者の申立てに基づき、鑑定人に合理的な範囲においてその費用を償還することを命じなければならない。当事者の一方も相手方当事者にこのような費用の償還を命ぜられ、かつその支払をしたときは、その当事者は鑑定人から彼が支払を命ぜられた額を取り立てる権利を有する。

当事者の費用を償還すべき鑑定人の義務について上述するところは、国に生じた費用についても適用されなければならない。

* 本条は裁判所鑑定人の訴訟費用責任に関するものであるが、稀にのみ適用される。Norstedts, 3 s. 40: 22.

第17条 公的機関、公務員または意見を述べることを免許されているその他の者が鑑定意見を与えたときは、補償はそれに関する特別の定め
の範囲においてのみ支払われる。*その他の鑑定人はその職務の遂行

られなければ、鑑定意見の作成に関与した者を口頭で尋問することができない；この場合複数の者が鑑定書の作成に関与しているときは、鑑定意見の事項ごとに1人の代表者のみを呼び出すことができる。*

* 本条は裁判所鑑定人の尋問に関する規定である。ただし、当事者鑑定人の尋問についても準用される(19条)。

** この制限の趣旨は、これらの団体の尋問は通常多大の費用と支障を伴うことにあるとされているが、この制限に対しては近時学説の側から批判が提起されている。Norstedts, 3 s. 40: 17.

第9条* 口頭で尋問される鑑定人は、その供述を行う前に、以下の宣誓をしなければならない――

“私、何某は名誉と良心に賭けて、最上の理性に従い私に与えられた鑑定人の職務を履行することを約束し、かつ保証します。”

尋問される鑑定人がすでに鑑定意見書を提出しているときは、宣誓はそれに応じて修正されなければならない。

鑑定人が宣誓をした後、裁判所は彼に宣誓の重要性について指摘する。

* 本条は、裁判所鑑定人の宣誓に関する規定である。

第10条 鑑定人が口頭で尋問されるとき、尋問は裁判所が行う。ただし、裁判所の許可を得て当事者が鑑定人を尋問することもできる。* 裁判所および当事者は鑑定人に問を発することができる。

裁判所は明らかに本案に属しない、鑑定人を困惑させる、またはそうでなくとも不当な質問を却下しなければならない。

鑑定人が鑑定意見書を提出している場合、裁判所は適切と認めるときは、鑑定意見書の全部または一部を朗読させることができる。

* 鑑定人の任命が当事者の一方の申請に基づくときは、裁判所は実際にはその当事者に主尋問を委ねる。Norstedts, 3 s. 40: 19.

第11条 証人について第36章第9条第2項、第15条、第18条および第19条に述べるところは、鑑定人についても適用されなければならない。

第 6 条 鑑定人が行う見分の際に当事者が同席することが適切と認められるときは、裁判所は鑑定人の配慮によって彼らを見分の場に呼び出すべき旨命ずることができる。彼らに呼出しがなされたとき、その不出頭は見分の実施に対する障害を構成しない。

見分の実施については調書を作成し、それにはその実施の際同席した者および生起した事項を摘示しなければならない。*

* この調書は訴訟手続法にいう文書証拠とはならない。Norstedts, 3 s. 40 : 15.

第 7 条 * 公的機関、公務員または意見を与えることを免許されているその他の者の鑑定意見については、それに関する定めまたはそうでなくとも確立した慣行** が適用される。

その他の鑑定人は、裁判所が異なる定めをしないときは、書面をもって鑑定意見を提出しなければならない。裁判所は彼に鑑定意見が提出されるべき期間を定めなければならない。

鑑定意見には、その判断が基づく理由および事実を示さなければならない。

鑑定意見が裁判所に提出された後、それは当事者に利用できるようにされなければならない。***

* 本条は、裁判所鑑定人の鑑定意見書に関する規定である。ただし、当事者鑑定人に準用される (19条)。

** 各公的機関の規則 (instruktioner) などの定めや、このような機関における先例を指す。公的鑑定人は大部分の場合は書面で鑑定意見を提出する。Norstedts, 3 s. 40 : 15.

*** 実際には通常、鑑定意見書が当事者にも送られるようである。Norstedts, 3 s. 40 : 16, Fitger, s. 235.

第 8 条 * 書面をもって鑑定意見を述べた鑑定人は、当事者がその尋問を求め、かつ尋問が明らかに無意義でないとき、またはそうでなくとも裁判所が必要と認めるときは、口頭でも尋問することができる。鑑定意見が中央行政庁 (ämbetsverk)、学会 (akademi) またはその他の公的団体から提出されたものであるときは、尋問が必要不可欠と認め

第3条 鑑定人が任命される前に、当事者にその問題について意見を述べる機会を与えなければならない。当事者の意見が鑑定人について一致する場合、この者が適切と認められ、かつ支障がないときは、彼を任命しなければならない；ただし、裁判所は彼と共に他の者を任命することができる。

第4条 職務上鑑定人として援助する義務を負わない者または意見を与えることを免許されていない者は*、特にその約束をしたときでなければ鑑定職務を引き受ける義務を負わない。ある者がこのような職務を引き受けたときは、彼は正当な理由がなければその履行を免れることはできない。ただし鑑定人は、職業上の秘密については、それを述べるべき特段の理由が存在するときでなければ、暴露する義務を負わない。

* 意見を与えることを免許されている者とは、医師（一般医師規則（1963：341）5条）、歯科医師（一般歯科医師規則（1963：666）5条）などである。

第5条* 鑑定人の任務にとって有意義な事実に関する情報を獲得するために、本口頭弁論前に当事者もしくはその他の者を尋問すべきとき、またはその他の調査が裁判所の前でなされるべきときは、裁判所はそれを命ずることができる。証拠の取調べについては、本口頭弁論外の証拠調べについて定めるところの適用できる部分が適用される。

適切に移動することができない不動産もしくは物、またはある事象が生起した場所の見分が必要であるときは、裁判所は鑑定人に現場で見分を行うべき旨命ずることができる。見分の際職業上の秘密は、裁判所が特段の理由が存在すると認めるときでなければ暴露されてはならない。

裁判所は所持者が第39章第5条により裁判所に提出する義務を負う物を検査のために鑑定人に利用させるべき旨命ずることができる。

* 本条は、裁判所鑑定人に調査資料が供給される方法に関する定めを包含するものである。

前者については公的機関・団体およびそこに雇用されて鑑定職務を行う者を公的鑑定人とし、裁判所によって任命された鑑定人を裁判所鑑定人（これには公的裁判所鑑定人と私的裁判所鑑定人とがある）として区別するのが最近の学説である。H. Edelman, Sakkunigbeviset (1991) s. 241 f.

後者については、“鑑定人的証人”または“専門家証人”という名称も用いられている。公的鑑定人と裁判所鑑定人とを区別する学説は、私的鑑定人について“当事者鑑定人”という名称を提案する。当事者鑑定人も公的・私的、または個人・法人の鑑定人でありうる。実務上は、裁判所鑑定人よりも当事者鑑定人のほうが遙かに一般的に用いられている。

本稿が頻繁に引用する Norstedts 3 は、このような学説による分類と用語法を採用している。そこで本稿では以下、これにしたがって説明する。

書面による鑑定意見は文書証拠とは区別される。したがって文書提出命令の対象にならない。もっとも、従前に別事件においてなされた鑑定意見書については文書証拠に関する規定が適用されうる。

現行法の内容に関する意見は鑑定意見を構成しない。このことは35章2項2文から明らかである。もっとも法史学的問題、外国法の内容、商慣習および慣習法に関する意見は鑑定意見を構成しうる。Norstedts, 3 s. 40: 3-5.

第1条 その判断が特別の専門的知識を要求する問題の審査のために鑑定人を用いることが必要と認められるときは、裁判所はその問題について意見を与えることができる公的機関、公務員もしくはその他の者の意見を手し、または廉潔であり、かつその分野において有能であることを知られた1人または複数の個人に意見を述べるよう委嘱することができる。*

* 本条による裁判所の決定に対しては別個に不服申立てをすることができない。Norstedts, 3 s. 40: 8.

第2条 本案または当事者のいずれかと彼の信頼性がそれによって減弱すると考えられるような関係に立つ者は、鑑定人になることができない。*

* 本条は裁判所鑑定人について除斥・忌避の性質を有する規定を設けたものである。エーケレーヴは、この鑑定人については裁判官とほぼ同様の除斥・忌避原因が妥当すると主張する。なお、鑑定人に対する除斥・忌避の制度が採用されなかったのは、証人に対するそれが廃止されたことと関連する。Ekelöf, IV s. 231, Norstedts, 3 s. 40: 8.

理も行うことができる。

- * 証拠調べにおける直接主義の要請を充足するために、現場検証もできる限り本口頭弁論期日に行われるべきである。このことは本口頭弁論が検証の場所(管轄地域外の場所を含む)で施行されることを意味し、これは1章6条および2章5条により可能である。本条はその例外を定めたものである。なお、本条は法廷における検証についても適用されることに注意すべきである。Norstedts, 3 s. 39: 5-6, Fitger, s. 231.

第3条 (削除)

第4条 検証の費用は、第41章に関わる場合以外は国庫によって支払われなければならない。*

- * 本条は実際には、裁判官の出張の費用にのみ関する。Norstedts, 3 s. 39: 7, Fitger, s. 231.

第5条 ある者が適切に裁判所に移動することができ、かつ証拠として有意義と考えられる物を所持するときは、彼はそれを検証のために提出する義務を負う；ただしこのような義務は、刑事事件においては被疑者・被告人または彼と第36章第3条に関わる関係に立つ者には課せられない。証人の供述を拒絶する権利に関する第36章第6条の規定は、当事者またはその他の者が検証のために物を提出することを拒絶する権利について準用される。検証のために文書を提出すべき義務については、第38章第2条に定めるところが適用される。

第38章第3条ないし第9条に定めるところは、検証のために提出すべき物または文書についても準用される。

第40章 鑑定人について*

- * スウェーデン法における鑑定(人)制度は、我が法などのそれとはかなり異なる面がある。長い間スウェーデン法には鑑定(人)に関する一般の規定がなく、裁判医学的調査など特に必要とされる個別的な鑑定に関する規定を有するに過ぎず、鑑定人についても証人に関する規定が適用されていた。現行訴訟手続法の制定により初めて鑑定人に関する規定が設けられたのである。

鑑定人には裁判所が任命する鑑定人すなわち“公的鑑定人”ないし“裁判所鑑定人”と当事者の依頼による鑑定人すなわち“私的鑑定人”とがある。

ないような文書；

3 その提出により職業上の秘密が暴露されるような文書，ただし，特段の理由が存在するときはこの限りでない。

* 原則として全ての公文書は公開されることが本条の前提にあることに注意すべきである。Norstedts, 3 s. 38: 17.

** これらは王国の安全，他国との関係および王国の財政政策に関する文書である。Norstedts, 3 s. 38: 19.

第9条 文書提出の義務について第1条ないし第8条に定めるところから乖離する規定が存するときは，それが適用されなければならない。^{*}

* 一般犯歴簿に関する法律（1963: 197）8条ないし12条などがある。

第39章 検証について

第1条 不動産もしくは適切に裁判所に移動できない物またはある事象が生じた場所の見分のために，裁判所は現場検証を行うことができる。^{*}

検証の際職業上の秘密を暴露することはできない，ただし，特段の理由が存在するときはこの限りでない。

* 理由書によれば，法廷においてその場に持ち込める物の検証ができることは明白であり，そのこと自体については特に規定を要しないとされた。Norstedts, 3 s. 39: 5. なお現場検証の選択肢としては40章5条による裁判所の鑑定人による見分がある。

第2条 検証は以下各号の場合には本口頭弁論外で行うことができる^{*}

-
- 1 本口頭弁論の際に検証を行うことができないとき，または
 - 2 本口頭弁論の際の検証が，本口頭弁論の際になされることの意義と合理的な関係に立たないほどの費用または支障を伴うであろうとき。

調査上特に重要であるときは，第1項による検証に関連して他の審

るべき旨命ずることもできる。

* 一般には本口頭弁論期日前に、裁判所の事務局に提出すべき旨定められるし、また、原本が開示が許されない部分を包含する場合などは、それに代えて認証抄本の提出が定められる。Norstedts, 3 s. 38: 14.

第6条 文書による証拠調べは、以下各号の場合には本口頭弁論外で行うことができる——

1 文書を本口頭弁論に提出することができないとき、または

2 本口頭弁論における提出が、証拠調べが本口頭弁論において行われることの意義と合理的関係に立たないほどの費用または支障を伴うであろうとき。

調査のため特に重要であるときは、第1項による証拠調べに関連してその他の審理も行うことができる。

第7条 当事者でない者が、当事者または裁判所の求めにより文書を提出したときは、彼は裁判所が合理的と定めるところに従い費用または支障のための補償を受ける権利を有する。

文書の提出が私人の当事者によって求められたときは、補償は当事者が支払わなければならない。その他の場合には補償は公費から支払われなければならない。

第8条 公文書が証拠として有意義であると考えられるときは、裁判所は公文書の提出を命ずることができる。*

第1項は、以下各号の場合には適用されない——

1 機密保護法 (1980:100) 第2章第1条、第2条もしくは第3章第1条またはこれらの法文のいずれかにおいて引照されている規定による機密が問題となる情報を包含する文書、** ただし文書の交付の問題を審査する公的機関がそのための許可を与えた文書はこの限りでない；

2 その内容が第36章第5条第2項、第3項、第4項または第6項により文書に関する職務を有する者を証人として尋問することができ

またはこのような近親者相互間の通信文書を提出する義務を負わない。公務員 (befattningshavare) または第36章第5条に関わる者は、その内容がそれについて彼を証人として尋問できないと考えられるようなものであるときは、文書を提出することができない；文書が守秘義務が彼の利益のために妥当する当事者によって所持されているときは、彼は文書提出の義務を負わない。供述を拒否する証人の権利に関する第36章第6条の規定は、文書の内容が上述の法文に関わるようなものであるときは、文書の所持者についても準用される。

文書を提出する義務は、備忘録またはその他のもっぱら個人的利用に関わるような記録には妥当しない；**ただし、それが提出されるべき特段の理由が存在するときはこの限りでない。

* 本条は文書提出義務 (editionsplikten) に関する規定である。

** 判例は、父性確定事件において母親は、彼女が真実保証のもとに相手方当事者以外の他の男と肉体関係をもった事実を否定したとき、彼女の日記を提出することを要しない、とした。Norstedts, 3 s. 38: 10.

第3条 文書の所持者が、彼および当事者との間の法律関係に基づき、またはそうでなくとも法律により文書を交付するか、もしくは他人に閲覧させる義務を負うときは、訴訟手続における文書の提出についてもそれが妥当する。

第4条 ある者が証拠として文書を提出する義務を負うときは、裁判所は彼に文書の提出を命ずることができる。この命令に関わるであろう者には意見を述べる機会が与えられなければならない。この問題の審査については第36章または第37章に定めるところによる彼の尋問およびその他の証拠調べを行うことができる。

第5条 文書提出の命令は、どこで、そしてどのように文書が提出されるべきかに関する情報を包含しなければならない。* 文書を提出すべき者に対しては、過料付きでその義務の履行を命ずることができる。裁判所はより適切と認めるときは、文書が執行機関によって取得され

これは被害者または被告人以外の他の当事者がこのような尋問に呼び出されたときにも適用されなければならない。

第1項ないし第3項に述べる法文の適用の際、証人についていうところは当事者または訴えを進行しない被害者に適用され、かつ宣誓についていうところは真実保証について適用されなければならない。

第4条 (削除)

第5条 (削除)

第38章 文書証拠について*

* スウェーデン法はいわゆる文書の形式的証拠力に関する規定を全く設けず、その判断もすべて自由心証主義の支配に委ねている。しかしエーケレーヴは、文書の形式的証拠力および実質的証拠力について他の国々において立法ないし学説によって認められている推定の多くは、スウェーデン法でも解釈上認められてよいのではないかと主張する。前掲拙稿「スウェーデン証拠法序説」41-2頁参照。Ekelöf, IV s. 214-6.

第1条 証拠に援用される文書*は原本を提出すべきである。このような文書は、それで十分と認められるとき、または原本が利用できないときは、認証謄本を提出することができる。

文書中に、その所持者が第2条によりそれを開示する権利がないか、もしくはそうする義務を負わないか、またはそうでなくとも開示されるべきでない情報が含まれているときは、彼は文書の代わりにその認証抄本を提出することができる。

* 文書は紙に書かれていることを要しない。すなわち、フィルム、写真、磁気テープ、録音盤等も文書である。Norstedts, 3 s. 38:3.

第2条* ある者が証拠として有意義と考えられる文書を所持するときは、彼はそれを提出する義務を負う；ただしこのような義務は、刑事事件においては被疑者・被告人または彼と第36章第3条に関わる関係にある者に対し課することができない。

当事者または上述の彼の近親者は、当事者と彼のある近親者との間

第1条 当事者または訴えを進行しない被害者を立証目的で尋問する際は、第36章第17条が適用されなければならない。* ただし、刑事事件における被告人の尋問は、裁判所が異なる決定をしないときは、裁判所によって開始され、その後に尋問の主導権は検察官に移行されなければならない。**

* 1文は、実務上盛行している真実保証なしの本人尋問が果たして法の許容するものか否かについて議論があったところ（立法者はそれを意図していなかったのではないかという疑問が提起されていた）、1987年の法改正で明文の規定を設けたものである。Ekelöf, IV s. 199.

** この尋問は一般に証人尋問の前に行われる。Norstedts, 3 s. 37: 7. Fitger, s. 225.

第2条 民事事件においては当事者に対する立証目的の尋問は、真実保証のもとに行うことができる。その際の尋問は、事件において特に意義を有する事実には制限されるべきである。

第1項による尋問が行われる前に、当事者は以下の保証をしなければならない——

“私、何某は、名誉と良心に賭けて、全ての真実を述べ、かつ何事も隠さず、付加しまたは変更しないことを約束し、かつ保証します。”*

* この文言は証人の宣誓のそれと同じであるが、証人の場合と異なり真実保証の供述を強制する手段は存しない。

第3条 本章による尋問の際、その他に第36章第9条第2項、第10条第1項、第13条第1項、第16条、第18条および第19条が適用されなければならない。

真実保証のもとでの尋問の際は、第1項に述べる法文のほか、第36章第5条、第6条、第8条第2項、第14条および第15条が適用されなければならない。

刑事事件においては第1項に述べる法文のほか、検察官が提起した訴えにおける尋問のために呼び出された被害者に対する補償の問題については、第36章第24条および第25条が適用されなければならない。

のもとに属しない犯罪に対する責任の問題であるときは、補償は当事者が連帯して支払う。その他の場合には補償は公費から支払われなければならない。

当事者によって支払われるべき補償は、必要な旅費、滞在費および裁判所が合理的と認める時間の消費に対する支払を包含しなければならない。** 公費によって支払われるべき補償は、政府が発する規定*** に従い裁判所が確定する。

* 法律扶助を受けている当事者については公費から支払われる。当事者には刑事事件における検察官によって私的請求を代理されている被害者も含む。
Norstedts, 3 s. 36: 54, Fitger, s. 223.

** 補償は常に裁判所によって確定される。証人が要求した額を当事者が認めても、それは裁判所を拘束しない。不当に過大な補償は、容易にその当事者に有利な証言に対する対価になりうるからである。Norstedts, 3 s. 36: 55.

*** この規定は、証人等に対する公費からの支払に関する政令 (1982: 805) である。

第25条 証人として呼び出された者は、旅費および滞在費について前払を受ける権利を有する。前払は第24条により証人に対する補償を支払うべき者によってなされなければならない。前払の範囲は裁判所が定める。

証人に前払をすべき義務を負う当事者が、申立てに基づくこのような前払をするのを怠る場合、これによって事件の延期が生ずるであろうときは、その当事者は事後この証人の尋問を求めることができない。

前払に関する細則は政府が発する。*

* 上述の証人等に対する公費からの支払に関する政令が前払についても定めている (11条)。なお、法律扶助令 (1979: 938) 参照。

第37章 当事者および訴えを追行しない被害者の尋問について*

* 本章は、当事者の法定代理人および独立当事者参加人にも適用される。
Norstedts, 3 s. 37: 5, Fitger, s. 225.

て監置場に (i hakte) 拘束されてはならない。監置場に収容された証人は、遅くとも14日ごとに裁判所に出頭しなければならない。**

* この規定が強行的なものか、任意的なものかは争いがある。“命ずる (förelägge)” という古風な表現が用いられており、強行規定であることを意図しているようにみえるが、他方理由書は、裁判所は強制手段を用いることが“できる (kan)” としている。結局、上記規定は刑事事件の犯罪捜査における強制手段に関する規定と同様に理解すべきものとされている (23章16条の*を参照)。Norstedts, 3 s. 36: 48-48a.

** 証人が出頭した際、裁判所は彼が依然として拒絶の態度を維持するか否かを審査する。Norstedts, 3 s. 36: 48a.

第22条 過料の命令および監置に関する本章の規定は、第13条第1項に関わる証人については適用されない。ただしこのような証人は、裁判所に勾引することができる。

証人を申請した者が、証人の尋問をせず、または他の原因により証人尋問の問題が消滅したときは、その後には第20条または第21条による強制手段を証人に対し用いることはできない。

第23条 証人に第20条または第21条に関わる過怠または不遵守の責めがあり、かつそれによって当事者のいずれかに訴訟費用を惹起するときは、裁判所はその当事者の申立てに基づき、証人に合理的な範囲で訴訟費用を償還することを命じなければならない。当事者も裁判所から相手方当事者にこのような費用の償還を命じられ、かつ当事者がその償還をしたときは、彼は証人からその支払義務のある部分の支払を受ける権利を有する。

当事者の費用を償還すべき証人の義務について上述したところは、国に生じた費用に関しても適用されなければならない。

第24条 証人は以下に述べるところにより補償を受ける権利を有する。

私人の当事者の申請による証人に対する補償は、その当事者によって支払われる。* 裁判所が職権で証人を決定して呼び出し、かつ本案がそれについて和解が許容されるようなものであるとき、または公訴

はその他の仕方で妨げるときは、裁判所は当事者または傍聴人に尋問の際同席してはならない旨命ずることができる。

第1項により当事者不在の場でなされた証人の供述は、当事者が再び同席したときに、必要な範囲で再現しなければならない。当事者は証人に質問を発する機会を用意されなければならない。*

* 証言調書の朗読または録音の再生のほか、適切な場合はその要約でもよい。また、隔離された室で当事者にスピーカーを通じて証言を聞かせることも本項の規定を充足するというのが理由書の見解である。国会オンブズマンによれば、裁判所は証人に、彼の証言が被告人に秘密にされるという見解を抱かせてはならない。Norstedts, 3 s. 36: 44-5.

第19条 証人の尋問は、以下各号の場合には裁判所外で行うことができる——

- 1 証人が本口頭弁論に出頭することが可能でないとき、または
- 2 本口頭弁論への出頭が、尋問が本口頭弁論の際に行われることの意義と合理的な関係に立たないほどの費用または支障を伴うであろうとき。

調査上特に重要であるときは、第1項による尋問に関連してその他の審理 (handläggning) も行うことができる。

第20条 第7条により呼出しを受けた証人が出頭しない場合、事件について新たな期日が指定されるときは新たな過料付きで出頭を命ずるか、または彼が直ちにもしくはその後の期日に裁判所に勾引されるべき旨命じなければならない。*

* 後段は、その期日に尋問するときは直ちに、新时期にそれをするときはその日のために勾引を行うことを命ずるという意味である。Norstedts, 3 s. 36: 47.

第21条 証人が正当な理由なしに宣誓をすること、証言を行うこと、質問に答えること、または第8条による命令の遵守を拒むときは、裁判所は、証人に過料を課し、かつ証人がそれに服しないときは監置 (häkte) によってその義務を履行することを命ずる。* 何人も上述の理由によって3月よりも長く、かつ裁判所が事件を終結する時を超え

相手方当事者は、その後に証人を尋問する機会を有しなければならない。相手方当事者が同席しないとき、または他の理由により必要とされるときは、裁判所が尋問のこの部分を行うべきである。**

その後に裁判所および当事者は証人に対し、それ以上の質問をすることができる。尋問を申請した当事者が最初にその機会を有するべきである。***

尋問を当事者のいずれも申請しないか、または双方が申請した場合、当事者のいずれかが尋問を開始するのが適切でないときは、裁判所が尋問を開始する。

その内容、形式または仕方によって特定の答えを誘う質問は、第2項による尋問の際どの程度証人の供述が現実の事象経過と合致するかを調査するのに必要なとき以外はすることができない。裁判所は明らかに本案に属しないか、または証人を困惑させる、もしくはその他の仕方で不当な質問を却下しなければならない。****

* 1項は主尋問に関する規定である。当事者に尋問を委ねる趣旨は、裁判長は証人の供述および挙動等にその全力を集中することができ、証人に対し次に何を質問すべきかという考慮に煩わされずに済むようにすることにある。Norstedts, 3 s. 36: 40.

なお、2文（後段）は、英米法的尋問方式と大陸法的尋問方式との止揚的修正として比較証拠法的見地から注目に値しよう。

** 2項は反対尋問に関する。反対尋問の技術について注釈書は、国際的に有名なスウェーデンの供述心理学者トランケルの著書『スウェーデン訴訟手続における補助手段としての証言心理学』（T. Trankell, Vittnespsykologin som hjälpmedel i svensk rättegång (1965)）などを挙げている。Norstedts, 3 s. 36: 41. ちなみに、同書はその英語版から邦訳されている。植村秀三『証言のなかの真実—事実認定の理論』（1975, 金剛書院）がそれである。

*** 3項は再質問に関する。

**** 5項は誘導尋問等の禁止に関する。

第18条 証人が当事者もしくは傍聴人の同席に基づく恐怖もしくはその他の原因から、自由に真実を語ることができないと考えられる理由が存するとき、または当事者もしくは傍聴人が証人の供述を遮りもしくは

第12条 (削除)**第13条** 以下各号に当たる者は宣誓をすることができない——

- 1 15歳未満の者、または
- 2 精神的障害に基づき宣誓の意味について必要な理解力を欠くと認められる者。

刑事事件においては第3条に関わる被告人の近親者も宣誓をすることができない。

第14条 証人を尋問する前に裁判所は、彼の真実義務について警告し、かつ宣誓がなされたときは、その重要性について指摘しなければならない。そうすべき理由があるときは、証人は第5条および第6条の内容についても同様に指摘されなければならない。

第15条 宣誓は証人ごとに別々にしなければならない。

事件において再度尋問される証人は、従前にした宣誓に基づき証言することができる；裁判所は証人にこの宣誓がなお彼に対し拘束力を有することを注意しなければならない。

第16条 証人はその供述を口頭でしなければならない。証人の供述書を援用することはできない。ただし証人は、裁判所の許可を得て彼の記憶を裏付けるメモを用いることができる。*

証人尋問の際、証人が裁判所、検察官または警察機関の前で従前述べたところは、尋問の際の証人の供述が従前の供述から乖離するとき、または尋問の際証人が供述することができないか、もしくはすることを欲しない旨宣言したときにのみ提出することができる。

* このメモは供述の内容となる事象の発生時に作成されたものでなければならない、とされている。英訳 (1985) p. 132参照。

第17条 証人尋問は、裁判所が異なる定めをしなければ、尋問を申請した当事者によって開始されなければならない。尋問の際証人は最初に自分自身で、必要なときは質問に助けられて、その供述を一連のものとして(i ett sammanhang)述べる機会を用意されなければならない。*

くよう命ずることができる。

裁判所が、出版の自由に関する法律第3章第3条第2項第4号もしくは第5号、または意見表明の自由に関する基本法第2章第3条第2項第4号もしくは第5号により、そこに関わる情報を秘密裏に保持する義務を負う者が、それにも拘らず証人として尋問されうるか否かを審査するときは、裁判所はまず、特段の理由が他に導かなければ、その者がこの情報に関する知識を獲得した企業から意見を入手しなければならぬ。

第9条 証人は、特段の理由がなければ証人尋問が行われる前、事件の弁論に同席してはならない。

事件において複数の証人がいるときは、彼らは別々に尋問されなければならない。証人の供述が不明確もしくは矛盾しているか、またはそうでなくとも証人を対質で尋問すべき特段の理由が認められるときは、そうすることができる。

第10条 証言が行われる前に、裁判所は証人に、その完全な氏名、および必要があるときは年齢、職業および住所を聞かなければならない。裁判所はさらに証人が当事者または本案との間に証人の供述の信用性の判断にとって重要でありうる関係を有するか、またはそうでなくともこの面で有意義な事情が存するか否か調査しなければならない。*

証人が当事者との間に第3条に関わるような関係を有するときは、証人は証言を行う義務がないことを指摘されなければならない。

* 本項は証言の証拠価値に影響しうる補助事実の調査に関する。したがって、証人の観察能力、教育、実務経験等についても質問することができる。Norstedts, 3 s. 36: 34.

第11条 証人はその供述を与える前に、以下の宣誓をしなければならない。すなわち――

“私、何某は名誉と良心に賭けて、全ての真実を述べ、かつ何事も隠さず、付加せずまたは変更しないことを約束し、かつ保証します。”

問することができないときは、その守秘義務のもとにある者を通訳または翻訳について補佐した者についても証人尋問を行うことができない。

- * 本条はいわゆる尋問禁止（オリーヴェクルーナ (K. Olivecrona) の造語）について定める。Norstedts, 3 s. 36: 18. 本条は捜査段階の尋問および真実保証のもとでの当事者尋問においても意義を有する。Norstedts, 3 s. 36: 25.
- ** 1項はとりわけ王国の安全、外国との関係および財政政策の保護に関する。Norstedts, 3 s. 36: 19.
- *** 2項は、若干の職業カテゴリーに属する人に関する。

第6条 証人は、その言明が証人または彼と第3条に関わる近親関係にある者が犯罪行為または恥辱的行為を行ったことを暴露するであろう事実に関する供述を拒絶することができる。* 証人はまた、職業的秘密が明らかになる供述も、証人がそれについて尋問されるべき特段の理由が存しなければ拒絶することができる。**

- * すでに有罪判決を受けた犯罪行為は含まれない。時効が完成した行為は恥辱的行為に含まれる。Fitger, s. 218. 何が恥辱的行為に該当するかは争われているが、国会オンブズマンによれば売春は恥辱的行為に含まれる。Norstedts, 3 s. 36: 26.
- ** 末文の場合は、経済的利益の価値と供述の証拠としての重要性との考量が必要とされる。Fitger, s. 218.

第7条 証人として尋問される者は、過料の制裁付きで、弁論の際裁判所の前に呼び出さなければならない。

証人の呼出状には、当事者および事件に関する必要な情報を与え、かつ尋問事項の概要を示さなければならない。証人は、第20条および第23ないし第25条による権利および義務についても指摘されなければならない。

第8条 裁判所は、証人として尋問される者に対し、証言を行うために出頭する前に、著しい支障なしにできるときは、証人に利用できる会計帳簿、覚書もしくはその他の文書を調査し、または場所もしくは物を見分することによって、証人尋問の事項に関する知識を喚起してお

なければ、これについて証人として尋問することができない。**

弁護士、医師、歯科医師、助産婦、看護婦、臨床心理学者、心理療法者、地方自治体、県参事会自治体または教会区もしくは教会区連合体が設営する家族相談所のケースワーカー、およびこれらの者の補助者は、その職業の遂行上委ねられたか、またはこれに関連して知った事項については、法律において認められているとき、または守秘義務がその利益である者が同意したときにのみ、証人として尋問することができる。機密保護法第 9 章第 4 条により同条に関わる情報を供与してはならない者は、法律において認められているか、または機密がその利益である者が同意したときにのみ、証人として尋問することができる。***

訴訟代理人、補佐人または弁護士は、受任事務の遂行のために委ねられた事項については、当事者が同意したときにのみ、証人として尋問することができる。

第 2 項または第 3 項に述べるところの妨げなしに、弁護士以外の者は、拘禁 2 年よりも軽くない刑罰が定められている犯罪に関する事件においては、証言する義務を負う。

スウェーデン国教会の規則により牧師として教会の職務に就いている者のための守秘義務については、教会法 (1992: 300) 第 6 章に規定が存する。スウェーデン国教会以外の信仰団体内で牧師またはこれに相当する地位にある者は、彼または彼女が告解または魂の浄化のための対話中に知った事項について、証人として尋問することができない。

出版の自由に関する法律第 3 章第 3 条または意見表明の自由に関する基本法第 2 章第 3 条により守秘義務を負う者は、上述の法文の規定が認める限りにおいてのみ、守秘義務に関わる事項について証人として尋問することができる。

ある者を本条に述べるところによりある事項について証人として尋

いて被告人について述べるところが適用される。弁論への出頭に対する補償の権利については第36章第24条および第25条が適用される。

* 刑事事件においては被害者はいかなる場合にも証人として尋問することができない。Norstedts, 3 s. 36: 5. 被害者は37章の当事者尋問の手続により尋問される。

** この関与は、共同正犯、教唆または幫助を意味する。なお2項は、訴訟手続が無罪判決をもって終了した場合にも関する。Norstedts, 3 s. 36: 9, Fitger, s. 215.

第2条 裁判所の構成員が証人として援用されるときは、彼は自らの裁判官宣誓に基づき、彼が事件の解明に役立ちうることを知っているか否かを審査する。* 彼がそう認めるときは、彼は証人として尋問される。

* すなわち、この審査権は裁判所でなく、その裁判官自身に属する。Norstedts, 3 s. 36: 12. 証人となった裁判官については除斥・忌避の規定が適用される(4章13条8号)。検察官についても裁判官と同様に除斥・忌避規定が適用されるから(7章6条1項)、証人となった検察官も原則として訴追側当事者としての職務を行うことができない。Ekelöf, IV s. 167, Norstedts, 3 s. 36: 13.

第3条 当事者と婚姻関係にある者もしくはあった者、直系の尊属もしくは卑属の血族もしくは姻族の関係にある者、兄弟姉妹、当事者と一方が他方の兄弟姉妹と婚姻しているか、もしくはしていた者、または同様の近親者*は証言をする義務を負わない。

ある者が当事者の法定代理人と上述のような関係にあるときは、彼はこの理由により証言することを回避することができない。

* 同棲婚者など。Norstedts, 3 s. 36: 14.

第4条 15才未満の者または精神的障害を有する者が証人として援用されるときは、裁判所は事情にかんがみ彼を証人として尋問しうるか否かを審査する。

第5条* 機密保護法(1980: 100)第2章第1条、第2条もしくは第3章第1条またはこれらの法文において引照される規定により情報を洩らしてはならない者は、その活動上情報を獲得した公的機関の許可が

性およびその他の事情にかんがみ、特段の理由が存するとき。

第 1 項において供述書または供述録取書について述べるところは、供述の録音またはこれに類する供述の録取についても適用されなければならない。

* 証拠直接主義 (princip om bevisomedelbarhet) の例外として、いわゆる証人供述書 (vittnesattester) の援用を認める規定である。理由書は、このような書面は多くの場合信用性に欠け、したがって証拠価値が薄弱であることに注意を喚起している。Norstedts, 3 s. 35: 77-8.

** 死亡、長期間の病気などの場合である。Norstedts, 3 s. 35: 79.

第36章 証人について

第 1 条 事件において当事者でない全ての者は、証人として尋問することができる。ただし刑事事件においては、被害者は訴えを進行しないとしても証人になることができない。*

刑事事件においては、尋問が問題となる犯罪行為に関与 (medverkan) したため、またはこの犯罪行為と直接に関連する他の犯罪行為のため訴追されている者については、証人尋問を行うことができない。**

訴追されている者について第 2 項に述べるところは、以下各号の犯罪行為に関わる者についても適用されなければならない——

- 1 合理的に疑われ、かつ第 23 章第 18 条により嫌疑について通知されている者、
- 2 刑罰命令または秩序罰金命令が発せられている者、または
- 3 訴追猶予または特別の訴追審査に関する規定による決定の結果、訴追されなかった者。

第 2 項または第 3 項に関わる者が、彼自身に対する訴追に関わらない訴訟手続において尋問されるときは、弁論への呼出しおよび弁論への不出頭に対する制裁の問題ならびに尋問の問題については、第 31 章第 4 条、第 37 章第 1 条、第 45 章第 15 条および第 46 章第 15 条第 1 項にお

れ、かつ支障がないときは、事件の記録を添付しなければならない。

第11条 証拠の取調べを囑託された裁判所は、証拠調べの日時および場所を指定しなければならない。その際裁判所は、訴訟が係属している裁判所と同一の権限を有する。

証拠調べに関する調書は、訴訟が係属する裁判所に、他の全ての関係記録またはその案件に属する文書と共に送付しなければならない。

第12条 外国における証拠の取調べについては、別に定められる。*

* 外国裁判所のもとにおける証拠調べに関する法律 (1946: 817) がある。

第13条 本口頭弁論の際裁判所は、それが事件にとって重要と認められ、かつ証拠調べについて支障が存しないときは、本口頭弁論外で取り調べられた証拠を新たに取調べなければならない。

高等裁判所に上訴された事件において、地方裁判所が口頭の証拠を取り調べ、または現場検証を行っている場合は、高等裁判所がそれが調査上重要と認めるときにのみ新たなその証拠の取調べを行うことを要する。最高裁判所においては下級の裁判所が取り調べた証拠は、特段の理由が存するときのみ新たに取り調べることができる。

証拠が新たに取り調べられないときは、それは調書またはその他の適切な方法で提出されなければならない。

第14条 ある者がすでに開始された、もしくは予期される訴訟手続に関連して書面で述べた供述、またはある者がこのような訴訟手続に関連して検察官もしくは警察機関の面前で、もしくはその他裁判所外で与えた供述を録取したものは、以下各号の場合にのみ証拠として援用しうる * ——

1 それについて特に定められているとき、

2 供述をした者の尋問が、本口頭弁論の内外またはその他裁判所の前で行うことができないとき、** または

3 本口頭弁論の内外での尋問が伴うと考えられる費用または不利益、このような尋問によって得られると考えられる利益、供述の重要

ない証人を尋問し、または文書証拠の提出の命令を発してはならない。

第7条 裁判所は、当事者が立証しようとする事実が事件において意義を有しないとき、または申請された証拠が必要でないか、もしくは明らかに証明力を有しないであろうときは、証拠調べを認めないことができる。裁判所はまた、立証が著しく容易・低額な手数または費用で他の方法によって行うことができると認めるときは、申請された証拠を却下することができる。*

* 本条は裁判所に証拠調べの申請を却下する可能性を与える。

第8条 証拠は、本口頭弁論が行われるときは、本口頭弁論外で証拠を取り調べる (upptagande av bevis)* ことができる旨が定められていない限り、本口頭弁論において取り調べなければならない。本口頭弁論が行われないうち、またはそうでなくとも本口頭弁論外で取り調べるべきときは、証拠は同じ裁判所または他の裁判所のもとで取り調べるることができる。

* 証拠の取調べとは、証拠がその本来の状態において裁判所で受容される (すなわち裁判所の調書の助力なしに) ことを意味する。証拠の提出 (förebringande) とは異なる。後者は取調べだけでなく、従前の取調べの調書その他の書面によってもなされうる。Norstedts, 3 s. 35: 67.

第9条 本口頭弁論外で証拠が取り調べられるときは、当事者を呼び出さなければならない。刑事事件において被告人が逮捕または勾留されており、かつ彼の同席が必要と認められるときは、裁判所は彼の出頭を命ずる。ただし、当事者が不出頭であっても証拠を取り調べることができる。

第10条 裁判所が他の内国裁判所によって証拠を取り調べる旨決定したときは、裁判所は他の裁判所にこれに関する申出をし、かつその際事案に関する簡単な説明をし、証拠およびこれによって立証すべき事項を示さなければならない。この申出の際裁判所はそれが適切と認めら

Bengt Lindell, Processuell preklusion (1993) s. 364-6.

** 2項は非処分主義 (indispositiv) 訴訟の民事事件および刑事事件に関する。Norstedts, 3 s. 35 : 57.

第4条 当事者が裁判所の決定により裁判所のもとに出頭すること、もしくはそうでなくとも訴訟手続において何事かを履行すること、または調査上なされた質問に答えることを怠るときは、裁判所は生じた全てにかんがみ当事者の行動に証拠としていかなる効果を帰せしめることができるかを審査する。*

* 本条は当事者の不作為の証拠力を扱う。しかし刑事事件とくに重大な事案においては本条の適用について十分に慎重でなければならない。Norstedts, 3 s. 35 : 59.

第5条 発生した損害の評価に関する問題で、損害に関する十分な立証が全くできないか、著しく困難であるときは、裁判所は損害を合理的な額に評価することができる。* 立証が損害の範囲との間で合理的な関係に立たないほどの費用または不利益を伴うと考えられ、かつ申し立てられた損害賠償が少額に関わるときも同様である。**

* 被害者が損害の発生のみならず、その額まで立証しなければならないという原則の厳格な適用が明らかに不当な結果をもたらすことはつとに旧法下においても認識され、判例は次第に上記原則の適用を放棄し、損害額より自由な裁量的審査を行うようになってきた。本条1文はこのような背景から生まれたものである。もっとも、本条1文の適用については原則的に蓋然性の超過、すなわち損害が判断された額に達しないことの蓋然性がより高くないこと、が要求されると解される。Ekelöf, IV s. 117, Norstedts, 3 s. 35 : 61.

** 2文についても1文と同様に蓋然性の超過が要請されると解される。なお理由書によれば、少額とは基礎額の半額を超えない額と解されている。Norstedts, 3 s. 35 : 62, Fitger, s. 211.

第6条 立証について配慮することは当事者に属する。裁判所はまた必要と認めるときは、職権で証拠調べを行うことができる。ただし、本案がそれについて和解が許容されるようなものであるとき、または公訴のもとに属しない犯罪に関する責任の問題であるときは、当事者の申出 (framställing) なしに、従前当事者の申請により尋問されてい

審査した後、事件において何が証明されたかを判断しなければならない。^{*}

ある種の証拠についてその効果が定められているときは、それが妥当する。^{**}

^{*} 本項は自由立証主義 (fri bevisförning) —証拠方法の利用に関する制限がないこと—と自由心証主義 (fri bevisvärdering) を定めている。Norstedts, 3 s. 35: 8. 両者を含めて自由証拠審査主義 (fri bevisprövning) という。詳しくは前掲拙稿「スウェーデン証拠法序説」580頁参照。

^{**} 例えば、送達法 (1970: 428) は送達に関する証明書について、相続法10章2条は遺言についてその証明力を定めている。

第2条 公知の事実については証明を要しない。

法規についても証明を要しない。ただし、外国法が適用されるべく、かつ裁判所にその内容が知られていないときは、裁判所は当事者 (part) ^{*} にこれに関する立証を求めることができる。

^{*} 当事者の一方または双方の意である。英訳は one or both parties としている。英訳 (1985) p. 125.

第3条 訴訟手続において当事者がある事実を認め、かつ本案がそれについて和解が許容されるようなものであるときは、当事者が認めた事実は彼に対して妥当する。当事者がその自白を撤回するときは、裁判所は撤回のために述べられた理由およびその他の事情にかんがみ、自白に証拠としていかなる効果を帰せしめることができるかを審査する。^{*}

本案が第1項に述べるようなものでないときは、裁判所は事情にかんがみ当事者の自白が証拠としていかなる効果を有することができるかを審査する。^{**}

^{*} ZPO 290条などと異なり、別に撤回の制限はない。撤回された自白はもはや拘束力を有せず、証拠事実として裁判官の自由心証に服する。もっとも、自白の撤回は新たな事実の主張と同視される (判例) から、それが地方裁判所または高等裁判所における本口頭弁論でなされるときは顧慮されないことがある (43章10条, 50章25条3項参照)。Ekelöf, IV s. 52, Norstedts, 3 s. 35: 97,

第2条 当事者が裁判所は事件を取り上げる権限を有しない旨の抗弁をしようとするときは、裁判所のもとで最初に事件を追行すべき時にこの抗弁を提出しなければならない。彼が正当な理由によりこの抗弁をすることを妨げられたときは、その理由が消滅した後できる限り速やかにこれを提出しなければならない。当事者が上述の期間内にこの抗弁を提出することを怠るときは、彼のこの権利は消滅する。*

* 民事事件の準備が口頭のときは第1回の出頭の際に、書面のときは答弁書において抗弁を主張しなければならない。もっとも強行的な権限規定の問題などについては、裁判所は職権で審査しなければならない。時期に遅れて提出された抗弁事実も顧慮されるから、本条はあまり大きな実際の意義を有しないとされる。Norstedts, 2 s. 34: 14-5, Fitger, s. 205.

第3条 当事者が第2条に関わる抗弁を正当な期間内にしたときは、裁判所はこれについてできる限り速やかに別個に決定を行う。* それ以外の訴訟手続障害に関する抗弁がなされたときは、裁判所はその性質が要求すればこれについて別個に決定を行う。

* 理由書は原則としてこの決定は抗弁が認容されるときにのみ行うべきであるとするが、この見解は学説の支持を得ていない。Ekelöf, V s. 172, Norstedts, 2 s. 34: 15-6.

第3編 証拠調べ (bevisning) について*

* 本編は全ての審級に、そして民事・刑事両事件に適用される証拠法に関する規定を集めている。Norstedts, 3 s. 3: e avd: 1 エーケレーヴによれば、Bevisningは立証ないし証拠の提出 (bevisningens förebringande) と証拠の評価 (bevisvärdering) という異質の2つの要素から成る。Ekelöf, IV s. 12. 本編については拙稿「スウェーデン証拠法序説」神奈川法学25巻3号(1990)580頁以下、「スウェーデン法における証明責任論」神奈川大学法学研究所研究年報12号(1991)37頁以下など参照。

第35章 証拠調べ一般について

第1条 裁判所は、[訴訟において] 生起した全てのものを良心に従って

充足しない場合、欠缺が送達上些細なものでないときは、申請人は申請書を補正することを命ぜられなければならない。この命令が遵守されず、かつ本案がそれについて和解が許容されるようなものであるときは、裁判所はそうすることが不相当でなければ申請を却下することができる。

第11条 当事者でなくて訴訟手続において尋問されるべき者は、裁判所の求めに基づき第1条第2項および第3項により当事者が述べる事項の範囲で自己に関する情報を裁判所に提供する義務を負う。*

* これは事後における呼出状の送達を可能ならしめるためである。Norstedts, 2 s. 33: 23.

第12条 第1条または第11条により自己に関する情報を提供すべき者に対しては、過料の制裁付きでその情報提供義務の履行を命ずることができる。

第13条ないし第27条 (削除)

第34章 訴訟手続障害について*

* 訴訟手続障害 (rättegångshinder) は訴訟障害 (processhinder) ともよばれる。本法において訴訟障害はしばしば、事件 (målet), 原告の請求 (käromålet) または問題 (frågan) は“取り上げることができない”という言葉で表現されており、訴訟要件 (processförutsättning) — 本案審理要件 (sakprövningsförutsättning) ともいう — の欠缺を意味する。すなわち、訴訟要件と訴訟障害とは同じものの両面なのである。Per Henrik Lindblom, *Proceeshinder* (1974) s. 21, 89, Norstedts, 2 s. 34: 3. したがって、我が国における訴訟障害 (消極的訴訟要件) という概念とは意味が異なることに注意されたい。

第1条 事件の取上げ (upptagande) に関する障害の問題は、その理由が生ずるや否や裁判所によって扱われ (företagas) なければならない。

訴訟手続障害は、異なる定めがないときは裁判所が職権で顧慮しなければならない。

題の解決を簡明にするためだとされる。Norstedts, 2 s. 33: 15.

*** この場合は、法律扶助事件の終局的処理のために判決の確定に関する情報が必要とされるからである。Norstedts, 2 s. 33: 16.

第6条 送達法 (1970: 428) 第5条, 第12条および第15条に定めるところは、刑事事件における召喚状の送達には適用されない。*

民事事件における召喚状は、送達法第12条により送達することができない、ただし、被送達者が逃亡したか、またはその他の方法で身を隠す理由が存するときはこの限りでない。

* 5条は外国における送達、12条は被送達者の家人、使用人等に対する送達、15条は公告等による送達について規定している。本項はこれらの送達方法が用いられないことを定める。

第7条 (削除)

第8条 王国内に住所を有しない当事者が、裁判所のもとに王国内またはヨーロッパ経済共働地域内の他の国に住所を有し、かつ当事者のために事件について送達を受ける権限を有する代理人を示さないときは、裁判所は彼が最初に事件を迫行するときに、このような代理人を選任し、かつその旨を裁判所に届け出るよう命ずることができる。彼がそうすることを怠るときは、彼に対する送達は彼の最後に知られた住所に宛てて郵便で文書を送付することによって行うことができる。

第9条 裁判所は必要があれば、裁判所に提出される、または裁判所から送付する文書を翻訳させることができる。*

翻訳について裁判所を補佐する者は、国から支払われる合理的な補償を受ける権利を有する。

第1項および第2項は、点字から通常の文字への、またはその逆の反訳についても適用されなければならない。

* ここに明示されていない主要原則は、裁判所に提出される文書はスウェーデン語で作成されなければならないということである。Norstedts, 2 s. 33:19, Fitger, s. 203.

第10条 召喚状申請書が第1条第1項ないし第4項に規定するところを

文書またはこれに関する通知状がある日に裁判所の事務局に交付され、または郵便局で裁判所のために分離された**と考えられる場合、それが直近の執務日に権限を有する職員の手元に達したときは、前者の日に到達したものとみられる。

電報またはその他の署名されていない通知は、裁判所が求めるときは、発信者が自署した文書によって確証されなければならない。***

* 現在では電報電話局 (televerket) である。行政法典10条、行政訴訟法典44条は電報電話局という表現を用いている。

** 郵便局で裁判所のために分離された場合とは、裁判所の私書箱に置かれたことをいう。Norstedts, 2 s. 33: 13.

*** 本条については、前掲ラーグネマルム、拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』3・1・5の説明も参照。

第4条 送達一般については、別に定められる。*

* 送達法 (1970: 428) および送達令 (1979: 101) がそれである。

第5条 欠席判決は、以下の場合にのみ裁判所の配慮によって送達される*——

それが動産または不動産に対する特別の優先権をもつ支払債権を確定することを意味するとき、**

欠席判決を申し立てた当事者がそれを求めるとき、または当事者が一般法律扶助を認可されているとき。***

* 送達は送達法2条1項の定める原則によれば、公的機関の配慮によって行われるが、同条2項により当事者は若干の条件のもとに自身の配慮によって送達を行うことができる。そして判決は通常の場合には裁判所の配慮による送達は行われないのであるが、欠席判決については44章9条との関係から、本条は同条2項の特例として、以下の場合には裁判所が送達できることにしたのである。Norstedts, 2 s. 33: 15.

** この規定は強制執行法4章27条と関係する。同条1項によれば、裁判所が不動産等に対する優先権を有する弁済期の到来した支払債権を確定したときは、直ちにその財産は差し押さえられたものとみられる。そして同条2項によれば、この差押えの効力は裁判所の判断が確定力を取得してから2月内に競売を申し立てないときは消滅する。同条1項に列挙されていない財産に対する優先権を有する支払債権を確定する欠席判決についても送達を定めているのは問

4項に述べる範囲においてこの者に関する情報を提供する義務を負う。

第1項ないし第5項に関わる情報は、情報が裁判所に提供される時点の事情に妥当するものでなければならない。これらの事情のいずれかが変更したか、情報が不十分であるか、または誤っているときは、遅滞なく裁判所に届け出なければならない。

* この「その他の住所」は、住所と郵便上の住所とが一致しない場合などに必要とされる。したがって、郵便上の住所が私書箱になっているときは、送達執行人による送達をすることができる住所の表示をしなければならない。Nors-
tedts, 2 s. 33: 5.

第2条 裁判所がある者に書面の内容またはその他の事項について通知すべきときは、送達によって行うことができる。送達が特に規定されているとき、または通知に関する規定の目的にかんがみ送達が行われるべきことが明らかなきときは、送達が用いられなければならない、しかし、その他の場合には事情にかんがみ送達が要求されるときにのみこれを用いるべきである。

当事者から提出された訴訟書類またはその他の文書が送達されるべきときは、当事者は文書にその認証された謄本を添付しなければならない。送達が裁判所の配慮により行われ、かつ送達のために複数の謄本が必要であるときは、当事者はそれらを用意する義務を負う。当事者が上述の謄本を用意しないときは、裁判所は当事者の費用で謄本の作成について配慮する。

第3条 訴訟書類またはその他の文書は、文書または文書が同封されている郵券支払済みの郵便物に関する通知状が裁判所に到着し、または権限を有する職員の手元に達した日に裁判所に到達したものとみられる。裁判所が特別に裁判所宛ての電報が電報局 (telegrafanstalt)* に到着している旨の通知を受けたときは、電報はすでにこの通知が権限を有する職員に達したときに到達したものとみられる。

第33章 訴訟手続における書面 (inlaga) * および送達について

* inlaga は当事者が裁判所に提出する申立書などの書面をいう。Fitger, s. 377.

第1条 申立て、届出またはその他の訴訟手続における書面は、裁判所ならびに当事者の氏名および住所 (hemvist) に関する情報を包含しなければならない。

訴訟手続における私人の当事者の最初の書面は、当事者に関する以下各号の事項を包含しなければならない——

- 1 職業および個人番号または組織番号,
- 2 郵便上の住所 (postadress) および就業場所の住所ならびに場合によっては (i förekommande fall) 送達執行人による送達の際当事者に出会うことができるその他の住所,*

- 3 住居 (bostad) および就業場所の電話番号, ただし秘密の電話加入に関する番号については、裁判所がそれを求めるときにのみ開示することを要する, ならびに

- 4 その他, 彼に対する送達上有意義な事情。

法定代理人が当事者の事件を追行するときは、同様の情報が彼についても提供されなければならない。当事者が彼を代理する代理人を依頼しているときは、代理人の氏名、郵便上の住所および電話番号が示されなければならない。

召喚状申請書はその他に、第2項および第3項に述べる点について、私人の被告に関する情報を包含しなければならない。被告またはその法定代理人の職業、就業場所、電話番号および代理人に関する情報は、情報が特別の調査なしに申請人に入手できるときにのみ提供することを要する。被告が知られている住所を欠くときは、これを確定するための調査を行ったときに情報を提供しなければならない。

当事者が証人またはその他の者の尋問を求めるときは、当事者は第

きる。

第6条 裁判所の決定により裁判所のもとに出頭すべき、またはその他訴訟手続において何事かを履行すべき者が、その懈怠について正当な理由を有することが相当な蓋然性をもって証されたときは、彼はそれについてなんらの制裁を課せられず、またその他の仕方でも訴訟手続における責任を問われない。*

ある者が第1項に関わる懈怠の責めを負うけれども、特段の事情に基づきそれについて正当な理由を有すると考えられるときは、彼はこれに関する調査を行う機会を与えられなければならない。**この場合裁判所は、懈怠に基づく制裁の宣告またはその他の措置の問題を延期しなければならない。

* 裁判所は職権で正当な理由の存否を審査しなければならない。Norstedts, 2 s. 32: 15.

** 本項における正当な理由の蓋然性の証明度は1項の場合よりも低い。例えば、悪天候のため交通事情が悪いことが裁判所に知られているとか、当事者が弁論期日の直前に病気で出頭できないと電話をしてきたような場合である。後者の場合には医師の診断書の提出などにより1項の証明をする機会を与えるのである（もっとも、1項の証明は必ずしも文書による必要はなく、電話で足りる場合も多いと解されている）。Norstedts, 2 s. 32: 15-6.

第7条 (削除)

第8条 ある者が公共運輸手段の途絶、病気またはその他の彼が予見しえなかった、またはそうでなくとも裁判所が有効な弁明を構成すると認める事情によって、彼に課せられた事項を履行することを妨げられたときは、懈怠について正当な理由が存在する。

当事者に依頼された代理人に上述の障害が存し、かつ適時に他の代理人を用いることができないときも、当事者のための懈怠についての正当な理由としてみられなければならない。

第2条 召喚状または上訴状が当事者の配慮によって送達されるべき場合、裁判所が事件を取り扱うときに、所定の方法で送達が行われたという証拠が裁判所に提出されず、かつ相手方当事者が出頭せず、または本案について意見を述べないときは、当事者の事件は消滅する (förfallen)。これに関する情報は、当事者が送達を配慮することに対する裁判所の承認の中に包含されなければならない。

* 送達は原則として裁判所によってなされるが、当事者が送達を受けるべき者の所在についてより良く知る可能性を有する場合などには、当事者自身が送達について配慮する正当な利益を有することがありうる。そして当事者が送達について配慮する旨申し立てるときは、裁判所はこれを認めることができる (送達法 (1970: 428) 2条2項)。本条はこのような場合に関する。Norstedts, 2 s. 32: 7.

第3条 裁判所の決定により裁判所のもとに出頭すべき、またはそうでなくとも訴訟手続において何事かを履行すべき当事者またはその他の者が、そのための合理的な時間的余裕を与えられず、またはそうでなくとも裁判所が定めた日時を延長すべき理由が存在すると認められるときは、裁判所は新たな日時を定める。

第4条 弁論が指定された後、集会前に弁論の実施または十分な程度における (i erforderlig omfattning) その遂行に対する障害を構成すると考えられる事情が存在すると認められるときは、裁判所は弁論のために新たな日時を定めることができる。

当事者が上述の事情について知ったとき、または弁論のための集会に出頭するよう呼び出された者が、呼出しに応ずることに支障があると考えるときは、彼は直ちに裁判所にこれについて届出をしなければならない。

第5条 事件の審査上、他の訴訟手続における対象もしくは他の手続における処理の対象である問題がまず判断されることが特に重要であるとき、または事件の取扱いについてその他の障害が長期的に存在するときは、裁判所は障害が除去されるまで事件の停止を命ずることがで

た事項と異なるものまたはこれを超えるものを与えることができない旨の17章3条1文の類推適用により訴訟費用の相当性の審査についても処分主義 (dispositonsprincip) が妥当とする。なお、訴訟費用に関する別訴の禁止はスウェーデン法における古くからの伝統に基づくといわれる。Ulla Jacobsson, *Partskostnad i civilprocess* (1964) s. 231-2.

* * 中間判決や欠席判決などの場合はその後における審理の終結の時までに申立てを提出すれば足りる。Norstedts, 1 s. 18: 59, Fitger, s. 115.

第15条 下級の裁判所の事件が上訴されるときは、上級の裁判所における訴訟費用を償還すべき義務は、そこでの訴訟手続にかんがみ決定されなければならない。

別個に上訴される問題に関する上級の裁判所における費用については、本章において下級の裁判所に提起された事件について定めるところが準用される。

事件が差し戻されるときは、その上級の裁判所における費用の問題は差戻し後の事件に関連して審査される。

第16条 公的機関が公共の名において追行する事件で、国またはその他の者の私的な権利保護に関しないものにおいては、他に異なる定めがなければ訴訟費用の問題については第31章の規定が適用される。*

* 刑事事件ではないがそれに近い面のある事件の場合には、本章でなく刑事事件の訴訟費用に関する31章の規定が適用されるのである。例えば、重婚の場合における検察官による婚姻解消の訴え (婚姻法5章5条) など。Norstedts, 1 s. 18:70.

III 共通規定について

第32章 期間および懈怠の正当な理由 (laga förfall) について

第1条 当事者またはその他の者が裁判所の決定により裁判所のもとに出頭すべきとき、またはそうでなくとも訴訟手続において何事かを履行すべきときは、彼はそれについて合理的な時間的余裕を与えられなければならない。

人によって惹起された特別の訴訟費用については、参加人のみが責任を負う。参加人が関与した側の当事者は今述べた費用を償還する義務を負わない。

第13条 裁判所の決定による証拠調べまたはその他の措置に関する費用を、公費でまたは当事者が連帯して支払うべきとき、このような費用の償還については、訴訟費用について本章に定めるところが適用される。当事者がその訴訟費用を各自負担しなければならないときは、費用は各自折半して負担すべき旨命ずることができる。当事者を裁判所に勾引するための費用が公費から支払われたときは、その費用はその当事者が償還しなければならない。

当事者が法律扶助を認可されたことを理由として国庫に費用を償還すべき義務については別に定めるところによる。*

* 法律扶助法31条ないし33条に定められている（拙稿「スウェーデンの法律扶助法について」神奈川法学31巻1号（1996）参照）。

第14条 訴訟費用の償還を得ようとする当事者は、取扱いが終結する前にその申立てを提出しなければならない。彼はその際費用の項目を示さなければならない。彼が上述の時期までに申立てを提出しなかったときは、その裁判所において生じた費用に関する訴えを行うことができない。*、** ただし当事者は、申立てを提出しなかったとしても、第8条第2項に関わる利息ならびに裁判所の判決または終局的決定の書面1部のための償還を得ることができる。

裁判所は職権で第1条ないし第10条、第12条および第13条の規定の適用に関する問題の審査を、それが特段の事情に基づき不必要でないときは行わなければならない。本章に関わるこのような費用問題に関する決定は、裁判所が事件について判断する時に与えられる。償還されるべき訴訟費用の中に代理人または補佐人の報酬を含むときは、報酬の額を示さなければならない。

* ヤコブソンは、訴訟費用償還の申立てについては、判決は当事者が申し立て

還の対象にならない。Norstedts, 1 s. 18: 47, Fitger, s. 112.

*** 法律扶助法にいう相談に属しない援助（例えば、判例によると上诉状の作成）の費用である。Norstedts, 1 s. 18: 49.

**** 本項は、債務者が理由なしに支払命令（の申請）を争うような場合に關する。Norstedts, 1 s. 18: 50, Fitger, s. 112.

第9条 訴訟費用が複数の共同当事者によって償還されるときは、連帯して責任を負う（svare en för alla och alla för en）。ただし、当事者のうちある者のみに關する事件の部分に關する費用、またはある当事者が第6条に關わる過失または過怠により惹起した費用については、その当事者が単独で支払わなければならない。

第7条により当事者と並んで費用を償還する義務を負う者があるときは、両者は連帯して責任を負う*

* 本条は連帯責任（solidariskt ansvar）に關する規定である。賠償義務者間の求償については原則として私法規定による。Norstedts, 1 s. 18 51, Fitger, s. 113.

第10条 ある者が第13章第7条により原告の事件を承継したときは、彼および原告は承継前に生じた訴訟費用について連帯して責任を負う；その後生じた費用については彼が単独で責任を負う。

被告の地位に代わった者は訴訟費用について単独で責任を負う。*

* これに關する原告の利益は、13章7条2項の同意権によって保護されている。Norstedts, 1 s. 18: 53.

第11条 2人またはより多くの者が訴訟費用について連帯して責任を負わなければならないとき、裁判所は彼らのある者の申立てに基づき、事情にかんがみ彼らの間でどのように費用を分配すべきか、または彼らのある者に費用の全部を負担させるべきかについて審査することができる。

第12条 訴訟手続において当事者の地位を有しない参加人の訴訟費用を償還する義務および彼の訴訟費用の償還を求める権利については、本条において当事者について定めるところが準用される；ただし、参加

- 1 各審級のための法律扶助法 (1972: 429) による相談,
- 2 申立て・申請手数料,
- 3 裁判集会に関連する当事者もしくは法定代理人の旅費および滞在費, または自身出頭が命じられていないときは, 代理人の旅費および滞在費,
- 4 証人,*
- 5 書面の翻訳,

償還は費用が当事者の権利の保護のために合理的に必要とされた限度においてのみ支払われる。

第 2 項第 3 号に掲げるものの償還は, 政府が定めるところにより支払われる。*

法律扶助法による相談のための最高額手数料を超過しない限り, 弁護士または弁護士事務所の弁護士補 (biträdande jurist) によって与えられるその他の相談のための費用は, 第 2 項第 1 号に掲げる費用と同視される。***

事件が当初, 本条に関わる事件に適用されるのとは異なる手続で取り扱われたときは, 従前の手続に関する費用の償還はこれに適用される費用規定により支払われる。

支払命令または簡易執行に関する事件が地方裁判所に送付された場合, 事件がその後に被告に対する欠席判決によって判断されるときは, 償還は訴訟手続に関する書面および裁判所の前における集会への出頭のための合理的な費用をも含む。このような賠償は特段の理由が他の判断に導かないときは, 政府が定めるところにより支払われる。****

* 証人等に対する公費からの補償に関する政令 (1982: 805) がその内容を定めている。第 4 項にいう政府の定めもこの政令のことである。なお少額事件の訴訟費用については, 弁護士報酬も, 利息も認められない。Norstedts, 1 s. 18: 47-8, Fitger, s. 112.

** 鑑定人に関する費用については鑑定証人 (2 項 4 号による) は別として償

ような費用を償還する義務を負う。

第7条 当事者が本章により相手方当事者の訴訟費用の全部または一部を償還しなければならず、かつ当事者の法定代理人、代理人または補佐人が第3条第1項に関わる措置または第6条に述べる過失もしくは過怠によってこのような費用を惹起したときは、裁判所はそれに関する申立てがなくとも彼に当事者と共にこの費用を償還すべき旨命ずることができる。

第8条 訴訟費用の償還は、費用が当事者の権利の保護にとって合理的に必要とされた限り、訴訟手続の準備および事件の追行のための費用ならびに代理人または補佐人の報酬に完全に相応するものでなければならない。* 償還はまた訴訟手続に起因する当事者の仕事および時間の消費に対しても支払われなければならない。当事者の事件に直接的意義を有する争いの問題の解決のための交渉**は、訴訟手続の準備のための措置とみられる。

訴訟費用の償還は、事件において支払を命ずる判断がなされた日から支払済みまでの利息法 (1975: 634) 第6条による利息も包含しなければならない。***

* 代理人または補佐人の職務の遂行に要した仕事の範囲および性質にかんがみ決定されなければならない。出頭回数およびそれに要した時間等も間接的に考慮される (それ自体は費用の支出の問題として算定される)。Gärde, s. 212, Norstedts, 1 s. 18: 37.

** 和解交渉が訴訟手続の準備および事件の追行にとってとくに有意義でなかった場合も含まれる。Norstedts, 1 s. 18: 41, Fitger, s. 111.

*** 利息の起算点は、費用が生じた審級における裁判の時である。Norstedts, 1 s. 18: 43, Fitger, s. 111.

第8条 a 第1章第3条 d 第1項が適用される事件においては、第8条の規定に代えて以下の定めが適用される。

訴訟費用の償還は、以下各号に関わる費用以外のものであってはならない——

て得ることができたであろうものに制限される。*

* 本条を適用するために決定的なのは、原告において被告が支払命令を争うと信すべき理由があったかどうか、などである。Fitger, s. 107.

第4条 同一事件において複数の訴えの申立てがあり、かつ当事者が各自その一部について勝訴したときは、当事者は各自その訴訟費用を負担するか、もしくは調整された償還が与えられるか、または事件の異なる部分のための費用が分離できる限りそれに従って償還義務が定められなければならない。ただし、当事者が敗訴した部分が軽微なもののみであるときは、彼はその費用の完全な償還を得ることができる。

上述したところは当事者の訴えの申立ての一部のみが認容された場合に準用されなければならない。

第5条 当事者の事件が却下されたときは、当事者は敗訴したものとみられる (anses)。*

当事者が訴えを取り下げたか、または不出頭であったことに基づき事件が除去された場合、償還義務について異なる決定をすることに導く特段の事情**が存しないときは、彼は相手方当事者にその訴訟費用を償還しなければならない。

当事者が和解したときは、当事者は異なる合意がなければ各自その費用を負担しなければならない。

* もっともこのことは、却下された当事者が直ちに1条の適用により相手方の訴訟費用を負担することを意味しない。Gärde, s. 206, Norstedts, 1 s. 18: 24.

** 例えば、訴えの提起後に被告が任意履行したために訴えを取り下げた場合は、原告は訴訟費用の完全な償還が得られる。Norstedts, 1 s. 18: 25, Fitger, s. 108.

第6条 当事者が裁判所に出頭せず、裁判所が与えた命令を遵守せず、不当であることを知っているか、もしくは知るべきであった主張もしくは抗弁を行い、またはその他に過失もしくは過怠によって事件の延期をもたらし、またはそうでなくとも相手方当事者に費用を惹起したときは、彼は一般に費用がどのように分配されるべきかに拘らずこの

第18章 訴訟費用について

第1条 敗訴した当事者は、他に異なる定めがなければ、相手方当事者にその訴訟費用を償還しなければならない。*

* 訴訟費用には弁護士費用が包含される。立法理由書によればその理由として、勝訴当事者が訴訟に要した費用の完全な賠償を得られなくては、訴訟による権利保護の目的が十分に達せられないこと、さらに敗訴当事者が完全な訴訟費用償還義務を負うという知識は、不当な訴訟の抑制に寄与しうることが指摘されている。Norstedts, 18:6.

第2条 事件が法律により判決による以外には決定することのできない法律関係に関するときは、[裁判所は]各当事者がそれぞれの訴訟費用を負担すべき旨命ずることができる。*

* 離婚事件などである。なお、社会委員会が提起する父性確定の訴えにおける訴訟費用については親子法3章11条に規定があるなど、他の法律に特別の定めがある。

第3条 勝訴した当事者が相手方当事者に訴訟手続を行うべき理由が存しないのにこれを開始し、またはそうでなくとも勝訴した当事者が故意もしくは過失によって不必要な訴訟手続を起因したと認められるときは、彼は相手方当事者にその訴訟費用を償還するか、またはそのための事情が存するときは当事者は各自その訴訟費用を負担しなければならない。

結果がそれに依存する事実が訴訟手続前には敗訴した当事者に知られておらず、かつ彼がそれに関する知識を有するはずがなかったときは、[裁判所は]当事者が各自その訴訟費用を負担すべき旨命ずることができる。

第3条 a 本案が支払命令および簡易執行 (handräckning) に関する法律 (1990:746) による事件において十分に (lika gärna) 判断しえたものであるにも拘らず、勝訴した当事者が召喚状の申請によって訴訟手続を開始したときは、彼の費用償還を求める権利は前者の事件におい

2 参加人として訴訟手続に関与することを求める第三者の申立ての棄却,

3 補佐人, 証人, 鑑定人またはその他の当事者もしくは参加人でない者に対する補償または前払に関する判断,

4 拘置場における拘束または仮差押えもしくはその他の第15章による処分またはこのような処分の取消しに関する命令,

5 当事者が提案した者以外の者を補佐人に任命すること, または

6 一般法律扶助に関する問題で第3号または第5号に関わるもの以外の場合における判断, ただし法律扶助法(1972: 429)第31条による償還義務に関する決定を除く。

それによって当事者またはその他の者が文書証拠を提出することまたは検証もしくは見分のための物件を用意することを命ずる決定については, 第1項に述べるところが適用される。

確定力を有しない判決または決定が執行しうることについて特段の定めがあるときは, それが適用される。

第15条 裁判所が判決または決定に裁判所またはその他の者の書損, 計算違いまたは同様の不注意に基づく明白な過誤が含まれていると認めるときは, 裁判所は更正の決定をすることができる。

裁判所が不注意により判決または終局的決定に関連して与えるべき決定を行うのを怠ったときは, 裁判所は上記の判断を告知してから2週間内にその判断を補充することができる。

更正または補充に関する決定が行われる前に, 当事者はそれが明らかに不必要でないか否かについて意見を述べる機会を有しなければならない。決定は可能であれば更正される判断を含む書面のすべてに記入されなければならない。*

* 判決または決定の原本を更正するだけでなく, できる限りその写しも更正すべきことを意味する。Norstedts, 1 s. 17: 74.

決定がなされるときは、それは判決中に包含されなければならない。

当事者が終局的決定に対し上訴するかまたは事件の再取上げの申立て (ansökan om återupptagande) * をする権利を有するときは、決定において彼がその際遵守すべき事項について教示しなければならない。

* これは当事者の不出頭を理由に事件が除去されたとき、その復活=再施を求めるものである (47章14, 18条など参照)。故障の申立てと同様に広義の上訴に属する。Welamson, s. 13 not 2, Fitger, s. 393.

第13条 終局的でない決定は、必要な限度で決定が基づく理由を示さなければならない。

訴訟手続中の決定に対し上訴しようとする者が、上訴の通知 (anmäla missnöje) をしなければならないときは、決定においてその旨を教示しなければならない。このような決定に対し別個に上訴できるときは、このことも教示しなければならない。裁判所は上訴しようとする者に、その求めに基づき彼がその他に遵守すべき事項に関する情報を与えなければならない。

終局的でない決定が判決または終局的決定に関連してなされたときは、それは判決または終局的決定の中に包含されなければならない。この決定に対し別個に上訴できるときは、裁判所は上訴しようとする者が遵守すべき事項について教示しなければならない。

第14条 裁判所は、そのための理由が存するときは判決において、それが確定力を取得していないにも拘らず執行しうる旨命ずることができ。そのための理由が存するときは、裁判所はその際判決が変更されたときに当事者が支払義務を負うことになりうる損害賠償のための担保の供与を命じなければならない。

別個に上訴することができない訴訟手続中の決定は直ちに執行されなければならない。以下各号の決定についても同様である——

1 代理人または補佐人を排除すること、

* 本条は判決原本に関する。原本は調書から分離して作成されなければならないのである。裁判官の原本への署名は、判決の有効性の絶対的要件ではない。判決宣告後に、判決主文に同意した裁判官は判決に署名していないことを理由にそれからの乖離を主張できない。このことはまた、判決宣告時に署名がなされていることは必要でない—望ましいにしても—ことを意味する。Norstedts, 1 s. 17: 34.

** 原本は常に判決をした裁判所が保管する。裁判所が部に分かれているときは、各部ごとにその判決録を集成するのが適切とされる。事件記録には判決謄本が添付され、上訴の際は判決謄本付きの記録が上級審裁判所に送付される。Norstedts, 1 s. 17: 34.

第11条 判決は上訴のための期間が経過した後は、それによって訴えが提起された本案が判断された限りにおいて既判力を有する。

判決はまた相殺のために援用された債権の審査を包含する事項について既判力を有する。

このようにして判断された問題は、再び審査に取り上げることができない。*

特別の上訴については、それについて定めるところが適用される。**

* 裁判所は既判力の存在を訴訟障害として新たな訴えを職権で却下しなければならない（かつてはこれを消極的既判力とよんだ）。しかし、これは訴訟物（processföremål）が同一の場合にのみ妥当する。他方、訴訟物が異なる新たな訴えにおいては前訴の既判力を前提として判断しなければならない（かつてはこれを積極的既判力とよんだ）。Norstedts, 1 s. 17: 35, Fitger, s. 99. スウェーデン法ではかなり早くから、既判力のこの二分法は不適切として採用されていない。Ekelöf, III s. 93.

なお、既判力の時的限界については明文の規定がないけれども、エーケレーヴは事件を評議に付した時点とみるのが最も適切だとする。Ekelöf, III s. 104 not 89. これはカーレンベリィによる「当事者が訴訟に訴訟資料を導入することができた最後の時点」という基準と同一であろう。Ernst Kallenberg, Svensk civilprocessrätt II (v) (1935) s. 1431.

** 再審等に関する58, 59章を参照。

第12条 判決について第2条および第9条に定めるところは終局的決定について準用される。このような決定にはまた、問題の性質が要求するときは、第7条および第10条も適用される。判決に関連して終局的

間内に書面に作成し、かつ宣告しなければならない。判決が本口頭弁論において言い渡されないときは、裁判所の他の集会において言い渡すか、または裁判所の事務局 (rättens kansli) において交付されることによって (hälles tillgänglig) 宣告しなければならない；本口頭弁論の際判決の宣告の日時および方法に関する通知が与えられなければならない。

本口頭弁論後の事件の判断について上述したところは、事件が口頭による準備のための集会の際に判断されるときにも適用される。

事件が本口頭弁論なしに判断されるその他の場合においては、できる限り速やかに評議を行い、ならびに判決を決定し、その書面を作成し、および宣告しなければならない。宣告は判決が事務局において交付されることによって行われなければならない。

判決の言渡しは、判決の主文および理由の朗読ならびに上訴に関する教示によって行うことができる。

反対意見が生じたときは、それは判決と同一の日時および方法で当事者に宣告されなければならない。*

事件が判断されたとき、当事者は事件の結果についてできる限り速やかに書面で通知されなければならない。**

* 反対意見の記載は調書の一部であるが、判決と同様に当事者に送付することが義務付けられているのである。言渡しの際は口頭で反対意見に関する情報が与えられる。Norstedts, 1 s. 17: 33.

** これに関する細則は、訴訟および案件等における結果について当事者に通知する裁判所の義務に関する政令 (1987: 1099) に定められている。欠席判決は裁判所の配慮によって送達されるが、それとは別に同政令による結果の通知を要する。Norstedts, 1 s. 17: 33.

第10条 判決は別個に作成され、かつ判断に関与した法律専門家の裁判官によって署名されなければならない。*

裁判所の判決はその宣告の日時順に数字的に整序され、各年ごとの判決録 (domsbok) に集成されなければならない。**

くは良俗に反するか、または不能な給付を目的とすると認めるときは、確証を拒否すべきである。Norstedts, 1 s. 17: 22-22a. 我が国の場合と異なり、和解が当然に確定判決と同一の効力を有するわけではない。

第7条 判決は書面に作成し、かつ分離した部分において以下各号の事項を示さなければならない。

- 1 裁判所ならびに判決宣告の日時および場所、
- 2 当事者ならびにその代理人または補佐人、
- 3 判決主文、
- 4 当事者の申立ておよび抗弁ならびにそれらが基づく事実、ならびに
- 5 事件において証明された事項に関する情報を有する判決理由。*
上級の裁判所の判決は必要な限度において下級の裁判所の判決に関する説明を包含しなければならない。

当事者が判決に対し上訴または故障の申立て (ätervingning)** をする権利を有するときは、判決においてその際遵守すべき事項について教示しなければならない。

* エーケレーヴは判決理由の最大の価値は判決に対する上訴の可能性を提供するところにあるという。Ekelöf, V s. 205.

** 欠席判決に対する不服の申立てのように同一審級における再審理を行う一種の上訴。我が国の旧民事訴訟法の故障の申立てに相当する。

第8条 欠席判決、被告の認諾に基づき原告の訴えを認容する判決ならびに上級の裁判所が下級の裁判所の判決を確定する判決は、簡易な形式で与えることができる。

第9条 判決〔内容〕を決定する前に評議が行われなければならない。

本口頭弁論が行われたときは、その同日または次の執務日に評議をし、かつ可能であれば、その日に判決を決定し、言い渡さなければならない。事件の性質に基づき判決の決定または作成のために時間的余裕が必要とされるときは、裁判所はそのための延期を決定することができる；ただし判決は、特段の支障がないときは、弁論終結の後2週

事件に依存するときは、後者の事件について別個の判決を与えることができる。**

調査上適切であるときは、それぞれが結果のために直接の意義を有する複数の事実の1つ、または事件において生じた主として法適用に関する問題が本案の判断の際どのように判断されるべきかについて、別個の判決を与えることができる。***

本条により別個の判決が与えられるとき、裁判所は事件のその余の部分がこの判決が確定力****を取得するまで停止されるべき旨定めることができる。

* 本項は中間判決 (mellandom) に関する規定であるが、我が法の中間判決 (日民訴184条) よりも広く、これと中間確認の訴えの両者を包含するような制度である。Norstedts, 1 s. 17: 16.

** 1項は訴えの併合の場合における中間判決に関する。土地所有者が所有権確認と所有権に基づく明渡し請求をする場合、債権者が債務者と保証人に対して債務の履行を請求する場合などである。前者の場合に明渡し請求の成否は確認請求のそれに依存し、後者の場合に保証人に対する請求の成否は主債務者に対する請求のそれに依存する。Ekelöf, V s. 177, Norstedts, 1 s. 17: 16.

*** 2項は法律事実および主として法適用の問題についての中間判決に関する。後者は1990年の法改正によるもので、主として法律問題に関するが、法律問題と事実問題との限界領域の問題についても中間判決の可能性を認めることを意図している。法務大臣は理由書において、成立した契約が売買契約と判断されるべきか、ある関係にどの国の法律が適用されるべきか、ある意思表示が契約法上の意味における申込みとなるかなどの問題を中間判決の対象として例示している。Norstedts, 1 s. 17: 18-9, Fitger, s. 97.

**** 2項の中間判決は訴訟内の既判力のみを有する。Ekelöf, V s. 178 not 43.

第6条 当事者双方が争われている事項について和解し、かつ双方が裁判所がその和解を確証する (stadfäster) ことを求めるときは、それは判決によってなされなければならない。*

* 和解が成立すると通例、事件は訴えの取下げがなされたのと同様に処理される。しかし、本条の判決による確証は和解に既判力および執行力 (強制執行法3章1条により債務名義となる) を与える。裁判所は和解契約の内容が法もし

基づかなければならない。判決には全本口頭弁論に同席した裁判官のみが関与することができる。新たな本口頭弁論が行われたときは、判決はそれに上程されたものに基づかなければならない。第43章第14条第2文に関わる場合においては、判決は本口頭弁論の後に収集されたものにも基づくことができる。*

本口頭弁論なしに事件が判断されるときは、判決は書類が包含するもの、およびその他事件において生じたものに基づかなければならない。

* 1項はいわゆる直接主義 (omedelbarhetsprincipen) を表現したものである。この原則は全審級に妥当する。直接主義と証拠直接主義 (principen om bevisomedelbarhet) とは異なる。証人が本口頭弁論前に書いた陳述書が弁論において朗読され、裁判所がこれを判決の基礎とするときは、直接主義には反しないけれども、弁論の際証人を直接に尋問していないので証拠直接主義を看過したことになる。Norstedts, 1 s. 17: 6.

第3条 判決は当事者が適式に申し立てた事項と異なるものまたはそれを超えるものを与えてはならない。本案がそれについて和解が許容されるようなものであるときは、判決は当事者がその訴えの原因として援用しない事実に基づいてはならない。*

* 本条はいわゆる処分主義 (dispositionsprincipen) の原則を表現している (その意味内容については、前掲拙稿「スウェーデン法における主張責任論 (1)」885頁参照)。Norstedts, 1 s. 17: 9.

第4条 1つの訴訟手続において複数の請求があり、かつそれらが分離できるときは、その余の部分に関する取扱いが終結していないとしても、その一部に関する判決を与えることができる。主たる債権および相殺のために援用される債権については、一緒にのみ判決することができる。請求の一部が認諾されるときは、認諾された部分について別個の判決を与えることができる。*

* 認諾に基づく一部判決は、原告がそれを求めるときは常に与えられる。Ekelöf, V s. 184, Norstedts, 1 s. 17: 14.

第5条* ある事件の審査が同一の訴訟手続において取り扱われる他の

い* ; その他の場合においては、他よりも多数の票を有する意見、または複数の意見の票が同数であるときは、これらの意見のいずれかに投票した者の間の最上席者が表明した意見が妥当する。**

* 損害賠償額に関する4人の構成員の意見が1000 (クローネ)、2000、4000、8000だとすると、8000を4000に加え、その中に裁判長の意見が含まれていれば、裁判所の意見は4000になる。そうでない場合は2000になる。Norstedts, 1 s. 16: 15.

** セミコロン以下は、相対的多数決による判断である。Norstedts, 1 s. 16: 15.

第5条 どのように票決をすべきかまたはどの意見が妥当すべきかについて争いがあるときは、それについて票決しなければならない。

第6条 民事事件において刑事責任、過料の賦課または拘置場における拘束に関する問題が存するときは、その問題に関する票決については第29章に定めるところが適用される。*

* これらの問題は刑事法的性質を有するので、刑事事件における票決に関する規定を適用することにしたのである。その適用の結果は、第1に裁判長が決定権を有しないため、より軽い意見が妥当するということである。もっとも、勾引については本条に規定されていないから、民事事件における票決に関する規定が適用される。Norstedts, 1 s. 16: 17.

第7条 (削除)

第17章 判決および決定について

第1条 裁判所の本案の判断は判決によってなされる。その他の裁判所の判断は決定によってなされる。裁判所がそれによって判決以外の方法で本案を完結する決定および別個に上訴された問題に関する上級の裁判所の決定は、終局的決定である。*

* 却下 (avvisning-34章参照) または除去 (avskrivning-13章5条参照) の決定は終局的決定である。別個に上訴された問題に関する上級の裁判所の決定については例えば49章4条参照。Fitger, s. 95.

第2条 本口頭弁論が行われたときは、判決は弁論に上程されたものに

票決の際は裁判所の構成員の最も席次の若い者が最初に、次いで裁判所の構成員が席次順に意見を述べなければならない。事件がある構成員によって準備されたときは、彼がまず意見を述べる。

各自がその意見を根拠付ける理由を述べる。

第 2 条 訴訟手続に属する問題については別個に票決しなければならない。

本案が複数の請求を含むときは、各請求について別個に票決を行わなければならない。相殺に援用された債権については別個に票決しなければならない。同一の請求についてそれぞれがその結果に直接的意義を有する複数の事実が存するときは、本案の性質が要求する限り別個の評決に付さなければならない。* 訴訟費用については別個に票決しなければならない。

ある者が従前の票決の際多数が支持する結果に反対したとき、彼はその後の票決に関与する義務を負う。

* この事実は学説において法律事実を構成する事実とよぶものである。実体法上の法律事実に関する別個の票決の可能性は、1948年の訴訟改革の際スウェーデン法に導入された。Ekelöf, III s. 89, Norstedts, 1 s. 16: 8.

第 3 条 票決の際は裁判所の構成員の過半数が有する意見が妥当する。ある意見が半数の票を集め、かつ裁判長の票がその中にあるときは、その意見が妥当する。*

* 2文の規定は、我々外国人法律家には裁判官の独立性にかんがみ問題ではないかと疑われるが、注釈書等において特別の論議はされていない。裁判所の構成が偶数になることが多い（2章4条1項など参照）ことを考慮したものと思われる。なお、1章3条の*を参照。

第 4 条 票決の際 2 つより多くの意見がそのいずれも第 3 条により妥当することなしに表明され、かつ問題が金銭またはその他一定の数量を成すものであるときは、いずれかの意見が妥当するに至るまで、大きい数量のための票をその次に小さい数量の票に加え、さらに必要なときは同一の方法で (efter samam grund) 合算を継続しなければならない

言することを妨げられない。理由書は、所定期間内に提訴しないことは提起された訴えの却下決定が確定したのと同視されることは特別の規定なしに明白だとする。Norstedts, 1 s. 15: 16.

第8条 第1条、第2条または第3条*により認可された処分は、処分の目的を満足させる担保が供与され、またはそうでなくてももはや処分の理由が存しないときは直ちに取り消さなければならない。本案について提起された事件が取り下げられまたは消滅するときも、処分は直ちに取り消さなければならない。

取消しの問題は、訴訟手続が係属する裁判所または訴訟係属がないときは最初に処分の問題を審査した裁判所によって審査される。

本案が訴訟手続の対象であり、かつそれについて判決がなされるときは、裁判所は処分が事後も存続すべきか否かを審査しなければならない。裁判所は判決に関連して上述した処分を命ずることもできる。

* しかし同条の本来的給付の実現が重要な請求については、相手方による担保の供与は申立人にとって処分の目的を満足させないからできないと解されている。Ekelöf, III s. 13.

第9条 裁判所はその理由があるときは当事者の一方の申立てに基づき、第4条による処分の取消しを命ずることができる。

第10条 本章における処分の執行の問題については、強制執行法の規定が存する。裁判所は必要があるときは、執行に関する詳細な指示を与えることができる。

第16章 票決について*

* 評議 (17章9条1項, 30章7条1項) と票決とは異なる。前者において意見の一致をみないときに票決に移行するのである。Ekelöf, III s. 84-5. なお、電話による評議を行うことは差し支えないと考えられている。しかし、いわゆる持回り評議のみで決めるのは法の規定に合致するか疑いがあるとされる。Norstedts, 1 s. 16:3.

第1条 判決または決定の評議の際異なる意見が表明されたときは、票決が行われなければならない。

はならない。ただし遅滞が危険を伴うときは、裁判所は他の処分がなされるまで妥当する処分を直ちに認可することができる。*

訴訟手続が係属していない場合における第1条、第2条または第3条に関わる処分の問題に関するその他の取扱いについては、このような問題が訴訟手続において生ずるときに妥当する規定が適用される。ただし費用償還に関する申立人の相手方の申立ては、処分の問題の判断に関連して審理することができる。

* スウェーデン法は民事保全の裁判手続についても原則として当事者対論主義を採用しているのである。詳しくは前掲拙稿229頁参照。

第6条 第1条、第2条または第3条に関わる処分は申立人が裁判所に、相手方が被ることある損害の担保を供与したときにのみ認可される。申立人が担保を供与することができず、かつその請求権の存在に関する特段の理由を証したときは、裁判所は担保の供与を免除することができる。国、地方自治体、県参事会自治体 (landstingskommuner) および地方自治体連合会は担保の供与を要しない。

担保の調達については、強制執行法第2章第25条が適用される。担保は相手方が承認しないときは、裁判所によって審査されなければならない。

第7条 第1条、第2条または第3条の処分が認可された場合、申立人は訴えがまだ提起されていないときは、決定から1月内に裁判所に本案の訴えを提起し、また請求権が他の手続により審査されるべきときはそれによる手続を採らなければならない。裁判所または他の公的機関により審査されない事件については、審査が相手方当事者に求められたときまたは他の方式による手続が開始されたときに提訴がなされたものとみられる。

第1項による事件が提起されないときは、処分は直ちに消滅する (återgå)。*

* 消滅は自動的に生ずるが、裁判所は相手方の申立てに基づき処分の消滅を宣

し、訴訟手続もしくはこれに類する他の手続の審査の対象であるか、または対象となると考えられうる請求権を有することについて相当な蓋然性のある理由を証し、かつ相手方がある活動をする事、ある行為の作為もしくは不作為またはその他の方法で申立人の権利の行使を妨げ、もしくは困難ならしめ、またはその価値を基本的に減弱させる相当なおそれがあるときは、裁判所は申立人の権利を保全するために適切な処分を命ずることができる。

第1項の処分としては、過料付きである活動をする事もしくはある行為の作為を禁止し、またはその他の命令として、過料付きで申立人の請求権を尊重すべき旨を命じ、管理人を任命し、もしくはその他の方法で申立人の権利の侵害を防止するための指示をすることができる。*

* 本条と次条は仮処分に関する規定であるが、仮処分に相当する適切なスウェーデン語はない。詳しくは前掲拙稿234-5頁参照。

第4条 ある財産に対する優先権に関する訴訟手続において当事者の一方が不当に相手方の占有を奪ったことまたは財産に関してその他の不法な措置をしたことが判明したときは、裁判所は占有が直ちに回復されるべきことまたはその他の矯正が直ちになされるべきことを命ずることができる。*

* この仮処分については担保の供与を要しない(6条1項参照)。

第5条 本章に関わる決定は、訴訟手続の係属する裁判所によって発せられる。訴訟手続が係属していないときは、民事訴訟の管轄裁判所に關する規定による。ただし、裁判所以外の手続により取り扱うべき争いに関する裁判所の権限の制限に関する規定は適用されない。

本章による処分の問題は、申立てに基づいてのみ取り上げることができる。訴訟手続が係属していないときは、申立ては書面でしなければならない。

申立ては相手方に意見を述べる機会を与えることなしに認可されて

則として、訴訟告知をしたことまたはしなかったことに、なんらかの訴訟法上の効果が結び付いているわけではない。私法上の効果ないし事実上の利益—証明効—が期待できるのみである。Ekelöf, II s. 197, Fitger, s. 87. イヤーデらによれば、第三者が告知に応じて参加しない事実は、事後の彼が当事者である訴訟において、彼に不利益な証拠資料として働きうる。Gärde, s. 152.

第13条 訴訟手続の告知は書面の送達によって行う。この書面は相手方当事者にも送達しなければならない。書面には本案とこの措置のための理由が示されていなければならない。

第15章 仮差押え等について*

* 本章については、前掲拙稿「スウェーデンにおける民事保全」『民事保全講座 第1巻』参照。ただし、同論文における本章の訳文は若干改めた。

第1条 ある者が訴訟手続もしくは他のこれに類する手続の審査の対象であるか、または対象となると考えられうる債権を有することについて相当な蓋然性のある理由を証し (visar sannolika skäl), * かつ相手方が逃亡し、財産を隠匿し、またはその他の方法で債務の支払を免れる相当なおそれがある (skäligen kan befaras) ** ときは、裁判所は差押えの際債権を充足すると考えられうる相手方の財産の仮差押えを命ずることができる。

*, ** これらの証明度については、前掲拙稿231頁参照。

第2条 ある者が訴訟手続もしくは他のこれに類する手続の審査の対象であるか、または対象となると考えられうるある財産に対する優先権 (bättre rätt) * を有することについて相当な蓋然性のある理由を証し、かつ相手方が財産を隠匿し、著しく毀損し、またはその他の方法で申立人に損害を与えるような財産に関する処分をする相当なおそれがあるときは、裁判所はその財産の仮差押えを命ずることができる。

* 優先権はスウェーデン法特有の法概念である。これについては前掲拙稿232-3頁参照。

第3条 第1条または第2条以外の場合においてある者が他の者に対

権利を有する。*

* 本条は、通常参加 (ordinär intervension) —我が法の補助参加—の要件を定める。最も一般的な参加理由は、訴訟における判断が参加人を当事者とする事後の訴訟において証明効 (bevisvekan) を有しうるということである。Ekelöf, II s. 189-91, Fitger, s. 85.

第10条 参加人として訴訟手続に参加しようとする者は、裁判所のもとにそれに関する申請をしなければならない。* 申請については当事者を聴かなければならない。そのための理由があるときは、当事者および申請人と共に弁論を行うことができる。裁判所はできる限り速やかに申請に関する決定を与える。

* この申請は書面または口頭でしうる。Fitger, s. 86.

第11条 参加人は当事者がしうる訴訟行為をする権利を有する；ただし彼は、当事者の訴えを変更しもしくはそうでなくとも当事者と矛盾する行為をし、または当事者と一緒にするのでなければ判決もしくは決定に対し上訴をすることができない。

ただし、法律関係の性質に基づき、またはそうでなくとも判決が彼が当事者である訴訟手続において与えられた判決であるかのように彼に対し利益または不利益に効力を有するときは、彼は訴訟手続において当事者の地位を有する。*

* 2項は既判力効がおよぶことを理由とする独立参加 (självständig intervention) に関する。Ekelöf, II s. 194, Norstedts, 1 s. 14: 30, Fitger, s. 86.

第12条 当事者はある者が参加人として訴訟手続に関与することができると考えるときは、その者に参加を促す訴訟手続の告知を行う権利を有する。*

訴訟手続の告知を受けた者は、彼が訴訟手続に参加することができると考える他の者に順次訴訟手続の告知を行う権利を有する。

若干の場合において訴訟手続の告知を行うべき当事者の義務については特段の定めがある。

* 本条は訴訟告知 (litisdenuntiation) の要件に関する規定である。しかし原

げられた後に第 3 条ないし第 5 条に関わる事件が提起される場合、それらが支障なしに同一の訴訟手続において取り扱うことができないときは、裁判所はその事件を別個に取り扱うことができる。当事者が第 42 章第 15 条による意見陳述のための期間が経過した後に第 3 条または第 5 条に関わる訴えを提起したときも同様である。

第 7 条 a 2 つもしくはより多くの地方裁判所または 2 つもしくはより多くの高等裁判所のもとで、それらの間に第 1 条ないし第 6 条に関わる関連が存する事件が取り扱われる場合、併合が事件の取扱いのために基本的に利益であり、かつそれがいずれの当事者にとっても著しい不利益を意味しないときは、最高裁判所は当事者の申請または地方裁判所もしくは高等裁判所の申出に基づき、1 つの裁判所のもとに事件を併合すべき旨命ずることができる。適切と認められるときは、事件を取り扱うべき裁判所はそれを分離することができる。

最高裁判所の命令に基づき、ある裁判所から他の裁判所に移送される事件において [前の] 裁判所がした決定は、移送を受けた裁判所が異なる定めをしない限り効力を有する。

第 8 条 いずれかの側に複数の当事者がいるときは、各自が相手方当事者との関係において独立の当事者とみられる。*

本案がそれを有する全員のために 1 つの判決のみが与えられるようなものであるときは、共同当事者がした訴訟行為はその余の者の利益に、たとえそれが彼らの行為と矛盾するとしても効力を生ずる。***

* 通常共同訴訟 (ordinär processgemenskap) の場合である。Ekelöf, II s. 181.

** 特別共同訴訟 (speciell processgemenskap) とよばれる場合である。Ekelöf, II s. 181-2.

第 9 条 訴訟手続における当事者でない者が、本案が彼の権利に関する旨主張し、かつその主張のために相当な蓋然性ある理由を示すときは、彼は一方の側の参加人 (intervenient) として訴訟手続に関与する

ればならない。*

* 本条は「その後生じた当事者 (mellankommande part)」といわれる制度について規定する。これは訴訟改革前には「主参加 (huvudintervention)」とよばれた。ZPO 75条と異なり、スウェーデン法には従前の被告の脱退に関する規定は存しない。Ekelöf, II s. 168-9. 例えば、当事者間の訴訟の対象が第三者が彼のものとする債権に関するような場合が挙げられる。第三者が当事者間の判決の既判力を受けることは本条を適用するために必要ではない。Norstedts, 1 s. 14: 13, Fitger, s. 83.

第5条 当事者が敗訴するならば第三者に対し解除による請求もしくは損害賠償またはその他同様の請求を提起しようとするときは、彼は第三者に対し本訴請求と共同の取扱いのためにその訴えを提起することができる。*

第三者が当事者間の訴訟の結果を理由として当事者の一方または双方に対し第1項に述べるような請求を提示しようとするときは、彼は本訴請求と共同の取扱いのためにこの訴えを提起することができる。**

* その例は、債権者から訴えられた保証人が、主債務者や共同保証人に対して求償請求の訴えを提起するような場合である。Norstedts, 1 s. 14: 14, Fitger, s. 83.

** 上記の例において、債務者が債権者を訴えるような場合である。また、代金減額を訴えられた不動産の売主が、自己に対する売主に同様の訴えを行う場合が挙げられる。Norstedts, 1 s. 14: 15, Fitger, s. 83.

第6条 同一のまたは異なる当事者間における事件は上述以外の場合においても、調査上それが便宜であるときは、1つの訴訟手続において取り扱われる。そのための理由が存するときは、再び分離することができる。

第7条 第1条ないし第6条に関わる場合において、事件は同一の裁判所のもとに提起され、かつ裁判所が管轄を有し、さらに同一の訴訟手続形態が事件のために適用されるときにのみ併合される。

本口頭弁論が開始され、または本訴請求が他の方法で判断に取り上

すると解されている。Ekelöf, II s. 145, 147. なお、本条に関連して前掲拙稿「スウェーデンにおける民事保全」『民事保全講座 第1巻』235頁以下参照。

** この表現は争いの対象である実体的法律関係を示すものと理解されている。Gärde, s. 139.

第14章 事件の併合および訴訟手続に対する第三者の参加について

第1条 ある者が同一の被告に対し同時に複数の請求 (kärömal) を提起する場合*、それらが基本的に同一の原因に支持されるときは**、1つの訴訟手続において取り扱われなければならない。

* 被害者の支払を求める訴えにおいて、治療費と慰謝料が請求されるときは複数の請求 (mål-mål と kärömal とは同じ意味で使われる) が存在すると解されている。Norstedts, I s. 14: 5, Fitger, s. 81.

** ここにいう基本的に同一の原因は、13章3条1項3号のそれと関連している。この要件については様々な学説がある。エーケレーヴは訴訟経済的機能に着目し、原因を構成する事実の大部分が共通であることを要せず、共通の事実が一般に争点となるような場合であれば、基本的に同一の原因が存在すると解すべきだと主張する。Ekelöf, II s. 159, Norstedts, I s. 14: 7.

第2条 原告が複数の被告に対しまたは複数の原告が1人もしくは複数の被告に対し同時に訴えを提起した場合、それらが基本的に同一の原因に支持されるときは、事件は1つの訴訟手続において取り扱われなければならない。

第3条 被告が原告に対し同一の本案もしくはこれと関連する本案または原告に対し相殺を主張できる債権に関する訴えを共同の取扱いのために提起しようとするときは、事件は1つの訴訟手続において取り扱われなければならない。このようにして原告の本訴請求 (huvudkärömalet) と併合された請求は反訴請求 (genkärömal) である。

第4条 訴訟手続における当事者でない者が、争われている事項について当事者双方またはその一方に対し共同の取扱いのために訴えを提起しようとするときは、事件は1つの訴訟手続において取り扱われな

ない。*

本案が第1項に述べるようなものでなく、かつ判決が下された後に被告の承諾なしに原告が訴えを取り下げたときは、取下げは効力を有しない。**

* 通例、訴えの取下げの効果は訴えの除去 (avskrivning) を起因するに留る。取下げは除去決定がなされる前は撤回できる。なお、上訴の取下げの場合は原判決が確定する。Gärde, s. 138-9, Norstedts, 2 s. 13:49-51, Fitger, s. 79. エーケレーヴによれば、1項の被告の申立ては消極的確認の訴えの提起と同様の機能を充足する。Ekelöf, II s. 139.

** 1項の処分主義訴訟と異なり、2項の非処分主義訴訟 (処分主義訴訟, 非処分主義訴訟の意味については、拙稿「スウェーデン法における主張責任論 (1)」民商法雑誌100巻5号 (1989) 885-7頁参照) については、第一審においては自由に取下げることができる。Gärde, s. 139, Ekelöf, II s. 140, Norstedts, 1 s. 13:51, Fitger, s. 79.

第6条 同一の当事者間においてすでに訴訟手続が存在する問題に関する新たな訴えは、審査に取り上げられない。*

* 訴えの提起は二重起訴 (litis pendens) 禁止の効果をも有する。確認の訴えが係属していることは、同一の法律関係に関する給付の訴えの提起を妨げない。スウェーデンにおいて承認・執行される判決に導く外国の訴訟手続が存在する場合も二重起訴になりうる。Gärde, s. 139, Norstedts, 1 s. 13:54, 57, Fitger, s. 79-80.

第7条 * 原告が争われている事項**を他人に譲渡したときは、その者は彼が訴訟手続に参加する際における原告の事件を新たな召喚状なしに引き受けることができる。訴訟費用について責任を負う譲渡人の義務については第18章第10条に定めるところが適用される。

譲渡が被告の側に生じた場合、原告がそれに同意するときは、譲渡を受けた者は被告に代わって事件に参加することができる。

上述の譲渡がいずれかの側でなされたとき、譲渡を受けた者は相手方当事者の申立てに基づく呼出しの後訴訟手続に当事者として参加する義務を負う。

* 本条は当事者承継のうち特定承継に関する。当事者承継は訴えの変更を包含

きは、新たな申立ては却下しうる。第 1 項第 2 号または第 3 号による訴えの申立ては上級の裁判所においては許容されない。

原告が同一の本案について訴えを減縮し、* または本案の変更なしに訴えを支持する新たな事実を援用することは訴えの変更とみられない。**

* 訴えの減縮は取下げとは区別される。その効果は、17章11条が適用され減縮前の訴訟物全部について既判力がおよぶので、被告がこの部分について請求棄却の判決を得たのと同じの結果になる。Ekelöf, II s. 139, Norstedts, 1 s. 13: 39.

** 同一の法律効果を有する事実は同一の本案に属するとみられる。その外縁を画することは困難であるが、同一の事実経過ないし事実関連を考慮して判断すべきものとされている。例えば、支払請求の訴えにおいて手形債権に代えて売買代金債権を主張する場合、損害賠償請求の訴えにおいて被告の過失をその使用人のそれに変更する場合、契約無効の訴えにおいて強迫を詐欺に変更する場合などはそうである。Fitger, s. 77. もっとも立法当時は、債権的請求の際の新たな事実の援用は訴訟物の同一性を変更し、したがって訴えの変更になると解されていたようである。Gärde, s. 137.

第 4 条 訴えの提起は他に異なる定めがないときは召喚状 (stämning)

によってなされなければならない。*

原告が第 3 条により訴えを変更しようとするときは、裁判所の前において口頭でまたは書面をもってすることができる。被告はそれについて通知を与えられなければならない。

訴えは召喚状の申請が裁判所に到達したとき、または召喚状の申請が必要でないときは訴えが裁判所に提示されたときに提起されたものとみられる。

* 大部分の訴えは召喚状の申請によってなされるが、親子法上の訴えは申請 (ansökan) によってなされるのが通例である。Norstedts, 1 s. 13: 47, Fitger, s. 78.

第 5 条 被告が答弁 (svaromål) を行った後に原告が訴えを取り下げ、かつ本案がそれについて和解を許容するようなものである場合、被告が申し立てるときは、事件は取下げにも拘らず審査されなければならない

5 上述以外の場合において法律によりこのような訴えの提起が許されるとき。

* 賃料の支払および割賦払の約定の金銭貸借の割賦払のような債務には適用されない。この点でZPO 258条とは異なる。しかし、家族法上の扶養料、人身傷害に基づく終身定期金および労働契約・保険契約等による年金の債務は本号に該当する。Ekelöf, II s. 103.

第2条 ある法律関係が存在するか否かの確定に関する訴えは、法律関係に関する不確実性が存在し、かつそれが原告に不利益をおよぼすときは審査に取り上げられる――

[給付請求の] 本案の審査が当事者間において争われている法律関係の存否に依存するときは、その確認に関する訴えは取り上げられる。*

そうでなくとも法律においてある場合に確認の訴えが取り上げられる旨規定しているときは、それが適用される。

* 1項はいわゆる先決的法律関係の確認に関する（日民訴234条の中間確認の訴えと同趣旨）。Norstedts, 1 s. 13: 25. []内は原文にはないが、英訳が補っている文言（determination of performance）である。英訳（1985）p. 51. なお、併合事件においてこれの一部判決ができることについて17章5条を参照。

第3条 提起された訴えは変更することができない。ただし、原告は以下各号の場合にはそれが許される――

- 1 訴訟手続中に生じたまたはそこで彼に初めて知られた事実に基づき、訴えが提起された事項以外の給付を求めるとき、
- 2 第2条第2項による確認を申し立てるとき、ならびに
- 3 主たる義務に伴う利息またはその他の付随的義務の履行を求めるとき、およびその他基本的に同一の原因で支持される新たな申立てを提示するとき。

本口頭弁論が開始された後または他の方法により事件が判断のために取り上げられた後に第1項第2号または第3号による申立てがなされた場合、事件における支障なしにそれを審査することができないと

第23条 ある者が他人の財産の管理または他人の案件の処理を行う一般的代理権を有し、かつ彼がそれに基づき本人の事件を裁判所の前で追行する権限も有するときは、このような代理人について法定代理人について定めるところが適用される。

第24条 法律または命令において他人の事件を追行する権限について特別の定めがなされているときは、それが適用される。*

* その例として、海事法42, 64, 65条その他がある。刑事事件における公共弁護人に関する規定(21章)も広義ではそれに属するともいえる。

第13章 訴え (talan) * の対象および訴えの提起について

* 本法における talan の用法は多義的であるが(10章8条の**を参照)、本章では原告の訴訟活動とくに訴えを意味している。かつての学説は、原告の talan を彼の裁判所に向けられた権利保護の要求と解していたが(この意味では訴えという訳語がぴったりする)、この定義では狭過ぎたり、広過ぎたりする場合があります、本法に適合しないと批判される。Norstedts, 1 s. 13: 3, Fitger, s. 72.

第1条 被告が何事かを履行すべき義務に関する訴えは、履行期が到来していないとしても、以下各号の場合について事件が判断されるときは審査に取り上げられる——

1 すでに給付されたもしくは将来の対価に依存しない、またはすでに給付された対価に基づく年金または終身保険金として支払われる回帰的給付で、かつその一部が弁済期にある問題、*

2 その事件において訴えが提起されている他の義務が履行されないうち初めて生ずる履行すべき義務、

3 弁済期にある債権に対するその支払がなされるまでの利息または主たる義務に伴う付随的義務に関する問題、

4 原告にとって履行が適時になされることが重要であり、そして被告がこのような履行を怠るであろう特段の理由が存するとき、または

* エーケレーヴは訴訟能力または当事者適格 (talerätt) を失った場合と表現する。Ekelöf, II s. 87. 禁治産宣告を受けた場合などである。しかし破産宣告を受けた場合には本条は適用されない。破産財団が訴訟手続に入るのは、破産者の法定代理人としてではなく当事者としてであるから、破産者が行った訴訟代理権の授与は破産財団との関係では無意義である。Norstedts, 1 s. 12: 30. 破産財団は破産者の訴訟を承継することができる (破産法 3 章 9 条)。

第20条 代理人として行為する者は、彼が権限を有する事項のために責任を有し、かつ彼が代理権に従い行為したこと、または彼がした訴訟行為が当事者によって是認され、もしくは当事者に対し有効であることを証明できないときは、相手方当事者またはその他の者に対し、彼のした行為が当事者を拘束しないことによって訴訟手続上生じた損害を賠償する義務を負う。その他の損害を賠償する義務については、代理権一般について定めるところが準用される。

第21条 本章において当事者の事件を追行する権限を有する代理人について定めるところは、特別の措置を採ることのための代理人*についても適用できる部分が適用される。

* 特別の措置とは、他から独立してなされうる訴訟上の措置のことで、例えば上訴の通知の届出またはある申立書の提出などを行うことである。このような措置を採るための代理権の授与は、当事者の事件を追行するための代理権の授与とは異なる。したがって例えば、相手方の請求を否認するための本条による代理権授与は認められない。Norstedts, 1 s. 12: 33, Fitger, s. 71.

第22条 当事者は事件の追行の際補佐人を用いることができる。* 訴訟手続補佐人については第2条ないし第5条ならびに第6条第2項に定めるところが適用される。補佐人が当事者が出頭している際にした訴訟行為は、彼がこれに対し直ちに異議を述べないときは、当事者によって是認されたものとみられなければならない。

* 我が国の補佐人 (日民訴88条) とは全く異なる。補佐人には訴訟代理人と同一の資格要件が適用される。補佐人が用いられる最も一般的な場合は、法律扶助の民事事件において法律家が補佐人として任命されることである。この場合の補佐人は実質的には代理人に等しいが、本人が代理権を授与しない限り補佐人に留る。Ekelöf, II s. 87-8, Norstedts, 1 s. 12: 33-4.

- * 代理権の制限と関わりなく、当事者は代理人に対して、例えばある事実を自白してはならない、というような特定の指示をすることができる。代理人がこの指示に反して自白をしたときは、たとえ相手方がこの指示を知っていたとしても自白は完全に有効である。もちろんこの場合、代理人は本人に対して損害賠償義務を負う。Ekelöf, 86, Norstedts, 1 s. 12: 25, Fitger, s. 69.

第16条 訴訟代理権の授与の書面が第12条に述べるとおりに作成されていないときは、裁判所は当事者に瑕疵を補正することを命じなければならない。* 瑕疵が治癒されないときは代理権授与は効力を有しない。

- * 代理権授与の書面に当事者本人の署名が欠けているときは代理権授与の書面が存在しないものとみられ、この場合には9条が直ちに適用される。Norstedts, 1 s. 12: 26, Fitger, s. 70.

第17条 当事者出頭の際に代理人がした訴訟行為は、当事者がそれについて直ちに異議を述べたときは彼に対し効力を有しない。*

- * 日本法（日民訴84条）と異なり、事実上の陳述に制限されない。本条の訴訟行為の例として、申立て、抗弁、認諾および自白などが挙げられている。Gärde, s. 125, Norstedts, 1 s. 12: 27.

第18条 代理権授与は当事者によって何時でも撤回することができる。

代理人が当事者の事件を辞任しようとするときは、当事者が事件の追行のための措置を採ることができるようになるまで、代理権に基づき彼の権利を保護する義務を負う。

撤回または辞任は、裁判所または相手方当事者に対しては裁判所の前において口頭で、または書面をもってそれが彼らに知らさせるまで効力を有しない。

第19条 当事者が死亡しまたは争われている事項に関する管理・処分権を喪失したとき、*それをもって代理権の効力は消滅しない；ただし、裁判所はその理由があるときは、訴訟手続について遺産財団または当事者の法定代理人に通知しなければならない。

代理権が当事者の法定代理人によって与えられ、かつその後に彼の権限が消滅したとしても、代理権は効力を有する。

6 裁判所の判決の執行を求めると、ならびに

7 当事者に認められた訴訟費用の補償を取り立てること。*

代理人は訴訟手続一般に関わる代理権授与に基づき、和解が許容されない本案に関する訴えの提起または召喚状の受領をする権限を有しない。

代理権授与が特定の裁判所のみに関わるときは、代理人はその裁判所のもとで第1項に述べる権限を有する。代理人はその裁判所によってなされる決定に対する上訴の通知をすることもできる。***

代理権授与が特定の訴訟手続段階のみに関わるときは、代理人はその訴訟手続段階において第1項第2号ないし第5号に述べる権限を有する。代理人はその際になされる決定に対する上訴の通知をすることもできる。

* 代理人は、代理権授与において明示されていなくても13章3条による訴えの拡張または変更ができる。Fitger, s. 69.

** 代理人は当事者の承諾を得なければ、当事者が勝訴したものの支払を受領することができない。訴訟費用についてこの例外を認めたのは、代理人は通常、当事者に対して訴訟費用に相当する債権を有することによるとされている。Norstedts, 1 s. 12: 23. Fitger, s. 69.

*** 上訴の権限を有しない場合でも上訴の通知の届出ができるわけである。次項の特定の訴訟手続段階に限定された代理人についても同様である。Norstedts, 1 s. 12: 24.

第15条 第14条による代理人の権限については、訴えの提起、召喚状の送達を受領、和解の締結、判決の執行または当事者に認められた訴訟費用の補償の取立てに関する代理人の権利のみに限り制限することができる；その他の制限は効力を有しない。

許容される制限が代理権授与の書面においてなされないとき、裁判所および相手方当事者に対しては、それが裁判所の前において口頭で、または書面をもって彼らに知らされるまでは主張することができない。*

- * 訴訟手続一般に関する代理権授与は、一般的代理権授与または白紙代理権授与とよばれる。これに対して特定の事件に限定した代理権授与は特別代理権授与という。いずれの場合も原則として代理権は全ての審級における代理権を包含する（審級代理を原則とする我が国とは異なる）。もっとも、代理権授与を特定の審級等に制限することはできる。また、一般的代理権授与を受けた代理人でも、職権探知主義が適用される民事事件および刑事事件に関する訴えの提起または召喚状受領の権限を有しない（14条2項）。Ekelöf, II s. 82, Norstedts, 1 s. 12: 20-21.

第13条 代理人は他の者に自分の地位の代わりをさせることができない。ただし、当事者がそれに承諾を与えたときはこの限りではない。*

代理人が他の者に自分の地位の代わりをさせる権限を有するとき、代理人によって権限を与えられた者も、代理人がそれに対する承諾を与えたときは、他の者に当事者の事件の追行を委ねることができる。

- * 本条は、復代理権授与 (underfullmakt) ないし復代理人 (underombud) に関する規定である。Fitger, s. 68.

第14条 代理権授与は代理人のために、当事者の名において以下各号の事項を行う権限を伴う——

1 訴えを提起し、ならびに [権利保護の] 措置 (åtgärd) —たといそれが裁判所以外の公的機関の権限に属するときでも—を要求すること、*

2 申立書その他の書類の送達を受領すること、ただし、当事者に対する自身出頭すべき旨の命令を除く、

3 当事者の事件を追行するためのすべての行為をすること、ならびに当事者に提示された訴えの申立てに対するすべての答弁を行うこと、

4 当事者が提示した訴えの申立てを取り下げ、かつ相手方当事者の訴えの申立てを認諾すること、

5 和解を締結すること、

できる。

代理権授与の書面はその原本または認証された謄本を記録に添付しなければならない。

- * 代理権授与の書面は各審級において提出しなければならない。この要件は、第一審で提出された上訴審での権限を包含する原本が上訴審に送付された記録のなかに存するときは充足されている。Norstedts, 1 s. 12: 16.

第10条 代理権授与の書面の内容がそれに関する定めに従い電信または電話によって伝達されたとき、その録取は代理権授与の書面として適法とされる；ただし、裁判所が必要と認めるときは、それをしなければ録取は代理権授与の書面として無効とみられるという制裁付きで、裁判所に代理権授与の書面の原本の提出を命ぜられなければならない。

電信または電話による代理権授与の伝達に関する細則は政府が定める。*

- * 電話による伝達に関する定めは存在しないので、本条のこの部分は適用の余地がない。もっとも電報は電話によっても伝達される。Norstedts, 1 s. 12: 19.

第11条 国庫または地方自治体もしくはその他の住民集合体または公的施設のための代理権授与としては、適式に発せられた任命書またはそれによって代理人が任命される決定の抄本が妥当する。会社、組合もしくはその他の社団、財団もしくはその他の施設については、代理権授与としてこのような決定に関する調書の認証抄本が妥当しうる。

第12条 代理権授与の書面は代理人の氏名を包含しなければならない。代理権授与の書面はその所持人宛てに発することはできない。

代理権授与は特定の事件または訴訟手続一般*にすることができる。当事者が特定の裁判所または特別の訴訟手続段階のみに代理権授与をしようとするときは、代理権授与の書面上にその旨を示さなければならない。口頭の代理権授与はそれがなされた事件についてのみ効力を有する。

ければならない。

* したがって、代理人が排除された期日に当事者が出頭していない場合はもちろん、出頭していても自ら事件を進行するのを欲しないときは直ちに欠席判決（44章 2 条， 4 条）をすることはできない。Norstedts, 1 s. 12: 13.

第 7 条 代理人になることができない者が訴訟手続において彼に譲渡された請求を主張し、かつ彼がその事件を進行できるために譲渡がなされたことについて相当な蓋然性が認められるときは、裁判所は彼に自分のために代理人を立てることを命じなければならない。彼がこれを怠るときは、彼は欠席したものとみられなければならない。*

* 本条は譲渡行為の有効性とは関わりがない。譲渡を受けた者は訴訟における当事者として留るが、代理人を立てなければならないだけである。したがって本条は、欠席判決に関する規定の例外を成す。Norstedts, 1 s. 12: 15.

第 8 条 当事者が代理人によって事件を進行しようとするときは、彼は代理人に裁判所の前において口頭で、または書面で代理権（fullmakt）を与えなければならない。代理権授与の書面は当事者によって自署されなければならない。*

* 11条はこの例外を成す。Norstedts, 1 s. 12: 16.

第 9 条 代理権授与の書面は代理人が最初に事件を進行するとき裁判所に原本を提出しなければならない。*

代理権を証する書面が提出されるべき場合にそれができないとき、裁判所は代理人に提出のための期間を与えなければならない；上述したところは上訴の通知の届出（missnöjesanmälan）には適用されない。延期に差支えがあると認めるときは、裁判所は事件の取扱いを進めることができる、ただし、判決または終局的決定をすることはできない。代理権授与の書面が作成されたとき、その権限は代理人が訴訟手続において従前にした措置を包含するものとみられなければならない。

裁判所が代理権授与の書面上の当事者の署名が正しいか否かについて疑いを抱くとき、裁判所は疑いの除去のための猶予を認めることが

65. 弁護士強制も弁護士独占も存在しないことは前述した (第8章冒頭の*)。

第3条 法律専門家の裁判官、法曹資格を有する裁判所の職員、一般検察官または執行官は、政府または政府が定める公的機関が許可を与えない限り、代理人になることができない。ただし上述したところは、休職中の者および修習の目的で弁護士の補佐として執務する者には関しない。

参審員はその属する裁判所のもとで他人の事件を追行することができない。

第4条 ある者が事件の処理の際裁判所の構成員である裁判官と第4章第12条に関わるような関係にあるときは、事件における代理人として用いることができない。彼が裁判官もしくは裁判所の職員として、または相手方当事者の代理人として本案に関する職務を行ったときも代理人として用いることができない。*

* これは代理人の除斥・忌避 (ombudsjäv) とよばれるものである。Fitger, s. 66. 弁護士倫理と相補関係にある。

第5条 代理人が廉潔でないこと、有能でないこともしくは判断力がないことまたはその他そうでなくとも不適切であることを示したとき、裁判所は彼を事件における代理人として排除することができる；また裁判所はそのための理由が存するときは、一定の期間または当分の間彼はその裁判所における代理人として用いることができない旨宣言することができる。

第6条 代理人が排除される場合において当事者が出頭しておらず、かつ自らその事件を追行するのを欲しないときは、当事者は自分のために是認されうる代理人を立てることを命ぜられる。* 当事者がこれを怠り、かつ自身出頭しないときは、彼は欠席したものとみられなければならない。

第5条により却下されまたは無権限と宣言された者が弁護士であるときは、弁護士会の理事会のもとにその措置に関する通知がなされな

判所は彼らのうち誰 (vilken eller vilka) **が出頭すべきかを定めることができる。当事者自身が事件を追行できないときでも彼は、裁判所が彼の出頭が調査上必要であると認めるときは自身出頭する義務を負う。

当事者または彼の法定代理人が自身出頭する義務を負うとき、裁判所はそれを命じなければならない。***

* 本条には裁判所が当事者に自身出頭することを命ずる要件が定められている。当事者はつねに弁論に同席する権利を有する。Norstedts, 1 s. 11: 34, Fitger, s. 64.

** 原文では出頭を命じられる法定代理人は 1 人または複数であることが明示されている。

*** 本項は出頭義務は裁判所の発する命令によることを明らかにしている。Norstedts, 1 s. 11: 37.

第12章 訴訟代理人について

第 1 条 当事者の事件は代理人によって追行することができる。*

当事者の自身出頭する義務については第11章第 5 条に規定される。

* 代理人の本人に対する権利義務等については商法 (handelsbalken) 18 章に規定されている。Fitger, s. 65. 代理人が弁護士であるときは、弁護士倫理が問題になることはもちろんである。

第 2 条 裁判所が廉潔性、学識および従前の活動にかんがみ事件における代理人として適切であると認める者以外の者は、代理人として用いられない。代理人はスウェーデン語に堪能でなければならない。*

代理人はスウェーデンまたはヨーロッパ経済共働地域内の他の国に住居を有しなければならない；ただし、裁判所が事情にかんがみ適切であると認めるときは、その他の者も代理人として用いることができる。

未成年者、破産者または親子法第11章第 7 条による成年後見人を付されている者は代理人になることができない。

* 自然人のみが代理人になることができる。Norstedts, 1 s. 12: 5, Fitger, s.

- * すべての法人が当事者能力を有するという趣旨である。法人でない団体は除かれるが、我が国のいわゆる権利能力のない社団と同様の問題は、法人概念の拡張によって処理されているようである。例えばラップ人の村落は一種の住民集合体として最高裁判例により当事者能力を認められている。Norstedts, 1 s. 11: 30, Fitger, s. 63.
- * * 国を当事者とする事件は原則として法務監察長官によって追行される（法務監察長官規則（1975: 1345）2条）。

第3条 その本国における法律により事件を追行する権限を有しない外国人でも、彼がスウェーデン法によりその権限を有するときは、王国において事件を追行することができる。*

- * もっとも、スウェーデンに住所を有しない外国人は、外国人原告についての訴訟費用の担保を供すべき義務に関する法律（1980: 307）による担保の提供を求められる。

第4条 訴訟手続において当事者である者、または当事者もしくは当事者の法定代理人として事件を追行しようとする者がその権限を有することを示す証拠は、裁判所が証拠の提出を必要と認めない限り要求されない。*

- * 本条の本来の趣旨は、このような事項は裁判所が職権で顧慮すべきものであるが、当事者に証拠軽減を認めたものである。Norstedts, 1 s. 11: 32, Fitger, s. 64.

第5条 当事者は地方裁判所および高等裁判所における本口頭弁論の際、彼の不出頭が調査上無意義と考えられないときは、自身出頭しなければならない。

最高裁判所における本口頭弁論の際当事者は、裁判所が彼の出頭が調査上必要であると認めるときは自身出頭する義務を負う。

準備手続のための集会およびその他の弁論の際当事者は、彼の出頭が集会の目的の達成に寄与するとみられるときは自身出頭する義務を負う。*

当事者の自身出頭する義務について上述したところは当事者の法定代理人にも適用される。当事者に複数の法定代理人がいるときは、裁

めるところが適用される。

* 本条の差戻しは義務的である。Norstedts, 1 s. 10: 49, Fitger s. 61.

** 本項は上訴に関する一般ルールによれば、最高裁判所に対する上訴の途がない場合にこれを認めるもので、ある程度再審に似た機能を有する。Norstedts, 1 s. 10:51.

第21条 法律または命令において管轄裁判所に関する異なる定めがなされているときは、それが適用される。*

* 親子法、仲裁人法、破産法等に異なる定めが存在する。

第11章 当事者および法定代理人について

第1条 すべての者は訴訟手続における当事者となることができる。

争われている事項について当事者が管理・処分権を有しない (rader ej) とき、または争いが彼が自ら成立させる権限を有しない法律行為に関するときは、事件は当事者の法定代理人によって追行される。** 加害行為に基づく事件については第20章第14条および第21章第1条第1項に定めるところが準用される。

* 1項は自然人の当事者能力、2項はその訴訟能力に関する規定である。訴訟能力に関する注意すべき点として、21章1条の準用の結果、加害行為に基づく損害賠償請求については未成年者（例えば15才の者）でも被告として行為しうることが挙げられる。Norstedts, 1 s. 11: 18, Fitger, s. 62.

** スウェーデン法には、日民訴56条の特別代理人制度に相当するものがないので、とくに精神病者が禁治産宣告を受けていない場合、これを被告として訴訟を提起・追行するのに困難が生ずる。エーケレーヴは裁判所が法定代理人を任命する旨の法改正を提言する。Ekelöf, II s. 49 not 11.

第2条 権利を有し、かつ義務を負うことのできる会社、組合もしくはその他の社団、または財団もしくはその他同様の施設は、訴訟手続における当事者となることができる。* 国庫**ならびに地方自治体またはその他の住民集合体についても同様である。

上述の当事者については、当事者の法定代理人によって事件が追行される。

*** この申立ては第一審に限られる。Norstedts, 1 s. 10: 43.

第18条 裁判所が第17条に述べられているもの以外の理由によって提起された争いを取り上げる権限を有しない場合、被告が適時に裁判所の権限に関する異議を主張しないとき、もしくは第1回期日に出頭しないとき、または書面的準備において答弁書 (svaromål) の提出を怠ったときは、争いは正当な裁判所に提起されたものとみられる。被告が出頭しないかまたは答弁書の提出を怠ったときは、裁判所の権限を基礎付ける事実に関する原告の情報は、被告がそれを通知され、かつそれを不真実とする理由が存しない限り是認される。*

* この場合には、原告の利益のために証拠上の推定が働く。Gärde, s. 98, Fittger, s. 60.

第19条 下級の (lägre) 裁判所が争いを取り上げたとき、その裁判所の権限に関する問題は上級の (högre) 裁判所によって取り上げられない。ただし、上級の裁判所に対しそれを行う権限を有する当事者によって上訴または訴えの提起がなされたとき、または争いが裁判所以外の公的機関、特別裁判所もしくは直接に上級の裁判所によって取り上げられるべき争い、または法律もしくは命令により直接に仲裁人によって審査されるべき争いであるときはこの限りではない。

第20条 上級の裁判所が、下級の裁判所がそこに提起された事件を取り上げる権限を有しないと宣言するときは、上級の裁判所は、当事者の申立てに基づき事件を権限を有する下級の裁判所に差し戻すことができる。*

確定力ある決定によって複数の裁判所が無権限と宣言された場合、最高裁判所はそれにも拘らずいずれかの裁判所が権限を有するときは、当事者の申立てに基づき事件をその裁判所に差し戻すことができる。**

第14章第7条 a による最高裁判所の命令に基づき1つの訴訟手続に併合されるべき事件を取り上げる権限については、最高裁判所が定

1 裁判所以外の公的機関もしくは特別裁判所により取り上げられるべき、または法律もしくは命令により仲裁人によって直ちに審査されるべき争い、

2 特定の裁判所のみが法律または命令により争いについて取り上げるべき権限を有しているとき、その裁判所に提起すべきこのような争い、

3 法律により若干の特別の地方裁判所のみが取り上げることできる争いが、他の裁判所に提起されたとき、

4 第 9 条または第 10 条に関わる争い、またはそうでなくとも法律により他の裁判所に提起されたときはそこに述べる裁判所によって取り上げられるべき争い、

5 婚姻事件**

6 差し押さえられた財産または動産の割賦販売の有効性に関し、かつそのために権限を有する裁判所が特別に定められている争い、または、

7 召喚状なしに裁判所が取り上げることできる性質の争い。

本章に定めるところに基づき争いを取り上げるために法律において規定するのと異なる審級の裁判所に事件を提起することはできない、ただし、上述したところは第 13 条に関わる争いについては適用されない。

債権の相殺に関する申立て (yrkande) は、第 1 項によりその債権に関する争いを取り上げる権限を有しない裁判所が取り上げることはできない。***

* 本条については、スウェーデンにおける司法と行政の基本的類似性を前提として理解する必要がある。前掲ラーグネマルム、拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』参照。

** 婚姻事件については夫婦の一方が住所を有する地の裁判所、どちらもスウェーデンに住所を有しないときはストックホルム地方裁判所が管轄権を有する(婚姻法 14 章 3 条)。

第14条 複数の被告に対する原告の請求 (käromål) は、同時になされ、かつ原告の請求が基本的に同一の原因 * に支持されるときは、本章において従前に定めたところにより彼らの1人が被告とされるべき地の裁判所に訴えを提起することができる。本案がそれに関わるすべての者に対し1つの判決のみが与えられるようなものであるときは、** 訴えは彼らの1人が被告となるべき地の裁判所に提起することができる。

反訴請求 (genkäromål) は本訴請求が取り上げられた裁判所によって取り上げられる。

第14章第4条または第5条に関わる事件は本訴請求を取り上げた裁判所によって取り上げられる。***

* 同一の原因の意義については14章1条の*を参照。

** これは主としていわゆる必要的共同訴訟の場合である。Norstedts, 1 s. 10: 32.

*** 専属管轄に属する事件については本条は適用されない。Fitger, s. 58.

第15条 召喚状 (stämning) が被告に送達された後は、裁判所の管轄を基礎付けていた事実について生じた変更は顧慮されない。*

* 他方、訴訟手続中に管轄を基礎付ける事情が発生すれば本来存した瑕疵は治癒されるというのが判例である。Norstedts, 1 s. 10: 34, Fitger, s. 58.

第16条 そこに示された法律関係に起因する、発生した争いまたは将来の争いについて特定の裁判所に訴えを提起できる旨、またはその争いについては特定の裁判所のみが管轄権を有する旨の書面による契約が締結されているときは、異なる定めがない限りそれに従う。*

* この契約を prorogationsavtal という。しかし、これは国内関係の契約では稀にしか使われないといわれる。エーケレーヴは、消費者がその住所から遠隔の地にある裁判所に応訴を強られるような契約は、契約法36条により無効であろうとする。Ekel of, II s. 23.

第17条 裁判所は、以下各号の事項については本章に定めるところに基づき権限を有しない* ——

は不動産賃借権に関する争いとみられない。

不動産が複数の裁判所のもとに所在するとき、または争いが異なる裁判所のもとの数個の不動産に関するときは、争いは主たる部分が所在する地の裁判所によって取り上げられなければならない。

* 本条の管轄も専属管轄である。Norstedts, 1 s. 10: 25, Fitger, s. 56.

** 二重売買の場合の優先権 (bättre rätt) や、不動産の売買の効力に関する争いなども本条に含まれる。しかし不動産売買代金をめぐる争いは除外される(11条参照)。Norstedts, 1 s. 10: 25, Fitger, s. 56.

*** 不動産賃借権は用役権の一種であるが、これに関する争いは不動産裁判所 (fastighetsdomstol) の管轄に属する。Norstedts, 1 s. 10: 24.

**** これは駐車場に関する争いのことである。Norstedts, 1 s. 10: 27.

第11条 以下各号の事件も第10条に述べる裁判所に提起することができる——

1 不動産の売買代金またはその他これに類する不動産所有権の譲渡に基づく請求権に関する争い、

2 不動産からの支払を同時に訴求するとき、不動産所有者に対し行う不動産が担保を成す債務のために彼が人的に責任を負う義務に関する事件、

3 不動産に対する損害またはその他の侵害に関する争い、

4 不動産についてなされた労務の補償に関する事件、または

5 不動産に関する権原を取得させることを怠った者に対する賠償に関する事件。*

* 前所有名義人に対して、彼が追奪訴訟において権原を取得させることを怠ったことを理由として行う損害賠償請求のことである。Norstedts, 1 s. 10: 29.

第12条 本章の適用にあたっては、他人の土地の上の建物ならびに鉱山および鉱業に関わる建物または施設も不動産とみられる。

第13条 訴訟代理人の報酬、複数の償還義務者の中の訴訟費用の分配またはその他のこれに類する訴訟手続に基づく請求権に関する争いは、その訴訟について最初に判決をした裁判所に提起することができる。

ればならない。*

夫婦または同棲婚者の間の財産分割 (bodelning) に関する争いは、原則として彼らの一方が民事事件において被告となるべき地の裁判所によって取り上げられなければならない。** 彼らの一方が死亡したときは、財産分割に関する争いは原則として死者が民事事件において被告となるべきであった地の裁判所によって取り上げられなければならない。

第1項または第2項により管轄を有する裁判所が存在しないときは、事件はストックホルム地方裁判所によって取り上げられなければならない。

財産分割執行者 (bodelningsförfattare) または遺言執行者 (skiftesman) が行った財産分割または遺産分割 (arvskifte) の取消しに関する争いについては、特別の定めが存する。***

* 本条の管轄は専属管轄である。Norstedts, 1 s. 10: 22 b, Fitger, s. 55.

** 将来の分割契約に関する争いも含まれる。Norstedts, 1 s. 10: 22 a, Fitger, s. 55.

*** この特別の定めは、婚姻法17章8条2項、同棲婚者の共同の住居に関する法律 (1987: 232) 20条および相続法23章5条1項である。

第10条 不動産の所有権もしくは用役権、不動産に対する地役権もしくはその他の特別の権利または不動産の占有に関する争いは、不動産が所在する地の裁判所によって取り上げられなければならない。*, ** 不動産の所有者または占有者の、その資格において彼に課せられる義務の履行に関する争い、または不動産に用役権もしくはその他の特別の権利が設定されているとき、設定の対価、建築物の保持もしくはこれに類する問題に関する争いについても同様である。ただし、本項において上述したところは不動産賃借権に関する争い (arrendetvist) ***については適用されない。

車両整理のための土地または家屋もしくは家屋の一部に対する一時的な用役権の設定を理由とする争いは, **** 本条の適用にあたって

* 本法において、加害行為を「理由とする」請求は特別の法技術的意味で用いられており、加害行為「に基づく (på grund av)」それとは区別されている。後者の場合は加害行為およびこれによって生じた損害のみが法律事実を構成するのに対して、前者の場合は他の法律事実例えば保険契約も請求の法律事実に含まれる。Ekelöf, II s. 31.

** Talan という語は本法に類出するが、その用法は多義的であり、訳語を決めるのが難しい。ここで talan ならびにそれと密接に関連する mål (et) および sak (en) について若干の説明をしておきたい。

エーケレーヴは本法における talan の意味は法技術的に確定されておらず、漠然としたもので、通常の日常用語と同様に多義的であるという。それは一方において当事者の訴訟活動の一部または全般を意味する。他方、訴え、申立て (yrkande) を意味し、この意味では刑事では訴追 (åtal) と同義である。したがって、文脈に応じて、「訴え」、「事件」、「請求」などと訳し分けた。

mål (et) は訴訟 (事件) を意味し、非訟事件または行政上の案件を意味する ärende との対比において用いられるが、両者の区別は必ずしも厳格でない。このことはスウェーデンにおいては司法と行政との区別が明確でなく、行政手続が司法手続的色彩を濃厚に保有していることと関連している。本稿では mål (et) を、訴訟であることが文脈上分かる時、または訴訟事件と案件の両者を意味するときは「訴訟」とせずに「事件」と訳している。

Sak (en) は訴訟手続の対象を意味するので、原則として「本案」ときに「事案」と訳した。

以上については、Ekelöf, I s. 30-31, 35-8, および前掲ラーグネマルム、拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』66-7頁注(1)参照。

*** 本条は、犯罪を理由とする私的請求が訴追に関連してなされない場合および犯罪的でない加害行為を理由とする損害賠償の訴えの管轄に関する。Norstedts, 1 s. 10: 21, Fitger, s. 54.

第 8 条 a 消費者と営業者との間における主として私的使用のために販売された商品、役務またはその他の有用なものに関する争いは、* 消費者の住居のある地の裁判所に提起することができる。ただしこれは、地方裁判所における事件が第 1 章第 3 条 d により 1 人の法律専門家の裁判官によって審査できるとみられるときにのみ適用される。

* 不動産に関する争いは含まれない。Norstedts, 1 s. 10: 22.

第 9 条 相続または遺言に関する争いは、原則として死者が民事事件において被告となるべきであった地の裁判所によって取り上げられなけ

抵当権 (företagshypotek) もある)。また、我が国で船舶先取特権として規定されているものは、法定の panträtt とされている。Malmström, Civlrätt s. 126-30, 212-15など参照。

第4条 王国内に知られている住所を有しない者が、ここで契約を締結し、またはそうでなくとも債務を負ったときは、それに関する争いについては契約が締結されたかまたは債務を負った地の裁判所に訴えられる。

第5条 農業、鉱業、製造業、手工業、商業またはその他同様の活動を固定した営業場所で営む者は、その活動に基づき直接に発生した争いについては営業場所の地の裁判所に訴えられる。*

* 営業場所には支店、販売場所等を含む。Fitger, s. 53.

第6条 ある者がより継続的に滞在する地において契約を締結したときまたはそうでなくとも債務を負ったときは、そこにいる間はその契約または債務についてその地の裁判所に訴えられる。他の場所における一時的な滞在の際に食事、住居または同様の支出のために負った債務についても同様である。

第7条 後見人、財産管理人 (god man) または成年後見人の管理に基づく争いは、後見、財産管理または成年後見が登録されている、もしくは最後に登録された地の裁判所、または管理がなされている地の裁判所に提起することができる。

そうでなくとも或る者が他人の財産を管理しているときは、その管理に基づく争いについては管理がなされている地の裁判所に提起することができる。

第8条 加害行為を理由とする (i anledning av) * 訴え (talan) **はその行為が行われた地または損害が発生した地の裁判所に提起することができる。*** 異なる裁判所のもとの地において行為が行われまたは損害が発生したときは、訴えはいずれの裁判所にも提起することができる。

王国の内外に知られている住所を有しない者は、その滞在地の裁判所に訴えられる。彼がスウェーデン国民で、かつ王国外に滞在するかまたは彼の滞在地が知られていないときは、彼の王国内における最後の住所または滞在地の裁判所に訴えられる。

* 住所は事実上のもので、複数存在することも考えられる。Norstedts, 1 s. 10:6, Fitger, s. 52.

** 国民登録と称するが、定住外国人の登録も含む。

*** 国民登録がなされていれば、そこから他に転居した場合、そもそもそこに住所を有しない場合でも（外国に住所を有する場合は別として）管轄の根拠となる。Fitger, s. 52.

**** スウェーデン法上の bolag には、単純人的会社 (enkelt bolag)、商事人的会社 (handelbolag)、株式会社 (aktiebolag) の3種がある。前2者の社員は人的無限責任を負い、第2は法人であるが、第1は法人格を有しない。Åke Malmström, Civilrätt (12 uppl. 1986) s. 238.

第2条 国庫 (kronan) は民事事件においては原則としてその訴訟事件を担当する公的機関の所在地の裁判所に訴えられる。

第3条 王国内に知られている住所を有しない者は支払義務に関する争いについては彼に属する財産が存在する地の裁判所に訴えられる。動産に関する争いについてはその財産が存在する地の裁判所に訴えられる。

流通的債務証書または呈示が支払を要求する権利の条件を成すその他の証書に基づく債権は、証書がある地に存在するものとみられる。その他の債権は債務者の住所のある地に存在するものとみられる。債権に物的担保権 (pant) * が設定されているときは、債権は担保物がある地に存在するものとみられる。

* スウェーデンの panträtt は物的担保権を総称する概念とってよい。動産については原則として引渡しおよび占有の保持が権利の設定および存続の要件である。不動産については担保権登記 (inteckning) の後に登記機関から発行される担保証書 (pantbrev) の交付によって panträtt が設定され、不動産の利用は債務者に委ねられる。その他、船舶、航空機等の動産については、担保権登記を要件とする抵当権的担保権 (hypotekarisk panträtt) がある（企業

弁護士会の理事会は、弁護士が公認されている国における権限を有する公的機関または団体に対し、彼が弁護士としての義務を過怠したことが確証されている決定を通知しなければならない。

- * 外国の弁護士がスウェーデンの弁護士 (advokat) と称することは形式的には刑法のこの規定に違反するわけであるが、これを適用しない旨を定めたのである。

第2編 訴訟手続一般について

I 民事事件における訴訟手続について

第10章 管轄裁判所について (Om laga domstol) *

- * 本章および19章 (刑事事件の管轄裁判所に関する) は管轄に関するが、主として土地管轄に関する規定を収めており、職分管轄および事物管轄に関するものは少ない。Ekelöf, II s. 20. なお, Ekelöf, I s. 89参照。

第1条 民事事件の管轄裁判所は、原則として被告がその住所 (hemvist) * を有する場所を管轄する裁判所である。

被告がスウェーデンにおいて国民登録 (folkbokförd) ** をしているときは、彼が前年の11月1日に国民登録をしている場所が彼の住所とみられる。***

会社 (bolag) ***, 組合 (förening) もしくはその他の社団 (samfund), または財団もしくはその他同様な施設については、理事会の所在地 (säte) または理事会の所在地が定められていないかもしくは理事会が存在しないときは、その管理がなされる場所を住所とする。地方自治体またはその他同様の住民集合体 (menighet) についても同様である。

遺産財団 (dödsbo) は、死者が被告とされるべきであった裁判所に訴えられる。

は、弁護士はこの機関に対し審査のために必要とされる情報を提供する義務を負う。

弁護士について第 2 条第 5 項または第 6 項により会員となることができない事由が生ずるときは、彼は直ちに退会する義務を負う。彼がそれをしないときは、理事会は彼の除名を命じなければならない。弁護士が第 2 条第 1 項第 1 号による国籍要件または第 2 条第 1 項第 2 号による居住要件を充足しなくなり、かつ理事会が彼に会員として留りうることを認めないときも同様である。

会から除名する決定においては、決定が直ちに執行されるべき旨定めることができる。

第 4 条第 1 項第 3 文による守秘義務に違反する犯罪は、法務監察長官以外の者が訴追することはできない。訴追は公共の見地からそれが要求されるときにのみなされうる。

* 規約によれば、懲戒活動は理事会と懲戒委員会とに分配されている。

第 8 条 弁護士会への入会を拒否された者または会から除名された者は、この決定に対し上訴することができる。法務監察長官は最高裁判所に、第 7 条による弁護士会または弁護士会内の機関の決定に対し上訴することができる。

第 9 条 訴訟手続法またはその他の法律において弁護士について定めるところは、ヨーロッパ経済共働地域内の他の国において弁護士として公認されている者にも、スウェーデンにおいて活動する時に適用できる部分が適用される。その際に彼は彼が公認されている国で用いられる職業上の名称を、自国語で表現し、かつ彼が属する職業団体またはその国法により執務することができる裁判所を表示して用いなければならない。裁判所が求めるときは、第 1 文の要件を充足していると述べる者はその証拠を提示しなければならない。

第 1 項第 1 文は第 4 条第 2 項および刑法第 17 章第 15 条第 3 項の規定を含まない。*

弁護士活動の原則的禁止の解除を意味する。NJA II 1994 s. 668. 株式会社になっても、依頼者に対する債務は会社と弁護士との連帯債務である（株式会社法 1 条 3 項）。なお規約38条によれば、弁護士は理事会の同意なく支所で弁護士活動を行ってはならない。Norstedts, 1 s. 8: 13.

第 5 条 (削除)

第 6 条 弁護士制度の監督は弁護士会の理事会が行う；理事会は弁護士が裁判所の前での事件の追行ならびにその他の活動において彼に課される義務を履行することを監督すべきである。弁護士は理事会に対しこの監督のために必要な情報を提供する義務を負う。

法務監察長官は理事会または規約が定める範囲において会の他の機関に対し、その義務を怠る弁護士またはもはや弁護士資格を有しない者に対する措置を要求することができる。

弁護士会の監督案件の取扱いに関与した者は、その際にある者の人的または経済的關係について知った事項を不当に漏洩してはならない。

第 7 条 その活動において故意に不正を行いまたはそうでなくとも不誠実に振る舞った弁護士は、弁護士会から除名されなければならない。事情が軽微であるときは、その代わりに戒告 (varning) を彼に与えることができる。

弁護士がそうでなくとも弁護士としての義務を過怠するときは、戒告または注意 (erinran) を彼に与えることができる。事情が特に重大なものであるときは、彼を弁護士会から除名することができる。

弁護士が戒告を与えられるとき、特段の理由が存するときは、彼は弁護士会に最低 1 千クローネ最高 1 万 5 千クローネの制裁手数料 (straffavgift) の支払も命じられることがある。

上述の除名、戒告、制裁手数料または注意の問題は、弁護士会の理事会または規約に定める範囲において弁護士会の他の機関が審査する。* このような問題の審査がこのような機関に委ねられているとき

ない。ただし今述べるところは、公共弁護士事務所 (allmän advokatbyrå) に雇用されている者については適用されない。

- * 弁護士会規約により詳細な入会の資格に関する規整がなされている。
- ** この学識の試験に合格した者とは、法学士試験に合格した者をいう。
- *** この理論的養成教育とは規約 3 条により弁護士会が行う弁護士職に関する倫理および技術に関する準備的課程であり、1988年に発足したものである。Norstedts, 1 s. 8: 5.
- **** 成年後見の制度は、老人の財産の保護等のために1988年に親子法に導入されたものである (親子法11章 7 条以下)。
- ***** この助言活動とは職業的に行われる法的または経済的事項に関する助言または補佐をいう (同法 1 条)。助言活動において重大な過失により可罰的行為を助長することを起因した者は最高 2 年以下等の刑罰に処せられる (2 条)。そしてこのような者に対しては、最高 5 年間助言活動を禁止することができる (3 条)。この禁止手続は、検察官が地方裁判所に訴えを提起して行う (4 条 1 項)。この起訴は、対象となる者が弁護士であるときは、スウェーデン弁護士会の意見を聞いた後にのみ行うことができる (4 条 2 項)。

第 3 条 弁護士会への入会の申請はその理事会が審査する。

第 4 条 弁護士はその活動において廉潔かつ熱心に彼に委託された事務を処理すると共に、弁護士倫理*を遵守しなければならない。公共弁護士事務所の弁護士の守秘義務の問題については機密保護法 (1980: 100) 第 9 章第 9 条に規定が存する。その他の弁護士は、弁護士倫理が要求する場合職務の遂行上知った事項について黙秘する義務を負う。

会社の形態において営まれる弁護士活動においては、弁護士会の理事会が例外を認めない限り、弁護士のみが共同所有者または共同経営者 (bolagsman) になることができる。**

弁護士は彼の本人に属する金銭およびその他の資産を、自己に属するものから区別して保管する義務を負う。

* 弁護士倫理については、弁護士会制定の「スウェーデン弁護士会弁護士倫理規程」が存在する。その紹介として前掲拙稿「スウェーデンの弁護士自治」がある。

** 1994年の改正法 (1994: 1034) による本項の改正は、株式会社形態による

者, **

4 弁護士活動のために必要な実務的および理論的養成教育を終了している者, ***

5 廉潔 (redbarhet) であることが知られている者, ならびに

6 その他の点においても弁護士活動を行うのに適切であると判断される者。

弁護士会の理事会は、個々の場合に第1項第1号および第2号に関する限り入会要件の例外を認めることができる。他の国においてそこで妥当する定めにより弁護士として公認されている者については、第1項第3号および第4号による入会要件についても同様である。

ヨーロッパ経済共働地域内の他の国において弁護士になるために要求される養成教育を終了し、かつスウェーデンにおいてスウェーデン法秩序に関する十分な学識を有することを証する試験に合格した者は、第1項第3号および第4号による要件を充足すると考えられなければならない。

デンマーク、フィンランド、アイスランドまたはノルウェーにおいてそこで妥当する定めにより弁護士として公認され、かつその後最低3年間満足すべき仕方でスウェーデンにおける弁護士事務所で弁護士補として執務した者は、第1項第3号ないし第6号による要件を充足すると考えられなければならない。

破産者または親子法第11章第7条による成年後見人 (förvaltare) ****を付されている者は会員になることができない。若干の場合における職業的助言の禁止等に関する法律 (1985: 354) 第3条により助言活動を禁止されている者も会員になることができない。*****

法律専門家の裁判官、裁判所職員、一般検察官または執行官 (kronofogde) は会員になることができない；国もしくは地方自治体の職務に、または弁護士以外の私人のもとに雇用されている者は、弁護士会の理事会が例外を認めるときでなければ会員になることができ

ところは案件*についても適用できる部分が適用される。

- * 案件の範囲については争いがある。イヤーデらのコンメンタールは訴訟手続法において扱う案件すなわち証拠保全としての証拠調べなどに限られるとする。Gärde, s. 65, Norstedts, 1 s. 6: 23.

第13条 調書および記録編成ならびに日報およびその他の記録簿に関する細則は政府が定める。*

- * この定めは上述の調書令などである。

第 8 章 弁護士 (advokater) について*

- * 本章については、拙稿「スウェーデンの弁護士制度」第二東京弁護士会編『諸外国の弁護士制度』(1976, 日本評論社) 229頁以下、「スウェーデンの弁護士自治」同編『弁護士自治の研究』(1976, 日本評論社) 257頁以下参照。ただし、その後にかんりの法改正が行われていることに留意されたい。

スウェーデンには弁護士強制も弁護士独占も制度として存在していないが、事実上の弁護士独占が存在する。また、刑事事件における公共弁護人には原則として弁護士が任命される。Norstedts, 1 s. 8: 3.

第 1 条 王国に一般弁護士会が置かれなければならない。この会の規約 (stadgar) は政府によって確認されなければならない。

弁護士とは、この会の会員である者をいう。*

- * 弁護士に関する法的規制が極めて厳しいことは本章によって明らかである。政府が規約を確認するので、弁護士会は公法的性質を有する。Norstedts, 1 s. 8: 3. 弁護士でない者が弁護士の称号を用いることは犯罪である (刑法17章15条3項—刑罰は罰金)。

第 2 条 弁護士会の会員には、以下各号に当たる者のみが受け入れられる*——

- 1 スウェーデン国民またはヨーロッパ経済共働地域内の他の国の国民,
- 2 スウェーデンまたはヨーロッパ経済共働地域内の他の国に居住している者,
- 3 裁判官職の資格のために定められた学識試験に合格している

本章第8条第2項の規定は、速記により録取した供述および音声の方法で録取した供述の要約について適用できる部分が適用される。

速記者は裁判所によって任命される。事案または当事者と彼の信頼性が減弱すると考えられるような関係にある者は速記者として用いることができない。第5章第7条が通訳について定めるところは裁判所によって任命される速記者について準用される。このような速記者は仕事、時間の消費および職務上必要な支出のために合理的な補償を受けける権利を有する。補償は公費から支払われる。

本条により録取された事項の通常 of 文字による再現に関する規定は政府が定める。*

* この定めは上記調書令10条である。この規定は現在では、当事者が反訳謄本を求める場合のみに関し、裁判所が自己使用のためにそれを必要とする場合については定められていない。Norstedts, 1 s. 6: 21.

第10条 当事者の申立書および事件におけるその他の書類ならびに裁判所の調書は、判決および別個に作成される決定と共に、記録に編綴されなければならない。記録には申立書への記入またはその他の方法によって呼出し、命令またはその他の調書に記載されない決定も包含されなければならない。

記録に属する文書の返還を求める当事者またはその他の者の権利については政府が定める。*

* この定めは文書送付令 (1964: 618) (expeditionskungörelsen) 21条で、裁判所に提出された文書は事件が裁判されるまでは返還されない旨規定している。Norstedts, 1 s. 6: 22, Fitger s. 39.

第11条 裁判所においては、すべての事件について各事件が受理され、それについて採られた措置の日時、事件の裁判の日時、ならびに事件が上訴されたときは上訴の通知または上訴状が提出され、かつ採られた措置の日時を示す日報 (dagbok) が作成されなければならない。*

* この日報の記載は継続的に行われなければならない。Norstedts, 1 s. 6: 23.

第12条 本章において訴訟事件の調書、記録および日報について定める

例外はほとんど意味がないようである。Norstedts, 1 s. 6: 13.

第 7 条 その他の弁論の際に陳述された、またはそうでなくとも生起した事項は、特段の理由がなければ記載されない。事件の法的側面に関する当事者の主張 * も調書に記載されない。

* この主張には法律問題および証拠問題に関する法的見解の提示があるとされる。43章 9 条による最終弁論はこれに当たる。Gärde, s. 60, Norstedts, 1 s. 6: 14.

第 8 条 弁論に関する調書は、その弁論が終了する前に最終的草案が作成されていなければならない。* 調書が完成したとき、裁判長は調書にその旨の記入をしなければならない。

第 6 条により調書に記載すべき供述が録取された後に、それは朗読されまたは他の方法でそれを検討する機会が与えられ、かつ被尋問者はその内容について異議を有するか否かを質問されなければならない。変更を起因しない異議は記載されなければならない。** その後には録取内容は変更されない。供述が検討の後に初めて調書に記載されるときは、録取内容 [のメモ] は記録に添付されなければならない。***

* これは記載内容の確定ということであって、それを浄書して調書を作成（完成）するのは後日でよい。Gärde, s. 62, Norstedes, 1 s. 6: 16.

** 不当とみられる異議はすべて記載されるのであって、異議は訂正を必要とするものとは考えられない旨が記載される。異議が正当であるときは、その旨を記し、それによる録取内容を付加するなどして訂正する。Gärde, s. 62-3, Norstedts, 1 s. 6: 17.

*** 供述が録取内容のメモに基づき調書に作成される場合、両者の一致を保障するためである。Gärde, s. 63. 上記調書令 11 条はこの録取メモが記録に添付されるべき旨を定めている。Norstedts, 1 s. 6: 18.

第 9 条 立証目的の尋問のもとで与えられた供述は調書に記載する代わりに、速記または音声的方法によって録取することができる。事件において意義を有するとみられる事項を包含する供述の要約についても同様である。

第5条 本口頭弁論の際の調書*は弁論の経過の簡単な説明を包含し、かつ以下各号の事項を記載しなければならない——

1 各当事者の申立て、抗弁およびその変更ならびに相手方当事者による認諾、

2 当事者以外の者の申立て、ならびに当事者がこの申立てを認諾するかまたは争うか、ならびに

3 尋問される証人または鑑定人およびその他提出される証拠。

第1項または第2項により調書に記載すべき事項が申立書もしくはその他の書面またはその事件における従前の調書に記載されているときは、調書にはその旨のみを記載するに留めなければならない。

* この調書は簡略に本口頭弁論調書 (huvudförhandlingsprotokoll) とよばれている。Norstets, s. 6: 11.

第6条 調書には立証目的の尋問のもとで与えられる供述*を、その供述が事件において意義を有すると考えられる範囲で記載しなければならない。** 裁判所が現場検証の際に観察した事項についても同様である。

第1項は刑事事件における被告人の供述については適用されない。

高等裁判所における本口頭弁論の際の第1項による供述または観察は、その記載が最高裁判所に対する上訴の際意義を有すると考えられるときにのみ行うことを要する。最高裁判所における本口頭弁論の際には、このような記載を要しない。****

* この供述は、証人、鑑定人および被害者の尋問、さらに真実保障の有無を問わず当事者尋問 (民事事件) によるものを包含する。Norstedts, 1 s. 6: 13.

** 現在ではほとんど全ての供述について9条2項の音声的手段による録取に移行しており、本項は実際的には原則としての意義を失ったといわれる。Norstedts, 1 s. 6: 12.

*** その理由は、記載義務を課することが資源的にネガティブな結果をもたらすためと考えられている。Norstedts, 1 s. 6: 13.

**** 現在では本項の供述も通常9条の音声的手段で録取されるので、この

作成者,

- 3 当事者およびその出頭の有無, ならびにその訴訟代理人または補佐人および刑事事件における被告人の弁護人,
- 4 裁判所の前で口頭で与えられたときは訴訟代理の授権,
- 5 本案の簡単な表示
- 6 弁論が非公開で行われたときはその理由,
- 7 別個に作成されない裁判所の決定, ならびに
- 8 裁判所内の票決の際に示された反対意見。*

* 第一審を含む全ての裁判所において反対(少数)意見の表示を認めるのがスウェーデン法の特徴である。実はこの反対意見の表示は行政手続においても認められている(スウェーデン行政法典19条, 前掲ラーグネマルク, 拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』89頁参照)。この制度は, 福祉国家スウェーデンにおける法の支配(法的保障)の維持・確立のために大きな意義を有しているのである。

第4条 口頭準備の際の調書は以下各号の事項を包含しなければならない——

- 1 各当事者の申立ておよび抗弁, その変更ならびに相手方当事者の申立ての認諾,
- 2 各当事者が援用する事実とこれに対する相手方当事者の見解の簡単な摘示,
- 3 各当事者が援用しようとする証拠および各証拠によって立証しようとする事項ならびに証拠として提出される文書および物件に関する情報, ならびに
- 4 その他本口頭弁論の指揮上必要と考えられる事項。

第1項により調書に記載すべき事項が申立書もしくはその他の書面または従前のその事件における調書に記載されているときは, 調書にはその旨のみを記載するに留めなければならない。

本条に定めるところは, 他の弁論の際の調書についても適用できる部分が適用されなければならない, ただし本口頭弁論を除く。

下級裁判所のもとで刑事事件における判決が第30章第6条による簡易な形態によって作成されるときは、調書の代わりに政府が定める細則による覚書が作成される。*

* handläggning とは一般に訴訟における活動を総称する用語であるが、しばしば裁判所の訴訟行為のみをさす場合もある。Ekelöf, I s. 29. 前者の意味では審理・判決を包含するので、文脈上「審理」と訳するのが適切な場合が多いけれども、それでは狭過ぎたり、広過ぎたりする場合がある。他方、utredning も審理と訳するのが適切な場合もあるにせよ、より狭い意味で使われる場合がある。しかも、行政手続においてもこの handläggning という訴訟法の用語を借用し、行政手続における措置の総称として用いている（前掲ラークネマルム、拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』15-6頁注(1)参照。以上にかんがみ、handläggning は訴訟手続、行政手続を通じ原則として「取扱い」と訳することにした。また、utredning は「調査」と訳する。読者はやや違和感をもたれるかもしれないが、御理解をいただきたい。

** 通常裁判所のための調書令(1971: 1066) 8条によれば判決簿(domsblanket)に本章3条に関わる所要事項の記入がなされる。Norstedts, I s. 6:5.

第2条 調書は裁判所の職員または裁判所の法律専門家の構成員により作成され、かつ署名されなければならない。裁判長は事情がそれを起因するとき、自ら調書を作成することができる。*

本案または当事者のいずれかとの間に彼の信頼性が減弱するとみられるような関係がある者は、調書作成者として用いることができない。裁判官宣誓を行っていない者は、彼が調書作成者として執務することができる以前に、裁判所の前または裁判長の前で、彼は最上の理性に従い調書作成者としての義務を遂行し、かつ裁判所が非公開でした評議を他人に洩らさない旨の宣誓をしなければならない。

* 調書には調書作成者が署名する。裁判長は自分が調書を作成したときにのみ署名する。調書作成者は独立してその職務を行い、調書の内容について責任を負う。Norstedts, I s. 6:5-6.

第3条 調書には以下各号の事項を記載しなければならない――

- 1 裁判所ならびに集会の日時および場所、
- 2 裁判所の構成員、通訳が用いられるときは通訳、ならびに調書

第9条 裁判所の集会の際秩序を維持し、かつ必要な命令を発するのは裁判長の権限に属する。彼は弁論を妨害する者またはその他の方法で不穏当な行動をする者を退席させることができる。彼はまた混雑を避けるために法廷における傍聴人の数を制限することができる。裁判所は尋問される者が録音によって審理上の支障が生ずるほど影響を受けるとみられるときは、他の者が尋問を音声的手段で録取するのを禁ずることができる。* 法廷において写真を撮影することはできない。

退席させられた者が法廷内に侵入するとき、または秩序を維持するため発せられた命令に従わないときは、裁判所は直ちに彼を監置 (tas i häkte) し、集会が継続する限り監置場に留置すべき旨命ずることができる。ただし、3日を超えてはならない。**

裁判所の弁論の際の保安上の統制については特別の定めが存する。

* 私的録音は原則として許容される。この禁止は尋問にのみ関する。したがって例えば、当事者の最終弁論の録音は禁止できない。Norstedts, 1 s. 5: 16-7.

** この措置は刑罰とは解されていない。ことの性質上命令は直ちに執行されなければならない。Norstedts, 1 s. 5: 18.

*** 特別の定めとして、裁判所の弁論の際の保安上の統制に関する法律 (1981: 1064) がある。

第6章 裁判所の調書について

第1条 すべての事件について別個に調書が作成されなければならない。

弁論のための集会において行われたい取扱い (handläggning) * については、以下各号の場合は調書を作成することを要しない——

1 取扱いが法律専門家の裁判官単独または裁判所職員によってなされるとき、

2 取扱いの際になされる判断が別個に作成され、かつ裁判所内に反対意見が存しなかったとき、または

3 事件が取扱いの際に除去される (avskrivs) とき。

- * 本条は、弁論が常にスウェーデン語で行われることを前提としている。たとえ当事者双方が英国人で、裁判所の全構成員が英語に精通しているとしても、弁論はスウェーデン語で行われなければならない。なお、訴訟代理人、補佐人または弁護人がスウェーデン語を十分に理解しないという理由では通訳を用いることはできない。本条は刑事事件における捜査にも類推適用されると解されている。Ekelöf. I s. 151, Norstedts, I s. 5: 11-2, Fitger, s. 34.
- ** 古くから北欧の裁判所ではフィンランド語を母語とする住民のためにフィンランド語の通訳の継続的必要性が存在した（フィンランド語は他の北欧語と著しく異なる）。そこで若干の人々が特定の対価を得てこの通訳の職務を行うために任命されている。このような裁判所と継続的に結び付いている通訳が公共通訳人という名称でよばれる。Norstedts, I s. 5: 12.
- *** 公共通訳人に関する政令（1984: 140）ならびに聴力および発語能力障害者のための通訳に関する政令（1977: 175）が存在する。

第7条 公共通訳人として雇用される者、またはそうでなくとも通訳として補佐するために任命される者は、裁判所の前で、彼は最上の理性に従い彼に与えられた職務を遂行する旨の宣誓を行わなければならない。通訳として補佐するために任命される者が、その裁判所のもとで通訳としてそれ以上の職務を保持すると考えるべき理由があるときは、彼は将来の職務に関する宣誓も行うことができる。*

- * 2文のいわゆる「一般的通訳宣誓」の可能性は1973年の法改正で導入されたものである。Norstedts, I s. 5: 14. 行政訴訟法典51条にも同趣旨が規定されている（前掲ラーグネマルム、拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』201頁参照）。

第8条 通訳はその仕事、時間の消費および職務が必要とする支出に対し合理的な補償を受ける権利を有する。政府または政府が定める公的機関は補償の決定にあたって適用されるべき料金表を作成する。補償は公費から支払われる。*

- * 「通訳料金表に関する政令」（1979: 231）によれば、裁判所および裁判所類似の機関、検察庁、警察および執行官局における口頭通訳の料金表については、司法行政庁が検事総長、警察庁および国税庁と協議のうえ作成する。ただしこれは、書面の翻訳については適用されない。Norstedts, I s. 5: 15. なお、前掲ラーグネマルム、拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』201頁注（1）参照。

第 5 条 判決または決定の評議は、裁判所が公開で行うことができることを認めないときは非公開で行わなければならない。評議が非公開で行われるときは、裁判所の構成員のほかにその事件に関する職務を有する裁判所職員のみが同席することができる。特段の理由が存するときは、裁判所はこのような評議の際その他の者の同席も認めることができる。*

判決または決定の言渡しは公開で行わなければならない。ただし、判決または決定が機密保護法（1980：100）第12章第4条第2項による機密に関する命令**に包含される情報を含む限りにおいて、言渡しは非公開で行うことができる。

* 司法実務修習生の場合がそれにあたる。Norstedts, 1 s. 5: 10. 私自身もかつてスコーネおよびブレーキング高等裁判所で裁判実務の研究をしていた当時、評議の傍聴を何度か許された経験を有するが、これもこの規定によったものと思われる。

** この機密に関する命令とは4条2項の定めをいう。4条の*を参照。これに包含される情報が判決または決定の一部のみについて問題となるときは、その部分のみが非公開で言い渡されなければならない。Norstedts, 1 s. 5: 11.

第 6 条 当事者、証人またはその他裁判所の前で尋問されるべき者がスウェーデン語の十分な能力を有しないときは、裁判所を補佐するために通訳を用いることができる。*

裁判所に問題となる言語の公共通訳人 (allmän tolk)**が存在するときは、彼を用いなければならない。その他の場合には裁判所が事件における通訳として適切な者を任命する。

聴力または発語能力に重大な障害のある者を尋問するときも、裁判所を補佐するために通訳を用いることができる。

本案または当事者のいずれかとの間に彼の信頼性が減弱するとみられるような関係がある者は通訳として用いることができない。

聴力または発語能力に重大な障害のある者を尋問する場合における公共通訳人の雇用または通訳の使用については政府が定める。***

*** ここで言及されている機密保護法の規定は、刑事事件における人格調査 (pesonsutredning) (7章22条), 事業秘密 (8章17条), 家族法上の関係 (9章15条) および性犯罪等 (9章16条) の事件・案件に関する。Norstedts, 1 s. 5: 5.

**** これは公的機関が国会の承認を得て外国と締結した条約により保持する秘密に関する。Norstedts, 1 s. 5: 6-6a.

***** 特別の定め例としては、年少法違反者の特則に関する法律 (1964: 167) などが存在する。

第2条 公開弁論の傍聴 (tillträde) は、裁判長がその理由があると認めるときは、18歳未満であることが知られているか、またはそう考えられる者に対し拒否することができる。*

* 本条は、年少者を裁判の傍聴に伴う悪影響から保護するための規定で、旧法時代からの規定を引き継いだものである。国会オンブズマンの意見によれば、生徒が教育の一環として傍聴に行く場合は、予め裁判長と担当教師が協議して計画すべきである。Norstedts, 1 s. 5: 6-7.

第3条 非公開の弁論の際、裁判長の承諾を得てその裁判所の職員およびそこに教育のため執務する者*は同席することができる。特段の事情が存するときは、裁判所はその他の者にもこのような弁論の際同席を認めることができる。**

* 司法実務修習生 (notarie) を指す。

** 例えば当事者の両親や児童福祉司 (baranavårdsman) はこの2文の規定により同席を認められることがある。Norstedts, 1 s. 5: 7, Fitger s. 33.

第4条 弁論が非公開で行われ、かつその際裁判所のもとで機密保護法 (1980: 100) に関わる機密が問題となる情報が提出されたときは、裁判所はその情報を開示してはならない旨命ずることができる。*

* 機密保護法により機密とされる文書が非公開の弁論に提出された場合、それはその後も審理中は非公開であるが、事件が終結した後は裁判所が特段の定めをしなければ公開になる (同法12章3条2項)。この定めは事件の終了時にしなければならず、事後にはできない。また、機密が裁判所の判決または決定に包含されるときは、裁判所がその判決または決定においてそれが機密であり続ける旨定めなければ機密でなくなる (同章4条2項)。本条はこの非公開の定めに関するものである。Norstedts, 1 s. 5: 9.

除斥・忌避の問題の審理において、その裁判官は裁判所が彼なしでは裁判できず、かつ他の裁判官が遅滞なしに裁判所の構成に加わることができないときを除いては関与することができない。

第5章 裁判所のもとでの公開および秩序について

第1条 裁判所での弁論は公開されなければならない。*

弁論の際、裁判所のもとで機密保護法（1980：100）に関わる機密が問題となる情報が提出されると考えられる場合、この情報が開示されないことが著しく重要と判断されるときは、** 裁判所はこの情報に関する弁論を非公開（inom stängda dorrar）で行うことを命ずることができる。その他の場合においても機密が機密保護法第7章第22条、第8章第17条、第9章第15条もしくは第16条に関わるものであるか、または同法第5章第1条もしくは第9章第17条による捜査中の刑事事件における裁判所の弁論もしくはこれと同視される事件もしくは案件（ärende）に関わる事項については弁論は非公開でなされる。***機密が同法第9章第3条第2項に関わり、かつそれが弁論の際開示されることが条約に反するときは、弁論は常に非公開でなされる。****

15歳未満の者または精神的障害のある者の尋問は非公開でなされる。

その他、特別の場合に弁論が非公開でなされる旨規定されているときは、それが適用される。*****

* 本項は統治組織法2章11条2項が憲法的に保護する裁判公開の原則を定めたものである。弁論には本口頭弁論のほか、口頭の準備、本口頭弁論外の証拠調べや現場検証、勾留尋問の弁論なども含まれる。Norstedts, 1 s. 5: 4.

** 機密保護法のコンメンタールは、立法者は「著しく重要」という要件によって、公開の利益が最大限に供給されるべきこと、かつ特に強い機密の必要が存在する場合にのみ公開が制限されるべきことを強調したと説明している。Norstedts, 1 s. 5: 4.

官が刑事事件の被害者である場合などが例として挙げられている。ただし、9章5条による訴訟手続上の軽罪について審判する場合はこの例外である。Gärde, s. 42, Ekelöf, I s. 131-2, Norstedts, 1 s. 4: 23, Fitger, s. 29.

*** 近親者には同棲婚者、婚約者などが含まれる。Fitger, s. 29.

**** 裁判官と当事者との間の他の訴訟手続—民事・刑事—のみならず、仲裁手続、非訟事件において相手方の関係があることをいう。しかし、既判力ある判決が存在する場合は含まれない。Norstedts, 1 s. 4: 25, Fitger, s. 29.

第14条 裁判官が彼に対する除斥・忌避を構成するとみられる事情が存在することを知るときは、彼はそれを自発的に開示する義務を負う。

当事者が裁判官を除斥・忌避しようとするときは、その裁判官が裁判所の構成に加わっているか、もしくはそうでなくとも事件に関する職務を有することを知った後、または除斥・忌避の原因となる事情が当事者に知られていないときはこれを知った後の事件における訴訟活動 (talan) の最初にこれに関する異議 (invändning) を提出しなければならない。当事者がこれを怠るときは、この異議を提出する彼の権利は消滅する。*

下級の (lägre) 裁判所における裁判官に対する除斥・忌避の問題は、第2項に定めるところにより除斥・忌避の権利を有する当事者によって提起されるとき、または上訴が除斥・忌避を棄却する決定に対してなされるときを除いては、上級の (högre) 裁判所において取り上げることができない。

* 当事者がこの権利を失った後も裁判所は職権で除斥・忌避の問題を審査する義務がある。Norstedts, 1 s. 4: 31, Fitger s. 32.

第15条 裁判官に対する除斥・忌避の問題が生じた後、彼は著しい不利益なしに延期できず、かつ事件の判断を包含しないような事件における措置のみをとることができる。上述の措置は彼が除斥・忌避原因があると宣言されてもとることができる。

当事者が適法な期間内に裁判官に対する除斥・忌避を申し立てたときは、裁判所はできる限り速やかに別個にこれに関する決定を行う。

3 彼が本案に関わるかまたはその結果により著しい利益もしくは損害が予期される者と第 2 号に掲げる関係にあるとき、

4 彼または第 2 号に掲げる彼の近親者が当事者の後見人、財産管理人 (god man) または成年後見人であるか、またはそうでなくとも当事者の法定代理人、当事者である会社、組合 (förening) その他の団体 (samfund)、財団 (stiftelse) もしくはこのような施設 (inrättning) の理事会の構成員であるとき、または地方自治体その他の住民集合体 (menighet) が当事者である場合に、事件に関わる事項の管理を扱う行政委員会 (nämnd) もしくは理事会の構成員であるとき、

5 彼または第 2 号に掲げる彼の近親者が本案に関わるか、またはその結果により著しい利益または損害が予期される者と第 4 号に掲げる関係にあるとき、

6 彼が当事者の相手方 (vederdeloman) **** であるとき、ただし、当事者が彼を除斥・忌避するために彼に対する請求を求めるときを除く、

7 彼が他の裁判所において裁判官もしくは職員として本案に関する決定を行ったか、または裁判所以外の公的機関のもとで、もしくは仲裁人として本案に関する職務を行ったとき、

8 刑事事件における本口頭弁論の際、彼がこの本口頭弁論前に被告人が罪となるべき行為を犯したか否かの問題を審査したとき、

9 彼が本案について訴訟代理人として当事者の事件を追行もしくは当事者を補佐し、または証人もしくは鑑定人になったとき、または

10 そうでなくとも、事件における彼の中立性に対する信頼を損うのに寄与するような特段の事情が存在するとき。

* 本法は除斥と忌避を区別しない。各号の事由はすべて強行的かつ義務的である。もっとも多くは当事者の異議が提出された場合にのみ留意されるが。Ekelöf, ls. 134-5.

** この点は解釈上困難な問題で、様々な概念規定が提案されているが、簡単にいえば実質的に当該事件の当事者でありえたような場合と解釈される。裁判

* このいわゆる裁判官宣誓 (domareed) とよばれる宣誓の文言は、旧訴訟手続法から若干の形式的修正だけで訴訟手続法に引き継がれたものである。現行法になってからも、“神の法”という言葉の削除 (1959)、“全能の神の御前に、かつその神聖な言葉のもとに”に代えて、“名誉と良心に賭けて”と改められた (1976) ほかは変更がない。裁判官宣誓の文言は古語的表現であるが、最後から2番目の文を除けば現代の法律家にとってもかなり理解できるといわれている。最後から2番目の文章についてはコンメンタールにも現代語による説明が付されている。この宣誓は法律専門家の裁判官だけでなく、参審員および上述の経済専門家なども行う。Norstedts, 1 s. 4: 18b-19.

第12条 互いに婚姻関係にあるかもしくはあった者、直系の尊属および卑属の血族もしくは姻族の関係にある者、兄弟姉妹、一方が他方の兄弟姉妹と婚姻関係にあるかもしくはあった者または同様の近親者 (närstående) * は、同時に裁判官として裁判に関与することができない。

* この規定は裁判所の構成員間の密接な血族・姻族関係によって構成員の独立が影響され、ひいて十分に全面的かつ無条件の審査ができなくなる危険があるという見解に基づいている。

「同様の近親者」の代表例としては、同棲婚関係にある者が挙げられる。もっとも本条の近親者は13条のそれよりも狭く解釈すべきだとされている。その理由として本条の趣旨は13条と異なり裁判所の廉潔性を保持することにあるのではなく、個々の裁判官がその職務を行うにあたって近親者から受けうる影響を避けるためだからという。本条も法律専門家の裁判官だけでなく、参審員などにも適用される。Norstedts, 1 s. 4: 20-21.

第13条 裁判官は以下各号の場合には職務の執行から除斥・忌避される *

1 彼自身が当事者であるか、またはそうでなくとも本案に関わっている (har del i saken) か、**もしくはその結果により著しい利益または損害が予期されるとき、

2 彼が当事者と婚姻関係にあるかもしくはあったか、直系の尊属もしくは卑属の血族および姻族の関係にあるか、兄弟姉妹であるか、一方が他方の兄弟姉妹と婚姻関係にあるかもしくはあったか、または当事者に対し同様の近親者***であるとき、

然として被選挙資格を有するときは、他の者が選挙されたという通知が裁判所に到達するまで職務を行う義務があり、さらにその後においても彼が従前取扱いに関与した事件の継続処理の際に執務する義務を負う。

第10条 参審員が除斥・忌避により執務が妨げられ、または裁判所の集會に欠席し、かつ他の参審員が遅延なしに出頭できないときは、裁判所の長は地方裁判区における参審員の被選挙資格を有する者を参審員の職務を行うために呼び出すことができる。

第10条 a 政府は第1章第8条および第2章第4条 a による経済専門家として執務すべき者を個別に任期3年として任命する。3年の任期中に必要があるときは、それ以上の数の者を残余期間のために任命することができる。経済専門家が事件の処理に関与している間に任命の終了を伴う事情が生じたときは、それにも拘らず任命は進行中の事件に関する限り有効に存続するものとみられなければならない。

経済専門家として執務する者はスウェーデン国民であり、かつ未成年でない者、破産状態にない者または親子法第11章第7条による成年後見人を付されていない者でなければならない。

第11条 裁判官は職務を開始する前に以下の宣誓をしなければならない。“私、何某は、私の最上の理性と良心に従い、すべての裁判において正義を行い、富める者と貧しき者を差別せず、スウェーデンの法と規則により裁判し、血族、姻族、友人関係、妬み、悪意または怯懦、さらに賄賂および贈物その他の理由により、決して口実を設けて法を歪曲したりまたは不正を助長したりしないこと、無実の者を有罪にし、または罪ある者を無罪にしないことを、名誉と良心に賭けて誓う。私は裁判の宣告の前後を問わず当事者またはその他の者に対し裁判所の評議の秘密を漏洩しない。これらのすべてを私は正直で正しい裁判官として忠実に遵守する。”*

宣誓は裁判所または裁判長の前でなされなければならない。

うことができる反面、弁護士会の入会資格は厳しく、会員でなければ「弁護士」と称することはできない（前掲拙著『スウェーデンの司法』197-8頁およびそこに引用の拙稿参照）。

第7条 地方裁判所における参審員の選挙は地方自治体参事会 (kommunalfullmäktige) が行う。高等裁判所における参審員の選挙は県参事会 (landstinget) または県のなかに県参事会自治体 (ndstingskommun) に含まれない地方自治体があるときは県中央行政庁 (länsstyrelse) が住民数に従って定める配分で県参事会と地方自治体参事会とが行う。ゴットランド (Gottland) 県における選挙はゴットランド地方自治体の地方自治体参事会が行う。*

全選挙人の数を被選挙人の数で除し、これに1を加えた数に少なくとも相当する数の選挙人が求めるときは、比例代表制による選挙をしなければならない。このような比例代表制による選挙の手続については特に定めるところによる。**

参審員の選挙にあたっては、参審員団が年齢、性別および職業を考慮して全面的な構成を得るよう努めなければならない。

* ゴットランド県には地方自治体が1つしかなく、県参事会が存在しないのである。Norstedts, 1 s. 4: 14.

** この定めは県参事会、地方自治体参事会等における選挙に際しての比例代表制選挙の仕方に関する法律 (1955: 138) である。

第8条 参審員は任期3年として選挙される。裁判所は、参審員が正当な支障があることを証するときには彼の職務を免除することができる。60歳に達した者も参審員を辞することができる。参審員が被選挙資格を喪失したときは、その職務は終了する。

執務期間中に参審員が職を退いたときは、その残余期間について新たな参審員が任命される。地方裁判区または県における参審員の数が変更されたときは、新たに増員された参審員は第1項によるよりも短い期間任命される。

第9条 職務を免除されたまたはそうでなくとも職を退いた参審員が依

地方裁判区に 1 つより多くの地方自治体 (kommun) を含むときは、地方裁判所は地方自治体の間の参審員の数をその人口に応じて配分する。

政府または政府が定める公的機関は高等裁判所の管轄地域内の各県 (län) について、または高等裁判所の管轄地域内に県の一部を含むときはその部分について、高等裁判所において任命されるべき参審員の数を確定しなければならない。

- * 参審員の選挙は普通選挙が行われる年の秋になされる。Norstedts, 1 s. 4: 10. なお、参審員に関する詳細については、拙著『スウェーデンの司法』(1986, 弘文堂) 第 III 部第 1 章 (214 頁以下) 参照。

第 6 条 参審員の被選挙資格を有するのは、その地方自治体に、または高等裁判所の参審員については高等裁判所に属する県もしくは県の一部に国民登録され (folkbokförd), かつ未成年者または親子法第 11 章第 7 条による成年後見人が付されていないすべてのスウェーデン国民である。法律専門家の裁判官, 裁判所の職員, * 裁判官, 警察官または弁護士もしくはそうでなくとも職業上裁判所の前で他人の事件を追行する者** は参審員になることができない。

何人も同時に高等裁判所および地方裁判所の参審員を兼ねることはできない。

60 歳に達している者または正当な (giltig) 支障があることを開示した者は参審員の職務を引き受ける義務を負わない。参審員の職務を了した者はその後 3 年間は新たにその職務を引き受ける義務を負わない。

裁判所は職権で選挙された者の資格要件を審査する。

- * 裁判所の職員はその職務内容のいかに拘らず (守衛なども) 参審員になることができない。もっとも、この裁判所職員とは通常裁判所の職員のほか、その他の裁判所の職員も含まれるのかについては疑問があるとされる。Norstedts, 1 s. 4: 12.

- ** スウェーデンでは弁護士でなくとも、訴訟代理その他の法律事務を取り扱

* この職員とは、長い伝統を有する上告調査官のことである。上告調査官については、前掲拙稿（3章3条の*）を参照。

第4章 裁判官について

第1条 法律専門家の裁判官*は、スウェーデン国民**であって、かつ裁判官職への資格のために定められている学職に関する試験***に合格した者でなければならない。

破産状態にある者または親子法第11章7条による成年後見人 (förvaltare) を付されている者は裁判官職に就くことができない。

その他、学識に関する試験および条件については政府が定める。

* 本条にいう裁判官とは正規の裁判官だけでなく、非正規の裁判官を含む。後者は本法の用語法では前者の代行者 (vikarie) とよばれる。Norstedts, 1 s. 4: 6-7.

** すでに統治組織法 (憲法) 11条9条3項が裁判官職を行使する者はスウェーデン国民であることを要求している。

*** 裁判官等の資格のための学識試験に関する政令 (1964: 29) によれば、この試験とは法学士試験 (juris kandidatexamen または juristexamen) のことであるが、一定の条件のもとに他の北欧諸国の法学教育も法学士試験と同視される。Norstedts, 1 4: 7.

**** 最高裁判所規則、高等裁判所規則および地方裁判所規則などが定めている。Norstedts, 1 s. 4: 7.

第2条 第1章第2条、第2章第3条または第3章第4条第1項に関わる裁判官は政府が任命する (utnäms)。

第3条 (削除)

第4条 高等裁判所または下級裁判所における法律専門家の裁判官の休職および代行者の任命 (förordnande) の承認については政府の定めがなされる。*

* この定めは高等裁判所規則、地方裁判所規則および司法実務修習生令 (notarieförordningen) (1984: 488) においてなされている。

第5条 参審員は選挙によって任命される (utses)。*

判所の構成員となることはできない。

部は以下各号の審査の際、それが簡易な性質のものであるときは 3 人の構成員で裁判する * ——

- 1 第14章 7 条 a における事件の併合の問題,
- 2 第54章第17条に関わる高等裁判所の却下決定に対する上訴,
- 3 最高裁判所における上訴の却下の問題,
- 4 第55章第 8 条第 2 項第 3 文に関わる勾留および旅行禁止の問題,
- 5 再審または期間回復の申立て, または
- 6 重大な訴訟手続違反に関する不服申立て。

最高裁判所が従前に同一の申立人からの同一の再審の申立てについて認容しない旨の判断を与えており、かつ申立人が申立ての審査のために有意義な新たなものを提出しない場合申立てを却下または棄却するときは、部は 1 人の構成員で裁判しうる。

審査許可の問題は、1 人の構成員によって判断しうる。3 人の構成員より多くが関与してはならない。ただし、第54章第11条第 2 項により停止が宣言されている審査許可の問題は、事件を審査する構成員らによって判断される。

取下げに基づく事件の除去の決定または第55章第 8 条第 2 項第 1 文および第 2 文に関わる問題の審査の際には、部は 1 人の構成員で裁判しうる。

* すなわち、最低 3 人、最高 7 人という構成になる。Norstedts, 1 s. 3: 12.

第 7 条 部が最高裁判所が判断した事件に対する再審の申立てまたは重大な訴訟手続違反に基づく不服申立てを処理するときは、従前の判断に関与した構成員は同裁判所内で裁判の定足数を満たす数の構成員を得られるときは部で執務することができない。

第 8 条 最高裁判所における事件の準備および報告のために同裁判所に特別の職員が存在する。*

が行うものに分かれる (最高裁判所規則18-28条)。Norstedts, 1 s. 3: 8a.

*** 部の数は最高裁判所規則により定められている。

**** 代行者の任命は病気またはこれと同視される事情があるような例外的場合にのみなされるべきだとされている。Norstedts, I s. 3: 8.

第5条 最高裁判所のある部において判決または決定の評議の際、部の多数意見が最高裁判所が従前採っていた法原則または法解釈と異なると認めるときは、その部は事件または適切であるときは事件中のある問題が最高裁判所の全体部または12人で判断されるべき旨決定することができる。このような決定は、事件またはある問題が最高裁判所の全体部または12人で判断されることが法適用のために特別の意義を有するその他の場合にも行うことができる。* 12人の構成員による審査の際は、12人中少なくとも4人が求めるときは事件または問題を裁判所の全体部による判断に回付しなければならない。

部に知られている判決または決定において、最高裁判所内で法原則または法解釈について時を異にして互いに異なる見解が主張されているときは、部がその多数意見が最後になされた判決または決定と異なると認めるときにのみ第1項第1文を適用する。

勾留されている者に関する事件またはそうでなくとも特別の定めにより迅速な判断を要する事件については、事件が有害な遅延なしに最高裁判所の全体部または12人の構成員で判断することができないときは第1項を適用しない。

事件または問題が最高裁判所の全体部で判断されるときは、法的な支障が存しない限り最高裁判所判事の全員が判断に関与する。**

* この回付に関する規定は任意規定の性格を与えられているが、学説は一般に強行規定と解している。Norstedts, 1 s. 3: 10, Welamson, s. 183.

** 立法顧問院に執務する最高裁判所判事も包含される。なお、12人による判断の場合の裁判官の選択については最高裁判所の執務細則の定めるところによるものとされている。Norstedts, 1 s. 3: 11.

第6条 最高裁判所の部は5人の構成員で裁判する。7人より多くが裁

律において定める事件についての第一審裁判所である。

- * 高等裁判所の員外構成員として任命されていない判事補および高等裁判所の判事補候補生 (fiskal aspirant) は、ここでいう高等裁判所の裁判官に属しないと解されている。Norstedts, 1 s. 3: 6.
- ** 上告調査官については、拙稿「最高裁判所調査官制度の比較法的検討——スウェーデンにおける上告調査官 (revisionssekreterare) の紹介を中心として——」民商法雑誌法雑誌84巻1号 (1981) 1頁以下参照。

第4条 最高裁判所は20人またはこれを超える必要な数の最高裁判所判事によって構成される。* 最高裁判所判事は法律専門家でなければならない。彼らは他の職務を保有しまたは行使することはできない。

政府は最高裁判所判事の1人を裁判所の長 (ordförande) **に任命する。

最高裁判所は2つまたは複数の部に分かれなければならない。*** 各部は最高裁判所が取り扱う事件を取り上げることにについて同等の権限を有する。

最高裁判所の長は部の長でもある。他の部の長は政府が任命する最高裁判所判事である。

最高裁判所判事は、最高裁判所が決定するところに従い、所定の期間いずれかの部の執務を割り当てられる。

最高裁判所判事が病気またはこれと同視される事情に基づき最高裁判所において執務することができないときは、最高裁判所判事の職を定年で退いた者が一時的に代行者として任命されうる。**** 最高裁判所判事について法律または命令において定められているところは、代行者にも適用されなければならない。

- * 若干の最高裁判所判事 (従前は4人) は、統治組織法8章18条の定める立法顧問員の構成員として執務する。Norstedts, I s. 3: 8a.
- ** この長は、最高裁判所の行政の長でもあるが、高等裁判所長官と異なり、特別の官職名を有せず、他の判事と同様に最高裁判所判事とよばれる。なお最高裁判所の司法行政事務 (我が国と異なり、最高裁判所のみに関する) は、全体会議、代表会議 (kollegium)、最高裁判所の長または事務局長 (kanslichef)

第5条 高等裁判所はその所在地で裁判集会を開かなければならない。

裁判集会は他の場所でもそのための必要が存するときは行うことができる。

裁判集会は仕事の必要に応じて行わなければならない。

第6条 王国の高等裁判所は、スヴェア (Svea) 高等裁判所、イヨータ (Göta) 高等裁判所、スコーネおよびブレーキングゲ (Skåne och Blekinge) 高等裁判所、ヴェストラ・スヴェーリエ (Västra Sverie) 高等裁判所、ネードレ・ノルランド (Nedre Norrland) 高等裁判所およびユーヴレ・ノルランド (Övre Norrland) 高等裁判所である。

高等裁判所の管轄地域は政府が定める。*

* 高等裁判所の管轄地域に関する政令 (1976: 181) がある。

第7条 (削除)

第3章 最高裁判所について

第1条 最高裁判所は、高等裁判所から上訴される事件についての上級裁判所である。

第2条 弁護士会の理事会またはその他の機関の決定に対する上訴が最高裁判所になされることは、第8章第8条において規定される。

第3条 最高裁判所は国務大臣 (statsråd), 最高裁判所判事 (justitieråd), 行政最高裁判所判事 (regeringsråd), 国会オンブズマン (riksdagens ombudsman), 法務監察長官 (justitiekanslern), 検事総長 (riksåklagaren) もしくはこれらの職務を行う者または高等裁判所の裁判官* もしくは上告調査官 (revisionssekreterare)**が、その職務または受任事務の行使において冒した犯罪に基づく刑事責任または私的請求に関する事件を第一審裁判所として取り上げる権限を有する。

最高裁判所はさら最高裁判所判事または行政最高裁判所判事が免職もしくは休職されるべきか、または医師の検査を受ける義務があるか否かの問題を第一審の裁判所として審査する。その他最高裁判所は法

取下げによる事件の除去 (avskrivning) *** の決定の際は、高等裁判所は 1 人の法律専門家の裁判官で裁判する。

事件の準備のみに関する措置は、高等裁判所の 1 人の裁判官、またはそれが法律専門家の裁判官に留保されるべき性質のものでないときは十分な知識と経験を有する高等裁判所のその他の職員が行うことができる。これに関する細則は政府が定める。

第 4 章第 13 条の規定は、裁判官以外の職員が第 5 項による措置を行うとき、彼らについても適用される。

* 裁判官の意見が同数に分かれた場合は、裁判長が決定権を有する (第 3 条の * を参照)。

** この場合には部長判事または副部長判事が関与しなければならない (高等裁判所規則 26 条)。Norstedts, 1 s. 2: 12.

*** 訴えや上訴の取下げの場合には、訴えや上訴は自動的に消滅するのではなく、除去決定がなされる (13 章 5 条, 18 章 5 条 2 項, 50 章 25 条 1 項, 51 章 24 条 1 項等参照)。

第 4 条 a 第 4 条によるもののほか、高等裁判所においては以下の者が各自または共同して特別の構成員に含まれる——

1 経済的関係の問題について高等裁判所内に特別の専門的知識の必要が存するときは、第 4 章第 10 条 a により経済的専門家として任命されている者、

2 税法的関係の問題について高等裁判所内に特別の専門的知識の必要が存するときは、一般行政裁判所の法律専門家の裁判官である者またはあった者。

第 4 条 b 政府または政府が定める公的機関 * は、高等裁判所における執務のために高等裁判所の管轄地域に存在すべき参審員の数を確定しなければならない。

高等裁判所は参審員と協議の上参審員の間で執務の分配を行う。

* 通常裁判所および一般行政裁判所における参審員の数に関する政令 (1983: 382) によれば、高等裁判所は自らのその参審員の数を定める (1 章 4 条の * を参照)。Norstedts, 1 s. 2: 15.

たは複数の高等裁判所部長判事 (hovrättslagmän) および高等裁判所判事 (hovrättsråd) が存在しなければならない。彼らは法律専門家であらなければならない。

高等裁判所は、2つまたはより多くの部に分かれなければならない。部は長官または部長判事を部の長 (ordförande) とし、かつ少なくとも3人の高等裁判所判事—その1人を副部長とする—によって構成されなければならない。*

高等裁判所には事務局 (kansli) が置かれ、一定の時間公衆に対して開かれなければならない。

* 高等裁判所には員外構成員として高等裁判所代理判事または判事補が執務することができる。また、検事総長が提案した検察官、法律学の教授・助教授およびスウェーデン弁護士会の会員すなわち弁護士も員外構成員に任命される。Norstedts, s. 2:9.

第4条 高等裁判所は、3人の法律専門家の裁判官で裁判する。ただし地方裁判所から上訴された事件については、地方裁判所が3人の法律専門家の裁判官で構成されていた場合これを裁判するときは、最低4人の法律専門家の裁判官が関与しなければならない。* 高等裁判所において5人より多くの法律専門家の裁判官が関与することはできない。

刑事事件については第1項の定めを適用する代わりに、高等裁判所は3人の法律専門家の裁判官および2人の参審員で裁判する。4人の法律専門家の裁判官および3人の参審員より多くが関与することはできない。ただし、罰金より重い刑罰を科する理由が存せず、かつ事件において企業罰金の問題がないときは、高等裁判所は第1項に述べる構成でも裁判することができる。本口頭弁論が行われない取扱いの際も同様である。

審査許可の問題の処理の際は、高等裁判所は2人の裁判官によって構成されなければならない。**

段の理由が存するときは最高1週間に3執務日の中絶をすることができる。

- * 1日に6時間という審理時間の制限は、裁判機関の側の注意力の減退ないし不十分な審理を防止するためである。また長時間の審理が当事者その他の関係人を不当な精神的緊張にさらすことは許されないからでもある。執務日としては月曜から金曜までのみが計算される。審理の遅延の防止その他の正当な理由による例外が許容されうる。実際には事件の増加のためこの審理時間の制限が守られることは少ないといわれる。本条は上級裁判所における審理についても適用される(50章17条, 51章17条および55章15条参照)。Norstedts, 1 s. 1: 33-35, Fitger, s. 19.

第10条ないし第17条 (削除)

第2章 高等裁判所について*

- * 高等裁判所の司法行政については、地方裁判所の場合と同様に高等裁判所規則および執務細則が定められている。

第1条 高等裁判所は通常下級裁判所から上訴される事件についての上級裁判所である。高等裁判所はその下に属する裁判所に対する監督権を有する。*

- * 高等裁判所は、地方裁判所規則によれば地方裁判所で執務する地方判事補の任命などの権限を有する。Norstedts, s. 2: 5.

第2条 高等裁判所は、通常下級裁判所の裁判官または登記裁判官もしくは登記機関*のもとで登記案件の取扱いを命じられたその他の者が、職務または受任事務の行使において冒した犯罪に基づく刑事責任または私的請求に関する事件を第一審として取り上げる権限を有する。

高等裁判所は、その他に法律が定める事件に関する第一審裁判所である。

- * 登記機関は地方裁判所内に置かれ、登記裁判官が主宰する。登記制度については土地法(jördbalken)19章などを参照。我が国の戦前の制度に似ている。

第3条 高等裁判所には、高等裁判所長官(hovrättspræsident), 1人ま

第6条 地方裁判所は仕事の必要に応じて裁判集会を行わなければならない。本口頭弁論のための集会（ティング）*は、他の場所で集会を行うべき特段の理由がないときは、地方裁判所所在地で行われなければならない。

* ティング（Ting）という言葉は古法の民会（ドイツ語のDing）に由来するものであるが、本法制定当初の旧規定によれば、予め定められた長期にわたる地区裁判所による参審と共に本口頭弁論のための集会として理解されていた。Gärde, s. 19, Norsteds, 1 s. 1: 27.

第7条 （削除）

第8条 第3条bによるもののほか、経済的または税法的関係の判断が重要な意義を有する、複雑またはそうでなくとも特に困難な公訴にかかる事件の審査の際は、以下の者が各自または共同して特別の構成員に含まれる——

1 経済的関係の問題について裁判所内に特別の専門的知識の必要が存するときは、第4章第10条aにより経済的専門家として任命されている者、

2 税法的関係の問題について裁判所内に特別の専門的知識の必要が存するときは、一般行政裁判所*の法律専門家の裁判官である者またはあった者。

本口頭弁論の際特別の構成員が関与するときは、参審員の数の問題については第3条b第1項第2文および第3文ならびに第3項を適用する。

* 一般行政裁判所とは行政地方裁判所、行政高等裁判所および行政最高裁判所をいう（一般行政裁判所に関する法律（1971: 289）1条）。

第9条 同一の日の本口頭弁論に、特段の理由がないのに6時間内に終結できると予測されるよりも多くの事件を指定してはならない。本口頭弁論が開始された日に終結できないときは、連続した必要な数の執務日に集会を進行しなければならない。ただし、支障なしにそれが行いうるときは、集会が継続できる限り最高1週間に2執務日または特

られている。この基礎額は毎年政府によって定められる。1993年については34000クローネである。Samhällsguiden (7 uppl. 1994) s. 66.

*** 支払命令および簡易執行は執行官局の管轄に属する（支払命令および簡易執行に関する法律（1990：426））。スウェーデンの執行官は裁判官と同様の資格要件を具備する法律専門家である。執行官（局）については、拙著『スウェーデンの司法』（1986，弘文堂）199-200頁およびそこに引用の拙稿を参照。なお、簡易執行については拙稿「スウェーデンにおける民事保全」『民事保全講座 第1巻』（1996，法律文化社）227頁以下も参照。

**** 47章参照。我が国の旧刑事訴訟法における付帯私訴と同様の制度である。これに関する事例的説明としてP. O. ボールディング，拙訳『民事・刑事訴訟実務と弁護士』（1985，ぎょうせい）84頁およびこれに関連する注（15）を参照。

***** 取扱い（handläggning）という言葉の意味については，6章1条の*を参照。

第3条 e 事件の準備のみに関する措置および法律専門家の裁判官に留保されるべき種類のものでない措置は，十分な知識と経験を有する地方裁判所のその他の職員によって行うことができる。これに関する細則は政府が定める。

第4章13条の規定は，裁判官以外の職員が第1項による措置を行うとき彼らにも適用される。

第4条 政府または政府が定める公的機関はそれぞれの地方裁判区に存在すべき参審員の数を確定しなければならない。*

地方裁判所は参審員と協議の上参審員の間で執務の分配を行う。

* 通常裁判所および一般行政裁判所における参審員の数に関する政令（1983：382）によれば，3大地方裁判所（ストックホルム，イヨーテボリィおよびマルメ）は自ら参審員の数を決定し，その他の地方裁判所についてはその提案にしたがい高等裁判所が決定する。Norstedts, 1 s. 1: 25.

第5条 政府が定める1つまたは複数の場所に地方裁判所所在地（tingsställe）* が置かれなければならない。

* 地方裁判所所在地とは地方裁判所が定期的に本口頭弁論のための集会を行うべき場所をいう（6条参照）。事務局が所在する場所以外にも地方裁判所所在地を置くことができる。Norstedts, 1 s. 1: 26.

題の審査の際、事件または問題の性質にかんがみ特段の理由が存するときは、地方裁判所は本口頭弁論について定められている構成を有することができる。

第3条 d * 本案 (saken) について和解が許容される民事事件において、訴えの申立ての価額が明らかに国民保険法 (1992: 381) による基礎額**の半分を超過しないときは、地方裁判所は常に1人の法律専門家の裁判官によって構成される。

当事者が事件を追行すべき最初の時に通常の規定が適用されるべき旨申し立て、かつその際背後に存する争いがより高額なものに関するか、またはそうでなくともその結果が他に存する法律関係の判断によって特別の意義を有することを相当な蓋然性をもって証する (gör sannolikt) ときは、第1項は適用されない。訴えが支払命令の申請によって提起されたものであるときは、事件が地方裁判所に移送 (överlämna)***されることを求める当事者は、遅くともこれと共に上述の申立てをしなければならない。

第1項による価額は訴えの提起の時に妥当すると認められる価額である。訴えが支払命令もしくは簡易執行 (handräckning) の申請または刑事事件における私的請求****によって提起されたものであるときは、争いが民事訴訟事件として取り扱われる (handläggas)*****旨を裁判所が決定した際の価額である。この判断にあたっては訴訟費用に対する考慮をしてはならない。

* 本条は、旧少額訴訟法の規定を訴訟手続法に組み入れた1987年の法改正の一環である当時の3条 a を代替するものとして、1989年に導入されたものである。このような少額事件を FT (förenklad tvistemål—簡易民事訴訟事件の略語) 事件とよんでいる。訴額の計算については、様々な問題があるけれども、例えば相殺の抗弁が主張されたときはその額も合算されるとするのが最高裁の判例である。Norstedts, 1 s. 1: 24, Fitzer, s. 17. もっとも、訴え提起の手数料は訴額に対応せず、定額制であることに留意すべきである。42章3条の*を参照。

** 国民保険法の基礎額は、各種の社会保障的給付などの算定規準として用い

は、裁判所は 2 人の法律専門家の裁判官で裁判することができる。*

* 2 人制合議体における意見の不一致の場合の解決は、裁判長の意見が優先することによって図られる（16章 3 条）。他の裁判官の独立性の問題は、反対意見を表示する権利（6 章 3 条 8 号）によって確保される、と考えられているのであろう。ちなみに合議体の構成員の反対意見表示の権利はスウェーデンの司法および行政を通じてみられる特色である（行政法典 19 条参照）。

第 3 条 b 刑事事件の本口頭弁論の際には、地方裁判所は 1 人の法律専門家の裁判官および 3 人の参審員 (nämndemän) によって構成されなければならない。拘禁 * 2 年より軽くない刑罰が定められている犯罪の訴追に関する事件においては、裁判所は 1 人の法律専門家の裁判官および 5 人の参審員によって構成されなければならない。ただし、本口頭弁論が開始された後に参審員のある者について支障が生ずるときは、裁判所は 1 人の法律専門家の裁判官および 2 人の参審員、または第 2 文に関わる事件においては 1 人の法律専門家の裁判官および 4 人の参審員で裁判することができる。

罰金または最高 6 月の拘禁より重い刑罰が定められていない犯罪に関する事件の本口頭弁論の際、罰金以外の制裁を科する理由が存せず、かつ事件において企業罰金 (företagsbot) ** の問題がないときは、地方裁判所は参審員なしに裁判することができる。

事件の範囲または困難性の程度にかんがみ特段の理由が存するとき、法律専門家の裁判官の数は第 1 項第 1 文または第 2 文に定めるところを超えて 1 人増加することができる。参審員の数についても同様である。***

* スウェーデン刑法には懲役と禁固の区別はない（刑法 6 章参照）。

** 企業が経済活動における犯罪に対する刑事責任として科される罰金（刑法 36 章 7 条以下参照）。

** 例えば、ストックホルム地方裁判所におけるパルメ首相殺人被告事件においてはこの規定が適用され、裁判所は 2 人の法律専門家の裁判官と 6 人の参審員で構成された。

第 3 条 c 本口頭弁論なしの事件の判断の際および訴訟手続に属する問

dmän) が存在しなければならない。また政府が定める地方裁判所には 1 人または複数の地方裁判所部長判事 (chefsrådmän) が存在しなければならない。地方裁判所所長判事, 地方裁判所部長判事および地方裁判所判事は法律専門家 * でなければならない。

地方裁判所は部 (avdelningar) に分けることができる。部の長は地方裁判所所長判事または地方裁判所部長判事である。

地方裁判所には公衆のために一定の時間開かれている事務局 (kansli) が設けられなければならない。

* 「法律専門家の裁判官」という表現は、参審員も法律上法律専門家の裁判官と同様に裁判官とされているので、これと区別する意味で必要になる。法文は「裁判官 (domare)」という場合は、法律専門家の裁判官と参審員の両者を含む趣旨で用いている。

なお、地方裁判所には法律専門家の裁判官として地方裁判所判事補 (tingsfiskal) が存在する。

第 3 条 地方裁判所は異なる定めがないときは、1 人の法律専門家の裁判官 (lagfaren domare) によって構成されなければならない。*

* 裁判機関の原則的構成に関する規定である。異なる構成については以下各条において規定される。Norstedts, 1 s. 1: 8.

第 3 条 a 民事事件の本口頭弁論 (huvudförhandling) の際には、地方裁判所は異なる定めがないときは 3 人の法律専門家の裁判官によって構成されなければならない。

簡易形式による本口頭弁論がなされるときは、裁判所は 1 人の法律専門家の裁判官によって構成されなければならない。

第 2 項に関わる場合以外においても、裁判所が 1 人の裁判官による審判で足りると認め、かつ当事者がこれに同意するとき、または事件が簡易な性質なものであるときは、裁判所は本口頭弁論の際 1 人の法律専門家の裁判官で裁判することができる。

裁判所が 3 人の法律専門家の裁判官によって構成され、かつそのうちのある者について本口頭弁論が開始された後に支障が生じたとき

割愛したが、これについては拙著『スウェーデンの司法』（1986、弘文堂）の関係箇所などを参照されたい。

第1編 裁判所制度について*

* 第1編の内容は、我が国でいえば裁判所法のみならず、検察庁法および弁護士法の一部をも含むものである。

第1章 通常下級裁判所について*

* 地方裁判所における司法行政については、地方裁判所規則 (Förordning (1979:572) med tingsrättsinstruktion) 一政令一が詳細な規定をしている。公的機関のinstruktionについては、ハンス・ラーグネマルム、拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』（1995、信山社）2・1・1の*を参照。また各地方裁判所はその執務細則 (arbetsordning) を有する。

第1条 地方裁判所 (tingsrätt) は通常下級裁判所*であり、かつ異なる定めがないときは第一審の裁判所である。

地方裁判区 (domsaga) は地方裁判所の管轄地域である。地方裁判区の配分については政府が定める。**

* 我が国と異なり、高等裁判所は下級裁判所ではない。本章において下級裁判所という表現がとられているのは、本法制定当時はまだ第一審裁判所が国の設営する地区裁判所 (häradsrätt) と各都市の設営する都市裁判所 (rådhusrätt) とに分かれていたことによるのであろう。両者が国の裁判所としての地方裁判所に一本化されたのは1971年にいたってである。現在では約100の地方裁判所が存在する。支部はないが、複数の地方裁判所所在地を置くことはできるので、事務局が所在する場所以外にも裁判所が設けられる（5条およびその*を参照）。なお、スウェーデンには通常裁判所のほかに、行政裁判所や特別裁判所が存在する。

** 王国の地方裁判区への配分に関する政令 (1982:996) がそれである。

第2条 地方裁判所には地方裁判所所長判事 (lagman) および、政府が異なる定めをしないときは1人または複数の地方裁判所判事 (rå-

で採用し、また自らの法の学識を法文に露出させないよう慎重な配慮を払ったのである。

訴訟手続法はその制定・施行以来すでに半世紀が経過した。上述のようにその間に多くの法改正が行われ、本法は当初のそれからかなりの変貌を示している。とくに注目されるのは、1987年に第一審手続について (lag 1987: 747), 1994年に上訴手続について (lag 1994: 1034) 大々的な改革が行われたことである。80年代以降の法改正の底流には経済の停滞に伴う国家財政の緊縮化と国民の裁判に対するアクセスのより良き保障とをいかに調和的に実現するかという立法者の苦悩, ジレンマが存在するといえよう。

法改正作業は EU 法への適応というシリアスな今日的課題も抱えており、現在なお続けられている。しかし、スウェーデンの法伝統に基づく特色は今後とも基本的に維持されて行くことであろう。スウェーデンの人びと、とくに法律家はこのことを自己の誇るべき任務と考えているように思われる。

* この序説の記述については、主として以下の文献を参照した。

- Jan Eric Almquist, *Svensk rättshistoria I. Processrättens historia* (1971)
Gerhart Simson, *Das Zivil-und Strafprozessgesetz Schwedens* (1953) の Einleitung の部分 (中村英郎訳「スウェーデン訴訟法序説」国土館法学7号 (1975) がある)
Anders Buruzelius and Ruth Bader Ginsburg, *Civil procedure in Sweden* (1965) の Chapter 1 の部分
Anders Buruzelius and Ruth Bader Ginsburg, *The Swedish Code of Judicial Procedure* (1968) の Introduction の部分

なお、裁判所制度 (裁判官, 参審員を含めて) の歴史的発展については説明を

その長所を賛美しているようであるが、反対論者も存在しないわけではない。例えばヤコブソンは、両訴訟手続の基本的相違などからこれに批判的な見解を示している (Ulla Jacobsson, Tvistemål (1990) s. 8)。

2 現行訴訟手続法について

訴訟手続法は7編59章から成る。章は通し番号であるが、条は各章ごとに第1条から始まる。立法当初は全765条であったが、その後の度重なる法改正により条文数はかなり増加している。法施行以来の法改正は実に約200回に達するという (NJA II 1994 s. 659による)。しかし、編、章は異ならない。

第1編は裁判所の組織・構成、裁判官、検察官、弁護士等に関する。裁判の公開、裁判所の調書についてもここで規定されている。

第2編は全ての審級の裁判所を通ずる訴訟手続に関する一般的規定で、民事および刑事に関する規定ならびに共通規定に分かれている。

第3編は民事・刑事に共通の証拠法に関する。

第4編は下級裁判所（第一審）の訴訟手続に関するもので、民事と刑事とに分かれている。

第5編は高等裁判所、第6編は最高裁判所の訴訟手続に関する。第7編は再審等の特別上訴に関する。ここでは、高等裁判所における判決に対する上訴（控訴という言葉は1994年の法改正で消滅した）についてのみ民事（第54章）と刑事（第55章）とで異なる規定を置いている。

訴訟手続法の法文は、上述したスウェーデンの法伝統にならってなるべく国民一般に理解しやすいように平易で明快な言葉で表現されている。この点において1734年法を忠実に踏襲しているのである。訴訟手続法の編纂者はオーストリーの民事訴訟法やその父といわれるクライン (F. Klein) の学説、さらに英米およびドイツなどの立法、学説を十分に調査、研究しながらも、それらをスウェーデンの法伝統に合致する限り

sbalk) などとよばれた。そしてこの名称は現行訴訟手続法にまで引き継がれることになる。

これらの地方法を踏まえて国王マグヌス・エリックソン (Magnus Eriksson) の治世 (1319年—65年) の間に最初の国家的法典である一般地方法 (allmänna landslagen) と一般都市法 (allmänna stadslagen) が制定された。そうして、この2つの法典は14世紀の終わりまでには施行された。

1668年に両法典の改革作業が発足し、遂に1734年、その最終草案が国会に提出されて可決された。これが1734年法とよばれるスウェーデンの包括的統一法典である。その訴訟手続の部すなわち訴訟手続法は民事・刑事の両訴訟手続を規整するものであった。強制執行法の部は別個のものでされた。

1734年の訴訟手続法の改革作業はすでに1810年から始められた。その後多くの部分改正が実現されたが、新たな訴訟手続法の制定は長期にわたる立法準備作業の末、ようやく1942年に結実し、6年間の準備期間を経て1948年から施行されたのである。したがって、本法は実に130年余にわたる仕事の成果ということが出来る。

上記の手続法典の変遷を通じて注目すべきは、スウェーデンの土着的法伝統が連綿として維持されてきたことである。そして法文が民衆に分かりやすい言葉で表現されていることはその重要な1つに属する。「固有の裁判制度の土着性…はスウェーデン民族の法への忠実さ、および法規に対するその尊敬を大きなものとしており、この点、他のヨーロッパ諸国のそれと比較して疑いもなく優れている」(G. Simson, Einleitung, S. 7, 中村訳168頁) と賞賛されるゆえんである。

ちなみに、民事・刑事訴訟手続を1つの法典において規定するのはスウェーデン法の伝統的特色である。スウェーデンのこのような独特の法典編纂の在り様について圧倒的多数のこの国の法律家は誇りをもって

主義が維持された。後述する1734年の訴訟手続法制定作業のなかで有名な注釈法学者アブラハムソン (Petter Abrahamson) などは口頭主義の復活を提案したが反対派の強い抵抗に会い、訴訟書面交換の範囲をやや限定するという程度の妥協に甘んじなければならなかったのである。1942年の現行訴訟手続法制定前の下級裁判所の実務は“口頭—調書システム (muntligt- protokollariskt system)” とよばれている。それは口頭で弁論および証拠調べがなされるが、調書に記載された裁判資料のみが、少なくとも原則的には判決の基礎とされなければならない、ということの意味した。(我が国の現在の訴訟実務の実態と酷似している。)

第5の弁論(対論)主義は、民事事件では維持されたけれども、刑事事件では上述のように職権主義に譲歩を迫られた。

現行訴訟手続法は、上記3つの原則に加えて2つの新しい名称の手続原則、すなわち直接主義と集中主義によって特徴付けられている。しかしこのことは、おおむね17世紀にドイツ-ローマ法の影響を受ける以前の古いスウェーデン訴訟法の手続形態への回帰を意味するに過ぎない、という法史学者アルムクヴィスト (J. E. Almquist) の指摘は傾聴に値する。

以上に素描した手続原則の変遷をより良く理解するために、手続法制定の歴史を瞥見してみよう。

13世紀の前半から裁判集会=民会 (ting) を主宰するラーグマン (lagman 法を知る人の意。ちなみに、現在の地裁所長判事 (lagman) や高裁部長判事 (hovrättslagman) の称号はこれに由来する) によって私的に記録された慣習法のテキスト (rättsböcker) が現れ始め、やがてその後1世紀ほどの間に、主としてこれらから地方ごとに公式の法書 (lagböcker) が編纂されるに至った(大別して、イヨータ (Göta) 法とスヴェア (Svea) 法とに分かれる)。その手続法の部分は訴訟手続法 (rättegång-

内容は後述するように、現在のそれとは異なる）および弁論（対論）主義によって特徴付けられていた。

第1の公開主義については、ほとんど全ての裁判所において12人ないし24人の成人男子の出頭が要求されていた（民会＝裁判集会）。現在の参審員制度の原型がこれである。

第2の口頭主義については、判決の基礎を成す事実は、訴訟書類によってでなく、語られた言葉によって供給された。このことは書く技術がまだ一般に普及していなかったことの当然の成行きであった。

第3の形式主義は、当事者の主張も立証も法の定める厳格な形式的手続を遵守しなければならないことを意味した。

第4の二重訴訟の禁止は、当事者は一度裁判所の前に提出した事項の内容を事後に変更または付加することを禁止するものであった。もっとも、この原則は当初はすこぶる厳格なものであったが、次第に緩和されるようになった。

第5の弁論（対論）主義は、訴訟手続の重点は当事者の弁論に置かれることを意味した。しかし、職権（探知）主義を通常の手続形態とするカノン法の影響ですでに14世紀前半にとくに刑事事件の審理については職権主義が適用されるようになり、以後民事事件と刑事事件とでは審理原則が異なることになった。

上記の5つの原則のうち、今日的関心からみて重要なのは、第1、2および第5の原則であるが、それらはつぎのような変遷を示している。

第1の公開主義は通常、下級裁判所においてのみ維持されるに過ぎなくなかった。

第2の口頭主義については、17世紀にドイツローマ法の影響で上級裁判所において始まった書面主義が下級裁判所の手続にも普及するに至った。上級裁判所はやがてほぼ完全な書面主義になったし、都市裁判所もおおむね書面主義であった。しかし地方部の地区裁判所などでは口頭

第56章 決定に対する上訴および先例問題の回付について

第57章 直接に取り上げられる事件について

第7編 特別上訴について

第58章 再審および期間回復について

第59章 重大な訴訟手続違反 (domvilla) 等に基づく不服
申立て (klagan) について

前稿に対する補遺

はじめに

本稿は、スウェーデン訴訟手続法のうち、すでに翻訳を公表した刑事手続に関する部分（「翻訳スウェーデン刑事訴訟法」神奈川大学法学研究所研究年報15号所収—以下、「前稿」という）を除いた全文の翻訳とその理解の便宜上必要最低限と思われる注を付したものである。翻訳の基本方針や参照文献については前稿と同じであるから、それを参照されたい。ただし参照文献として、Lars Welamson, Rättegång VI (2 uppl. 1994) —Welamson で引用—を加える。

法文は Sveriges Rikes Lag 1995に拠った。

本稿は量的にやや膨大なので、第4編以下は本号とほぼ同じ時期に刊行が予定されている神奈川大学法学研究所研究年報16号に掲載することにした。本稿の最後に前稿に対する追加的記述を行うので、読者にとってもこのほうが便宜ではないかと思う。

序 説*

1 スウェーデンの法伝統からみた訴訟手続法の特色

スウェーデン法の歴史をある程度明確に辿ることができるのは11世紀以降であるが、その初期における訴訟手続はおおむね以下の5つの手続原則すなわち、公開主義、口頭主義、形式主義、二重訴訟の禁止（その

- 第38章 文書証拠について
- 第39章 検証について
- 第40章 鑑定人について
- 第41章 証拠保全について (以上, 本号掲載)

第4編 下級裁判所のもとでの訴訟手続について (以下, 神奈川大学法学研究所研究年報16号掲載予定)

I 民事事件における訴訟手続について

- 第42章 召喚状 (stämning) および準備ならびに本口頭弁論なしの事件の判断について
- 第43章 本口頭弁論について
- 第44章 当事者の不出頭 (utevaro) 等について

II 刑事事件における訴訟手続について (既訳一同)

- 第45章 公訴の提起について
- 第46章 公訴が追行される事件における本口頭弁論について
- 第47章 私的訴追の提起およびこのような訴追が追行される事件における本口頭弁論について
- 第48章 刑罰命令および秩序罰金命令について

第5編 高等裁判所のもとでの訴訟手続について

- 第49章 地方裁判所の判決および決定に対する上訴の権利について
- 第50章 民事事件における判決に対する上訴について
- 第51章 刑事事件における判決に対する上訴について
- 第52章 決定に対する上訴について
- 第53章 直接に取り上げられる事件について

第6編 最高裁判所のもとでの訴訟手続について

- 第54章 高等裁判所の判決および決定に対する上訴の権利について
- 第55章 判決に対する上訴について

ついて

- 第15章 仮差押え等について
- 第16章 票決について
- 第17章 判決および決定について
- 第18章 訴訟費用について

II 刑事事件における訴訟手続について（既訳一同）

- 第19章 管轄裁判所について
- 第20章 訴追の権利および被害者について
- 第21章 被疑者および彼の弁護について
- 第22章 犯罪を理由とする私的請求について
- 第23章 捜査について
- 第24章 勾留および逮捕について
- 第25章 旅行禁止および届出義務について
- 第26章 仮差押えについて
- 第27章 押収、秘密の電話聴取等について
- 第28章 家宅捜索ならびに着衣の捜索および身体検査につ
いて
- 第29章 票決について
- 第30章 判決および決定について
- 第31章 訴訟費用について

III 共通規定について

- 第32章 期間および懈怠の正当な理由 (laga förfall) に
ついて
- 第33章 訴訟手続における書面 (inlaga) および送達につ
いて
- 第34章 訴訟手続障害について

第 3 編 証拠調べ (bevisning) について

- 第35章 証拠調べ一般について
- 第36章 証人について
- 第37章 当事者および訴えを進行しない被害者の尋問につ
いて

資料

訳注スウェーデン訴訟手続法（1）
 —— 民事訴訟法・刑事訴訟法 ——

萩原金美

目次

はじめに
 序説

第1編 裁判所制度について

- 第1章 通常下級裁判所について
- 第2章 高等裁判所について
- 第3章 最高裁判所について
- 第4章 裁判官について
- 第5章 裁判所のもとでの公開および秩序について
- 第6章 裁判所の調書について
- 第7章 検察官および警察機関について（既訳—「スウェーデン刑事訴訟法」神奈川大学法学研究所研究年報15号掲載）
- 第8章 弁護士（advokater）について
- 第9章 刑罰、過料および勾引について（既訳一同）

第2編 訴訟手続一般について

I 民事事件における訴訟手続について

- 第10章 管轄裁判所について（Om laga domstol）
- 第11章 当事者および法定代理人について
- 第12章 訴訟代理人について
- 第13章 訴え（talan）の対象および訴えの提起について
- 第14章 事件の併合および訴訟手続に対する第三者の参加に